

諸外国のカジノ施設及びそれに付随する施設における
感染症対策に関する海外事例詳細調査業務

報告書

令和3年(2021年)3月

PwC コンサルティング合同会社

目次

序章 本調査の目的	5
1. 米国	6
(1) 米国におけるカジノ及びそれに付随する施設の感染症対策（連邦政府と州政府の 関係等）	6
ア. 連邦政府による感染症対策とカジノ等施設への影響	6
(ア) 感染症対策の概要	6
(イ) カジノ施設への影響	6
イ. 連邦政府による感染症対策の具体的措置とその法的根拠	7
(ア) 連邦政府と州政府の関係	7
(イ) 連邦政府の措置とその法的根拠	7
ウ. 連邦政府当局間の権限分担	8
(2) ネバダ州	10
ア. カジノ等施設に対する感染症対策の概要及びその影響	10
(ア) 州政府によるカジノ等施設への感染症対策	10
(イ) カジノ施設への影響	11
イ. カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠	11
(ア) 州における法的構造	11
(イ) 州政府の措置とその法的根拠	12
ウ. 州政府当局間の権限分担	20
エ. ネバダ州におけるカジノ事業者の取組	21
(ア) MGM Resorts International の取組	21
(イ) Wynn Resort の取組	23
(ウ) Las Vegas Sands の取組	24
(エ) Caesars Entertainment の取組	25
(3) マサチューセッツ州	27
ア. カジノ等施設に対する感染症対策の概要及び影響	27
(ア) 州政府によるカジノ等施設への感染症対策	27
イ. カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠	28
(ア) 州における法的構造	28
(イ) 州政府の措置とその法的根拠（詳細は表7のとおり）	29
ウ. 州政府当局間の権限分担	36
エ. カジノ事業者の取組	37
(4) ニュージャージー州	38
ア. カジノ等施設に対する感染症対策の概要及びその影響	38

(ア) 州政府によるカジノ等施設への感染症対策.....	38
(イ) カジノ施設への影響.....	38
イ. カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠.....	39
(ア) 州における法的構造.....	39
(イ) 州政府の具体的措置とその法的根拠（詳細は表9のとおり）.....	40
ウ. 州政府当局間の権限分担.....	46
エ. カジノ事業者の取組.....	47
(5) ニューヨーク州.....	49
ア. カジノ等施設に対する新型コロナ感染症対策の概要及びその影響.....	49
(ア) 州政府によるカジノ等施設への感染症対策.....	49
(イ) カジノ施設への影響.....	49
イ. カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠.....	50
(ア) 州における法的構造.....	50
(イ) 州政府の措置とその法的根拠.....	51
ウ. 州政府当局間の権限分担.....	58
エ. カジノ事業者の取組.....	58
2. シンガポール.....	60
(1) カジノ等施設に対する感染症対策の概要及び影響.....	60
(2) カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠.....	61
ア. シンガポールにおける法的構造.....	61
イ. シンガポール政府の措置とその法的根拠.....	63
(ア) サーキットブレイカー措置と施設の閉鎖.....	63
(イ) 3段階の経済再開方針.....	64
(ウ) 安全管理措置（Safe Management Measures）の導入.....	67
(エ) カジノ施設及び関連施設の再開.....	67
(オ) 安全距離取締員（Safe Distancing Ambassador）等の設置.....	68
(カ) 事業者の違法行為に対する措置（カジノ施設における感染症対策遵守確保）	
69	
(3) 政府当局間の権限分担.....	69
ア. 概観.....	69
イ. 関係省庁タスクフォースの役割.....	70
ウ. シンガポールのカジノ関係当局の役割.....	70
(4) カジノ事業者の取組.....	71
ア. マリーナ・ベイ・サンズ Marina Bay Sands.....	71
イ. リゾートワールド・セントーサ Resort World Sentosa.....	73

3. マカオ	74
(1) カジノ等施設に対する感染症対策の概要及び影響	74
(2) カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠	76
ア. マカオにおける法的構造	76
イ. マカオ特別行政区政府の措置とその法的根拠	77
(ア) 出入境制限による措置	77
(イ) カジノ等施設の閉鎖措置及びその解除、並びにカジノ事業者に対する措置	80
(ウ) 感染症対策	81
(3) 政府当局の権限分担	86
ア. 特別行政区政府の役割	86
イ. カジノ規制当局の役割（詳細は表 15 を参照）	86
(4) カジノ事業者の取組	88
ア. 施設の閉鎖と再開	88
イ. 隔離ホテル客室の提供	89
ウ. 新型コロナウイルスへの対応	89
4. 韓国	91
(1) カジノ等施設に対する感染症対策の概要及び影響	91
(2) カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠	93
ア. 韓国における法的構造	93
(ア) 感染症対策に係る関連法	93
イ. 韓国政府の措置とその法的根拠	95
(ア) カジノ施設の閉鎖と営業再開	95
(イ) 「社会的距離の確保」及び屋内施設営業再開にあたっての感染症対策	97
(3) 韓国政府当局間の権限分担	100
ア. 韓国政府及び地方自治体の権限と役割	100
イ. カジノ関係当局の権限	101
(4) カジノ事業者の取組	102
5. オーストラリア	104
(1) オーストラリア連邦におけるカジノ施設及びそれに付随する施設の感染症対策概要	104
ア. オーストラリアにおける感染症対策の概要	104
イ. オーストラリアにおける感染症対策の具体的措置とその法的根拠（連邦政府と州政府の関係）	105
(ア) オーストラリアの感染症対策の法的構造	105

(イ) 連邦政府の措置とその法的根拠.....	106
(2) ニューサウスウェールズ州	109
ア. カジノ等施設に対する感染症対策の概要及び影響	109
イ. カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠.....	112
(ア) 州における法的構造.....	112
(イ) 州政府の措置とその法的根拠	113
ウ. 州政府当局間の権限分担.....	114
エ. ニューサウスウェールズ州におけるカジノ事業者（スター・シドニー）の取組 115	
(3) クイーンズランド州	116
ア. カジノ等施設に対する感染症対策の概要及び影響	116
イ. カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠.....	118
(ア) 州における法的構造.....	118
(イ) 州政府の措置とその法的根拠	119
ウ. 州政府当局間の権限分担.....	121
エ. カジノ事業者（スター・エンターテインメント）の取組.....	122

序章 本調査の目的

令和元年 12 月に中国湖北省武漢市において確認された新型コロナウイルス感染症は急速に世界各地に伝播し、未曾有の被害をもたらしている。初めての感染確認から 1 年以上を経過した令和 3 年 3 月現在においても、感染収束のめどはたっていない。わが国の特定複合観光施設区域整備法第 5 条第 1 項の規定に基づく「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」は、「IR としての機能が適切に発揮されるよう、IR 区域及び IR 施設に係る安全や健康・衛生が確保されること」が、日本型 IR の意義が発揮されるための極めて重要な前提条件の一つであるとしており、今回の新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組を適切に講じることを求めている。

実際、今般の世界的蔓延を受け、カジノ・IR 施設の所在する諸外国政府は、カジノ施設及びそれに付随する施設（以下、「カジノ等施設」という。）に対し、感染動向に応じて、営業停止・閉鎖の命令、再開許可等を発出する措置をとっている。また、これらのカジノ等施設の営業再開にあたっては、当局を中心に、感染症対策のガイドラインを策定の上、再開後のガイドラインの順守状況を当局が確認し、違反等に対しては必要な対応措置をとっている。そのため、これら諸外国の取組に関する情報を幅広く収集し、ベストプラクティスを把握することは、わが国において IR 区域及び IR 施設に係る安全や健康・衛生をいかに確保していくかを検討する上で有益であると考えられる。

本調査は、以上の問題意識を踏まえ、諸外国政府が、2020 年以来カジノ等施設に対して実施してきた感染症対策及びその法的根拠等について情報を収集し、その実態を把握したものである。

1. 米国

(1) 米国におけるカジノ¹及びそれに付随する施設の感染症対策（連邦政府と州政府の関係等）

ア. 連邦政府による感染症対策とカジノ等施設への影響

(ア) 感染症対策の概要

2019年12月に中国湖北省武漢市において確認された新型コロナウイルス感染症は、米国において急激に拡大し、2021年2月14日時点で、世界最大の感染国である米国の累積患者数は約2770万人（死者約49万人）となり、世界全体の約25%が米国に集中している（米ジョンズ・ホプキンス大学集計）。

大統領は2020年3月13日に緊急事態を宣言し、各州知事はそれぞれの権限と地域の感染状況に応じて緊急事態を宣言し、新型コロナウイルス感染症対策を実施した。各州の感染状況によりカジノ施設の閉鎖時期に差がみられたが、アメリカゲーミング協会（American Gaming Association; AGA）3月25日の発表によれば、同日時点で全米の全てのカジノ施設（商業465施設、トライバル501施設、計966施設）が営業停止（オンラインを除く）となった。

その後、各地域の感染の収束度合いに応じて、州ごとに知事の判断で収容率制限、営業時間制限、防疫対策の実施により規制が緩和され、6月以降、順次カジノ施設の営業が再開された。

(イ) カジノ施設への影響

カジノ施設再開後の事業状況としては、各地で再開が開始された2020年半ばから回復傾向が見られ、2020年10月の全米商業カジノ市場は34.2億ドル（対前年比5.8%減）と急速な回復をみせた。航空機利用等の都市間移動に対する制約を考慮すると、自動車利用の地元客によるリージョナル需要の堅調さが伺える。なお、2020年1月～11月の売上累計は、270.7億ドル（対前年比32%減）となっている。

一方、ラスベガスに代表される国際的なディスティネーション型立地は、リージョナル型立地と比較してより大きな経済的打撃を受けた。特にラスベガスの雇用は厳しい状況が続いており、米国労働統計局の発表（2021年1月7日）による

¹ 米国においては、一般的な商業カジノとは別に、先住民部族（トライバル）カジノが存在し、両者は異なる規制の下にあるところ、本調査では、商業カジノのみを調査対象としている。

と、2020年11月の推定失業率は11.5%であり、これは100万人以上の人口を抱える51の大都市の中でも最も高い。2020年1月～11月のラスベガスへの来訪者数は1780万人（ラスベガス観光局）であり、2019年と比較すると54.5%に留まる。ラスベガスにおける2020年12月のゲーミング収入は、対前年比36%減少となっている（ネバダゲーミング管理理事会（Nevada Gaming Control Board））。一方、コロナ禍における自宅待機措置を背景に、特に米国ではスポーツ・ベッティングを含むオンライン・ゲーミング市場が飛躍的な成長をみせている。複数のランド型カジノ事業者もオンライン関連企業との資本・技術的提携を進め、2020年から新たにオンライン・ゲーミング事業を展開した。また、複数の州で、カジノやオンライン・ゲーミングの新たな認可に向けた動きがあった。そして、主要カジノ事業者の株価も、大幅下落していた2020年3月の水準から概ね回復している。このように、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中でも、米国のゲーミング市場はその活力を保持している。

イ. 連邦政府による感染症対策の具体的措置とその法的根拠

(ア) 連邦政府と州政府の関係

米国においては、合衆国憲法修正第10条に「この憲法が合衆国に委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、各々の州または国民に留保される」と規定されており、災害対応や公衆衛生は主として各州の法令に基づき、各州により実施されることが原則である。新型コロナウイルス感染症対策に関しても同様であり、感染症対策の主要な担い手は州政府となっている。連邦政府は、感染症や緊急事態に対応するために連邦法に基づき、入国制限や物資調達のほか、州や自治体への物的・財政的な支援や専門的な知見に基づく情報提供を行っている。

(イ) 連邦政府の措置とその法的根拠

連邦政府は、感染拡大防止のための措置とともに、法的強制力はないものの、行動制限に係る指針及び経済再開に係る指針を発出して感染予防と経済再開のバランス確保を推奨した。

連邦政府は、感染症対策の行動指針である自宅待機を要請した「アメリカのための大統領のコロナウイルス・ガイドライン」(The President's Coronavirus Guideline for America)、事業者による社会的距離の確保及び防疫措置に関する実施計画の作成と衛生習慣の維持を基本とする経済活動再開指針「アメリカを再び開く (Opening Up America Again)」を公表し、各州政府は疾病管理予防センター (CDC) の防疫措置と感染症対策に係る具体的な取組指針を参照しつつ、州知事による緊急指令の発令により感染拡大の状況に応じた感染症対策を実施している。

■ 感染拡大防止のための措置

- i) 入国制限と検疫の強化
- ii) 米国市民の渡航中止勧告

■ 行動制限に係る指針・勧告の発出

- i) 「Get Your Mass Gatherings of Large Community Events Ready」(疾病管理予防センター：CDC)、2020年3月15日発出
50人以上の会議やイベント、祭典、パレード、コンサート、スポーツイベント、結婚式などの実施を8週間にわたり中止・延期するよう要請
- ii) 「アメリカのための大統領のコロナウイルス・ガイドライン“感染抑制のための15日間”」(The President’s Coronavirus Guideline for America)
在宅勤務や在宅授業を推奨し、10人以上の集会、店内飲食の回避を呼びかけ。(2020年3月16日～4月30日、3月29日に1か月間延長)

■ 経済再開に向けた指針の発出

- i) 経済活動再開指針「アメリカを再び開く」(Opening Up America Again)、2020年4月16日発表。
地域の感染収束度合いに応じて3段階で制限を緩和する内容を提案し、州知事の判断で実施することになった。
- ii) CDCによる州・自治体などの経済再開基準に関わる基準作成

ウ. 連邦政府当局間の権限分担

米国連邦政府は、新型コロナ感染症対策を実施する体制として、2020年1月29日、ホワイトハウスにタスクフォースを発足した。連邦政府では、感染症対策の指針や入国制限などの措置に関しては、感染症専門機関である「疾病管理予防センター（CDC）」がガイドラインを定めている。各州政府はそれを参考に地域の感染拡大状況を判断して具体的な新型コロナ感染症対策を立案・実施している。

■ ホワイトハウス・新型コロナウイルス対策タスクフォース

2020年1月29日、マイク・ペンス副大統領を責任者とした専門家会議が発足された。アンソニー・ファウチ博士（アメリカ国立アレルギー感染症研究所 National Institute of Allergy and Infectious Diseases; NIAID、所長）が主導的役割を担い、連邦政府としての対策案を検討する組織であった。

2020年11月9日、新たに大統領に選出されたジョー・バイデン氏は、新型コロナウイルス対策本部（タスクフォース）を立ち上げた。連邦公衆衛生局のビ

ベック・マーシー前長官、食品医薬局（FDA）のデービッド・ケスラー元長官が共同議長を務め、合計 12 名で構成されている。

- 疾病管理予防センター Centers for Disease Control and Prevention; CDC
米国保健福祉省（United States Department of Health and Human Services）が所管する感染症対策の専門機関である。独自の予算及び職員をもち、学校や職場における感染症対策のガイドラインを作成・発表している。

(2) ネバダ州

ア. カジノ等施設に対する感染症対策の概要及びその影響

(ア) 州政府によるカジノ等施設への感染症対策

ネバダ州知事は、2020年3月12日、「コロナウイルスに伴う緊急事態宣言」(Declaration of Emergency for COVID-19)を発出した²。3月17日、州知事はコロナウイルスに係る「危機緩和イニシアチブ」(Nevada Health Response COVID-19 Risk Mitigation Initiative)を発表し、同日、緊急指令第2号により、カジノ施設での集会とカジノ関連機器の稼働停止を命令した。それを受けて、ネバダゲーミング管理理事会(Nevada Gaming Control Board)は、ラスベガスを含む州内の全てのカジノ関連機器(スロットマシン、テーブルなど)の運用は23時59分をもって30日間停止する強制執行ステートメントを発表した。そして、3月20日、緊急指令第3号により、4月30日まで、カジノやバー、映画館、ジム等を含む必要不可欠でない事業場の閉鎖を命令し、ネバダ州の全カジノ施設は閉鎖された。

州知事は、4月30日、緊急指令第16号に基づき、「回復ロードマップ」(Nevada United: Roadmap to Recovery)を発表し、4段階で経済活動を再開する計画を示した。回復ロードマップでは、3月20日に発令された自宅待機(Stay at Home)命令の現状から第1段階へ移行する基準を示すとともに、第1段階及びそれ以降の段階における経済活動の再開のめどを提示した。カジノ施設は回復ロードマップの第2段階への移行により再開可能とされ、6月4日、緊急指令第21号(2020年5月28日発出)に基づき、収容率50%以下、マスク着用や社会的距離の確保、集会規模の制限(50人以上のイベント開催の禁止)を条件にカジノ等施設は営業を再開した。10月1日にはイベント開催規模の規制緩和(2,500人以上の収容施設は収容率10%以下、2500人未満の収容施設は50%以下あるいは250人の小さいほうを上限)があったが、再び感染拡大がみられたことから、事業場の運営制限が強化され、11月23日に収容率25%以下へ強化され、当該制限は2021年2月15日まで継続された。感染拡大が小康状態になったことから、2021年2月11日に、州知事は影響軽減策「Nevada's Roadmap to Recovery」を発表し、2月15日以降、収容率35%以下、3月15日以降、収容率50%以下とし、5月1日以降についてはネバダ新型コロナ感染症緩和 management 対策本部(Nevada COVID-19 Mitigation

² ネバダ州では、州知事の緊急事態宣言以前の2020年3月11日、MICE参加者から新型コロナ感染者が確認されたため、カジノ事業者は内規に従い、イベント会場及び感染者の宿泊客室の清掃、濃厚接触者(来訪客及び従業員)への通知、濃厚接触従業員の隔離を行った。

and Management Task Force)及びネバダゲーミング管理理事会の指示に基づくこととすることが発表された。

(イ) カジノ施設への影響

ネバダゲーミング管理理事会によると、2019年7月～2020年6月の州全体の売上高は183億4800万ドル（対前年比25%減）であったが、主に管理コストの削減により、当期利益は2010年度以降最大となった。2020年6月4日に収容率50%で再開され、2020年7月～9月は州全体で23億2100万ドル（対前年比24%減）、観光客の比率が高いストリップ地区で10億200万ドル（対前年比39%減）、ダウントウンで1億2900万ドル（対前年比21%減）、その他地区で11億9000万ドル（対前年比3%減）であった。また、2020年10月～12月は州全体で22億7800万ドル（対前年比25%減）、ストリップ地区で10億1800万ドル（対前年比38%減）であり、ダウントウンで1億5100万ドル（対前年比18%減）、その他地区11億900万ドル（6%減）と、域外からの顧客比率が高かったと思われるストリップ地区の減少幅は他の地区に比して大きかった。一方、2018年のラスベガス訪問者の48%が空路によるアクセスであり、訪問者の平均滞在は3.4泊（4.4日）であることを鑑みると、航空路による都市間移動に制約がある中でこれだけの売上高を達成できたということは、ラスベガスにも一定の地元需要はあることがわかる。

イ. カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠

(ア) 州における法的構造

州及び地方自治体は、合衆国憲法修正第10条に基づき、緊急治安権限を含む、災害対応や公衆衛生に係るさまざまな管轄権及び権限を有している。

ネバダ改正法第414章により州知事には、自然災害等において緊急事態を宣言する権限が付与されており、緊急事態に対応するため一般市民の行動を制限、規制し、市民の安全と保護を確保するために必要な措置を実施するための知事令を発令する権限が付与されている。

カジノ施設及び関連施設に関しては、ネバダ・ゲーミング・コントロール法（Nevada Gaming Control Act）第463章1405（1）及びネバダゲーミング委員会規則5.040において、ネバダゲーミング管理理事会が、ゲーミング事業者が不適切な方法で事業を行っていないことを保証するために、全ての免許事業者の行動を監督する権限を有している。州知事は、緊急指令第16号において、カジノ及び関連施設における感染症対策の実施についてネバダゲーミング管理理事会に権限を委譲しており、ネバダゲーミング管理理事会は同緊急指令に基づき感染予防対

策を実行している。また、ネバダ・ゲーミング・コントロール法第 463 章 1405 (4) において、ネバダゲーミング委員会 (Nevada Gaming Committee) は、同委員会により合理的とみなされる理由により、免許を制限・条件付け・制限・取消または停止する完全かつ絶対的な権限を有していることから、感染症対策の違反行為に対する処罰の決定を行っている。

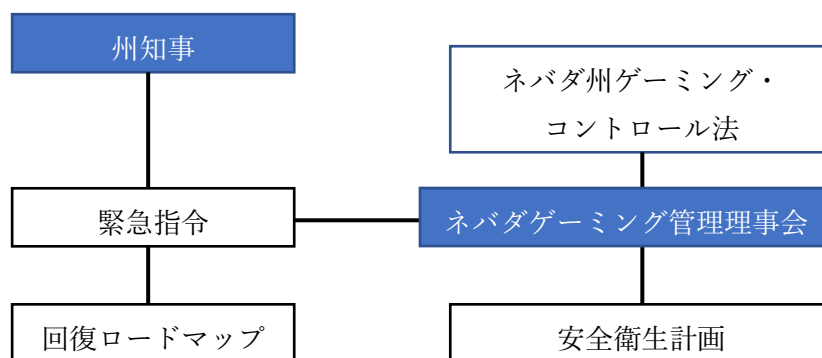


図1 ネバダ州における新型コロナ感染症対策に対する法体系

(イ) 州政府の措置とその法的根拠

■ 州政府による措置と法的根拠 (詳細は表1のとおり)

州知事は、2020年3月17日に公表した「危機緩和イニシアチブ (Nevada Health Response COVID-19 Risk Mitigation Initiative)」を公表し、緊急指令第2号により、カジノ施設での集会とカジノ関連機器の稼働停止を命令した。それを受け、ネバダゲーミング管理理事会は、感染症対策として、ラスベガスを含む州内の全てのカジノ関連機器 (ゲーム機器、テーブル、スロットマシン、ゲーム活動に関連する全ての機器) の稼働停止 (3月17日11時59分からの30日間) の強制執行ステートメントを公表した。そして、緊急指令第3号により、州知事は、カジノやバー、映画館、ジム等を含む必要不可欠でない事業場について、30日間の閉鎖を命令した。

州知事は4月30日、緊急指令第16号で位置づけられた4段階で経済活動を再開する「回復ロードマップ」(Nevada United: Roadmap to Recovery) を公表した。回復ロードマップにおいて、カジノ施設及びエンターテインメント施設は第2段階での再開対象と位置づけられたが、カジノ施設の営業再開時期の最終判断と段階的再開に関するガイダンスの作成については、4月29日に発令された緊急指令第16号により、ネバダゲーミング管理理事会に委ねられることになったが、5月7日に発出された緊急指令第18号により、第1段階の期間、カジノ施設は閉鎖が命令された。州知事は5月8日に第1段階入りを宣言し、それにより、カジノ施

設内のレストランを含む非生活必需事業場について、社会的距離の確保と収容率50%以下、10人以下の集会を条件として営業が再開された。

州知事は、5月28日に発出した緊急指令第21号により、5月29日から第2段階に移行することを決定するとともに、緊急指令第2号と緊急指令第18号第21項（第1段階期間中におけるカジノ施設等の閉鎖）を終了し、6月4日にカジノ施設は収容率50%以下、社会的距離の確保等の防疫措置を講じることを条件に営業の再開が可能になった。並行して、ネバダゲーミング理事会は安全衛生方針を策定し、ネバダゲーミング委員会がこれを承認した。各事業者は同衛生方針に準拠したそれぞれの安全衛生計画をネバダゲーミング理事会に提出し承認を受けた後、6月4日以降に施設を順次再開した。以後、州内の感染状況に応じて、州知事により収容率の見直しなどの対策措置が取られている。

なお、ネバダ州では、ホテル及びカジノ等のホスピタリティ産業の従業員のための職場の安全保護（防疫措置の実施）を拡大し、新型コロナの感染等に伴う訴訟から企業を保護する法律（Senate Bill No.4）が2020年8月11日に承認・発効した（2023年7月1日もしくは州知事が緊急事態宣言終了を宣言する日の遅い方に失効）。

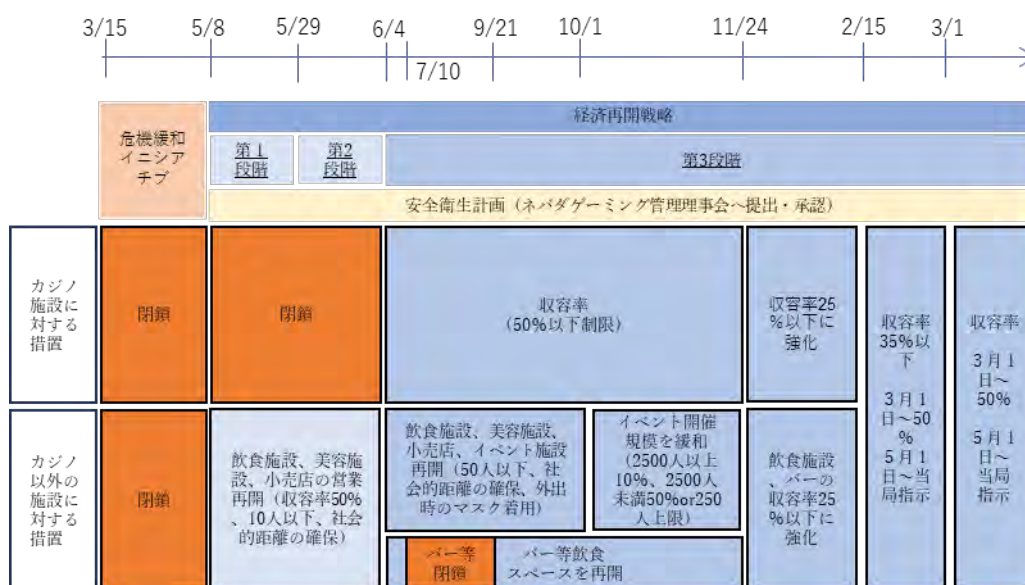


図2 ネバダ州によるカジノ施設及び関連施設に対する感染症対策の流れ

表1 ネバダ州によるカジノ施設及び関連施設に対する主な規制・措置

期日	措置内容
2020年	12日 州知事が、ネバダ改正法第414章に基づき、緊急事態を宣言。

3月	17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州知事が、「危機緩和イニシアチブ」を公表。また、口頭でゲーミング施設での集会禁止及びカジノ関連機器の稼働停止を命令。(翌18日、緊急指令第2号を公表。) ・ ネバダゲーミング管理理事会は、感染症対策として、ラスベガスを含む州内の全てのカジノ関連機器(テーブル、スロットマシンなど)の稼働停止(2020年3月17日23時59分からの30日間)の強制執行ステートメントを発表。
	20日	<p>州知事が、緊急指令第3号により、4月16日までカジノ等の必要不可欠でない施設の閉鎖を命令。飲食施設は持ち帰り配達のみを要請。</p> <p>州厚生省(DHHS)が、社会的距離の確保と自宅待機に関するガイドライン「Stay Home for Nevada」を公表。</p>
	31日	<p>州知事が、緊急指令第10号(Stay at Home Order)を発出し、4月1日より、自宅待機及び非生活必需事業場の営業停止期間の延長を発令(4月30日まで)。あわせて、危機緩和イニシアチブを法的に命令する緊急命令を発令。</p>
4月	8日	<p>州知事が、緊急指令第13号を発出し、社会的距離の確保に関する規定とそのガイドランスを発令。</p>
	29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州知事が、緊急指令第16号を発出し、自宅待機及び非生活必需事業場の営業停止期間を5月15日まで再延長し(緊急指令第10号により4月30日まで延長済)、Stay home for Nevadaのガイドランスを発令。 ・ 同16号により、ネバダゲーミング管理理事会に再開時期の最終判断と段階的再開のガイドラインの作成が委ねられた。
	30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急指令第16号に基づき、州政府は経済活動再開の「回復ロードマップ Nevada United: Roadmap to Recovery」を公表。5月29日以降、回復ロードマップ第2段階へ移行し、感染予防対策等を講じた上で郡や地域の実情に応じて経済を再開できることとした。「回復ロードマップ」において、カジノ施設は再開対象の後位に位置付けられた。
5月	1日	<p>州知事は、回復ロードマップ第2段階の再開計画を公表。それに基づき、ネバダゲーミング管理理事会は、カジノ施設の再開に向けたガイドライン「安全衛生方針(Health and Safety Policies for Resumption of Gaming Operation)」を発表。別途同理事会から通知があるまでカジノ施設内にあるナイト(デイ)クラブの営業を禁止。</p>
	7日	<p>州知事が、緊急指令第18号を発出し、回復ロードマップ第1段階の間中はカジノ閉鎖の継続を命令。</p>
	8日	<p>州知事は、9日からの回復ロードマップ第1段階入りを宣言。非生活必需事業場(レストラン、理容室、ヘアサロン、小売業)の営業再開が条件(社会的距離の確保、収容率50%以下、10人以下の集会)付きで可能に。カジノ内施設のレストランが再開可能対象に含まれる。</p>

	15日	ネバダゲーミング管理理事会は、回復ロードマップ第1段階で再開可能となるカジノ施設内レストランを対象とする再開ガイドラインを発表(ゲーミングフロアを通らずにアクセス可能なレストラン用入口の有無をネバダゲーミング管理理事会へ報告)。
	22日	ネバダゲーミング管理理事会は、カジノ事業者各社を集め、カジノ施設再開のためのルールを明確にする目的でワークショップを開催。
	24日	州知事は、5月29日からの回復ロードマップ第2段階入りに関してプレスリリースを発表。ゲーミング産業の再開可能日を6月4日と設定し、5月26日のネバダゲーミング管理理事会との協議結果を踏まえ正式決定。
	27日	ネバダゲーミング管理理事会は、再開ガイドライン「安全衛生方針」を更新。カジノへの入場人数制限、マスクの着用等の対策に、非制限ライセンス対象施設は、テーブルゲームの安全策、責任あるゲーミング策、顧客へのマスク供給と着用促進、検温基準温度 100.4°F (38°C) 以上の入場不可、到着時の体温検査、顧客の症状自己申告、医療専門家の常駐を追加。
	28日	州知事は、緊急指令第21号を発出し、5月29日からの回復ロードマップ第2段階への移行を発表(期間は2~3週間)。外出時のマスク着用、社会的距離(6フィート)の確保、50人以下の集会を条件に事業再開を許可。6月4日からカジノ施設及び関連施設の再開が可能に。
6月	4日	カジノ施設及び関連施設が再開可能に。
	17日	ネバダゲーミング管理理事会は、再開ガイドライン「安全衛生方針」を再更新。ディーラーとプレーヤー間に障害物がない場合、テーブルゲームでのマスク及び個人用保護具の着用を義務化。無観客及び同理事会への事前承認を条件に、音楽演奏、ライブエンターテインメント、コンサート、競技会、スポーツイベントまたはライブパフォーマンスを伴う任意のイベントが再開可能に。
	24日	州知事は、緊急指令第24号を発出し、25日23時59分から公共の場でのマスク着用を義務化。
	29日	州知事が回復ロードマップ第2段階の延長(7月末まで)を発表。
7月	8日	ネバダゲーミング管理理事会とネバダゲーミング委員会は、感染症対策措置違反に関する特別処分について特別会議を開催。ネバダゲーミング管理理事会は、「安全衛生方針」に違反した111件を公開。 違反内容: フェイスカバー着用違反、衛生習慣措置違反、社会的距離の確保措置違反、マスク着用義務違反。安全衛生方針を規定した知事令第35項によりネバダゲーミング管理理事会に与えられた権限に基づき、同理事会は24時間365日、カジノ免許保有者の安全衛生方針の遵守状況を監視。
	10日	州知事は、緊急指令第27号を発出し、感染症再拡大への措置を公表。ラスベガスが属する Clark 郡を含む高リスクと認定された郡におけるバー、バブ、レストラン

		<p>内の飲酒スペース（食事提供なし）の閉鎖を命令。ネバダゲーミング管理理事会に対して、カジノ免許事業者による当該措置の履行状況についての調査権限を付与。事業者が違反した場合、ネバダゲーミング管理法及びネバダゲーミング委員会規則に従って、同理事会は、事業者に処罰（免許の制限、条件づけ、一時停止、取消、罰金）を科すことができるとされた。</p> <p>Clark 郡を含む 7 郡は、6 月の知事令（マスク着用の義務）を遵守していないことが判明した企業 30 社を公表。カジノ関連では、アリア、マンダレイ・ベイ、タヒチ・ビレッジ・バケーションクラブ、シルバーストーン等が違反通知を受けた。</p>
	30 日	<p>ネバダゲーミング管理理事会とネバダゲーミング委員会は、感染症対策措置違反に関する特別処分について特別会議を開催。ネバダゲーミング管理理事会は、サハラに対して安全衛生方針違反訴状を提出（以後、和解）。安全衛生方針違反として 10,135 件以上が寄せられ、州全体で 156 件の不適合の規制処理を行ったことを発表。</p>
	31 日	<p>州知事は、緊急指令第 29 号を発出し、取消指令が発令されるまで、緊急指令第 27 号（バーなどの閉鎖、集会人数 50 人以下の制限等）の維持を命令。</p>
8 月	12 日	<p>州知事は、ホテル及びカジノ従業員のための職場の安全保護を拡大し、COVID-19 訴訟から企業を保護する法案（Senate Bill No.4）に署名。</p>
	14 日	<p>州知事は、緊急指令第 30 号を発出し、新たな長期緩和戦略「Road to Recovery : Moving to a New Normal」（8 月 3 日発表）が発効。各郡は州全体の規則を遵守するとともに、州政府は各郡の検査数、発症率、陽性率をもとに各郡のリスクレベルを判断し、感染拡大リスクの高まっている郡は州政府タスクフォースと協力し、リスク軽減のための行動計画を策定することとされた。</p>
	21 日	<p>州緊急指令第 27 号の延長に伴い、ネバダゲーミング管理理事会は、バー内のゲームの一部を、収容員数を減らした隔離されたユニットへ移動させるなど、社会的距離の確保と分散に関する措置をカジノ事業者に許可した。</p> <p>州政府タスクフォースにより、ラスベガス及びリノ地域のバーや居酒屋は、取消指令の発令まで緊急指令第 27 号による閉鎖の継続を決定。</p>
9 月	17 日	<p>緊急指令第 30 号に基づき、制限付き（社会的距離の確保）で Clark 郡、Elko 郡のバーを再開。</p>
	21 日	<p>緊急指令第 30 号に基づき、州全体において、レストランに適用されている社会的距離の確保の要件に従うことにより、バー、居酒屋、醸造所・蒸留所・ワイナリーその他アルコール提供施設を再開。</p>
10 月	1 日	<p>州知事は、緊急指令第 33 号を発出し、イベント開催規模 50 人制限を緩和。大型会場（2500 人以上）は収容率 10%、小型会場（2500 人未満）は収容率 50%もしくは 250 名の小さい方が上限。大型イベント開催時、主催者は当局に安全策（社会的距離の確保等）を含む運営計画を提出。また、レクリエーション施設、アミュー</p>

		ズメント施設、レストラン・バー（ブッフェやセルフサービスは禁止）の再開を規定。
	15日	州厚生省の Nevada Health Response が、「安全な集会に関するガイダンス (Nevada Guidance for Safe Gatherings-celebrations, Ceremonies and Events)」の中で、ライブパフォーマンスに関するガイダンス「Nevada Health Response issues updated guidance for live vocal performers」(全ての演者はフェイスカバーの着用、演者間で最低6ftの距離確保(屋内及びフェイスカバー非着用の場合は12ft))を公表。
11月	13日	州労働安全衛生局は、MGM Resorts のアリア・リゾート&カジノに対して安全衛生違反(従業員が使用するPOS端末の社会的距離の不足)で罰金を科した。
	24日	州知事は、緊急指令第35号を发出し、感染拡大に伴う感染抑制策を再強化。「3週間の州全体における経済活動の一時停止(three-week "The State-wide Pause")」を発令。11月24日からカジノ施設、レストラン、バーの収容率を50%以下から25%以下に強化。
12月	13日	州知事は、緊急指令第35号に基づく事業場の運営制限強化(収容率25%以下)継続の方針を発表。
	22日	州知事は「3週間の州全体における経済活動の一時停止」を1月15日まで延長。
2021年 1月	11日	州知事は「3週間の州全体における経済活動の一時停止」を30日間延長(2月中旬まで延長)。
	14日	州知事は、ネバダ保健対策局(Nevada Health Response)ガイダンス:命令第11号により、COVID-19ワクチン接種ガイドライン(接種に関わる医療関係者の要件)を発表。同日のネバダ保健対策局の緊急リリースにより、医療従事者の接種完了後、感染症対策の第一線で働く人、エッセンシャルワーカー(最低限の社会インフラに必要不可欠な労働者)、70歳以上の高齢者を優先することを発表。 州知事と州ネバダ保健対策局は、「NV COVID-19 Playbook Version 3」により、生活必需事業に従事する従業員のほか、商業及びサービス産業の第一線で働く労働者としてカジノ等施設のホスピタリティ産業に従事する従業員を優先接種(エクスプレッスレーン・ティア1)に位置付けることを発表した。
2月	15日	影響軽減策の緩和として「Nevada's Roadmap To Recovery」を発表。 ・カジノや飲食等のレジャー事業場 2月15日より:収容率35%以下 3月15日より:収容率50%以下 5月1日より:地元当局及びネバダゲーミング管理理事会の指示 ・イベント 収容人数について100人又は消防法収容率35%のどちらか少ない方に制限、大型イベント計画の申請を受け付け(実施は3月1日以降) ・リテール、モール、美術館等:収容率50%以下

■ カジノ規制当局による措置

州知事の緊急指令第 16 号に基づき、「回復ロードマップ」におけるカジノ施設等の段階的再開に関するガイダンスの作成は、その領域に通じたネバダゲーミング管理理事会に委ねられた。それにより同理事会は、2020 年 5 月 1 日、事業者向けガイドライン「安全衛生方針（Health and Safety Policies for Resumption of gaming operation）」を公表した。ネバダ州ゲーミング委員会は、同方針を 5 月 7 日に承認した。再開にあたり、事業者は安全衛生計画の策定とネバダゲーミング管理理事会への提出と承認を求められる。

また、ネバダゲーミング管理理事会は、緊急指令第 21 号第 35 項により、同理事会に与えられた権限に基づき、ゲーミング免許保有者が同理事会の安全衛生方針を遵守しているか否かについて監視を実施することとされた。そして、連邦法、州法、地方法または安全衛生方針に違反した場合、ネバダゲーミング委員会規則 5.011 の違反として、違反した免許保有者に対してネバダゲーミング管理理事会が懲戒処分を下す可能性があるとされている。

【安全衛生方針の要求内容】

- ▶ 感染予防緩和に関する詳細な安全衛生計画の策定と実施
 - ・ 計画書は少なくとも再開 7 日前までにネバダゲーミング管理理事会へ提出のうえ、承認を得ること。
- 再開前の手順
 - ・ CDC ガイドラインに従った清掃と消毒を実施すること。
 - ・ CDC ガイドラインに従った清掃と消毒、及び、社会的距離の確保、手洗い等の感染拡大防止のための従業員の教育、研修を実施し、当該内容を文書化すること。
- ▶ 安全衛生計画の実施（詳細は表 2 参照）
 - ・ 感染症対策に係る詳細計画の提出義務（社会的距離の確保、手指消毒剤の配置、清掃強化、感染症対策に係る告知の掲示、従業員教育等）
 - ・ 感染症対策に係る説明責任と監視義務
 - ・ 社会的距離の確保の確認のため、ゲーミングマシンの椅子の取り外しを提案
 - ・ カジノ以外の関連施設の一部について営業制限
 - ・ 別途ネバダゲーミング管理理事会が通知するまで、カジノ施設内にあるナイト（デイ）クラブの営業禁止。

【非制限ライセンス対象施設のゲーミングエリアに対する主な規制】

- ・ 収容率：建築消防法で規定された上限の 50% 以下

- ・収容占有率の遵守
- ・顧客数モニタリングに向けた体制整備
- ・人員配置（セキュリティ要員、既存サーベイランス・システム、スロットマシン・システムの利用は可能）

表2 非制限免許事業者に対する安全衛生計画の要求内容

従業員と顧客の健康への配慮	手洗い・フェイスマスク等の衛生状態を想起させるサインの掲示、体調が悪いときは自宅待機、症状に気づいたら監督者やマネージャーへ連絡、施設内で感染に関する通告を受けた場合は保健当局へ連絡・協力、感染者が発生した場合に消毒等の保健当局ガイドラインの遵守、データ共有と接触者追跡支援のための保健当局との連絡部署の設定
従業員の研修と責任	頻繁な手洗い、個人用保護具（PPE）の適切な使用・処分に関する従業員研修の実施、ハウスキーピング・食品・メンテナンス・ホテル運営・カジノ運営・セキュリティ等の従業員には包括的な研修の実施、オンライン/ビデオ/文書により英語及びスペイン語で研修を実施
顧客へのフェイスマスクの着用促進	5月27日追加
ゲームマシン	社会的距離の確保を維持するフロアプランの作成（椅子の取り外し等）、顧客が集まらないように従業員を配置し誘導、ゲームマシンの定期的な消毒、顧客向け手指消毒剤の設置
テーブルゲーム	座席数の削減、ゲーム種類に応じた利用者数の制限（例：ブラックジャック 3人、クラップス 6人、ルーレット 4人、ポーカー 4人）、テーブルやダイス/カード/チップ等の定期的な消毒
スポーツブック	顧客間の適切な距離の確保、ゲームエリアの定期的な消毒、手指消毒剤の設置
責任あるゲーミング	責任あるゲーミングに対する事業者のコミットメント、従業員への研修や顧客への特別なメッセージ等の強化（5月27日追加）
収容上限	セキュリティ担当者、監視システム、スロット会計システムの利用等によるカジノフロア収容率 50%以内制限の達成方法を盛り込むこと
社会的距離の確保	ホテル/レストラン/小売店/プールでの対応、顧客の行列への対応とデジタルサイネージ、ホテルフロントデスク/ビジネスセンター/コンシェルジュでの適切な距離確保、レストラン/バーの座席削減、MICE 開催中の適切な距離確保と連邦/州/自治体の要求に従った食事提供、ナイト（デイ）クラブの閉鎖、小売店の収容率確保、バックオブハウス内での適切な距離確保
一般的な清掃・消毒	フロントデスク、チェックインカウンター、ベルデスク、エレベーターとボタン、ドアハンドル、トイレ、客室キー、ATM、会員キオスク、エスカレーター及び階段ハンドレール、カジノケージカウンター、ゲーミングマシン、ゲーミ

	ングテーブル、ジムトレーニング機器、食卓、レストランメニュー等
ホテル客室の清掃と消毒	ハウスキーピングスタッフの包括的研修の受講、従業員への PPE/清掃用具/消毒剤の提供、従業員用カート/バス/モバイル機器の消毒、連邦環境保護庁(EPA)ガイドラインを満たし有効性が承認された洗浄製品の利用、州労働安全衛生局が承認した消毒方法の遵守(高頻度接触部位)、高温で適切な洗剤によるリネンの洗濯、バックオブハウスの消毒、従業員の共用機器(電話、パソコン、決済端末、技術ツール、清掃具、鍵、時計等)の交替時の消毒、感染者が確認された場合の客室の取扱(サービスからの除外、保健当局の指導による清掃)
リゾートホテルへの追加的要求	顧客の到着時の体温測定とスクリーニング、医療専門家の常駐、チェックイン時に顧客へ症状の自己評価の要求、検査結果を安全に待つ場所の確保(5月27日追加)
レストラン/バー/라운ジの清掃と消毒	使用後に食卓、バートップ、椅子を毎回消毒、サービスカートや容器等は定期的に消毒、POS 端末は使用の間/シフト後に消毒、食品を取り扱う従業員は州及び地域の健康ガイドラインを遵守

ウ. 州政府当局間の権限分担

ネバダ州における新型コロナウイルス感染症対策については、州知事の緊急指令に基づき州厚生省(Department of Health and Human Services: DHHS)が回復ロードマップ等の全般的な政策立案を行い、カジノ施設及び関連施設における新型コロナウイルス感染症対策については、同省と連携してネバダゲーミング管理理事会がカジノ施設の再開に向けた事業者のガイドラインを作成し、緊急指令やガイドラインの遵守状況について監視を行っている。

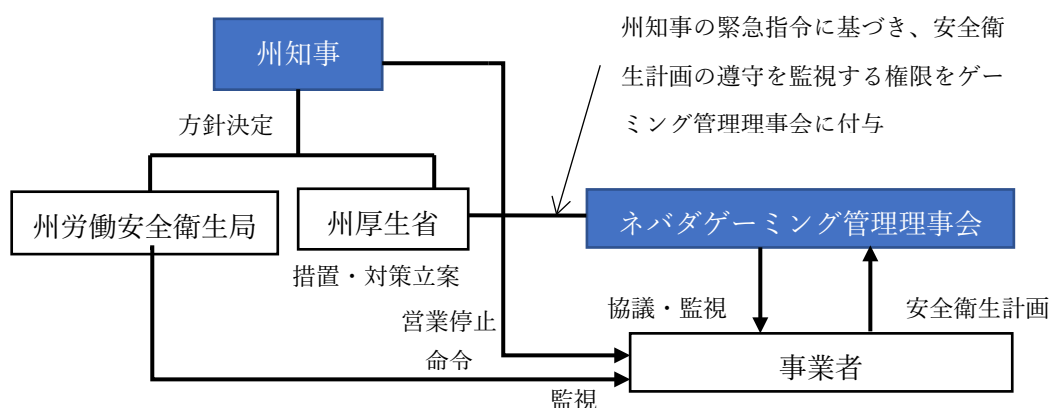


図3 ネバダ州における新型コロナウイルス感染症対策の推進体制

エ. ネバダ州におけるカジノ事業者の取組

ネバダ州では、州知事令「危機緩和イニシアチブ」並びにネバダゲーミング管理理事会のゲーミング機器の稼働停止命令により、2020年3月17日、州内の全てのカジノ施設及び関連施設が営業停止となったが、一部の事業者については、それ以前に施設内で感染者が確認されたため、内規により防疫措置を実施し、カジノ施設及び関連施設を閉鎖した。

官民パートナーシップのネバダ COVID 対策・救済・回復タスクフォース³ (The Nevada COVID-19 Response, Relief and Recovery Task Force、委員長：前 MGM CEO Jim Murren 氏) は、ネバダコミュニティ財団と協力して、COVID-19 緊急対策基金を運営し、州の取組を支援している。

5月1日、ネバダゲーミング管理理事会がカジノ施設の再開に向けたガイドライン「安全衛生方針」を発行したことを受け、各免許事業者は独自の感染症対策を盛り込んだ再開計画を策定し、安全衛生計画としてネバダゲーミング管理理事会に提出した。5月8日には、カジノ以外の関連施設が収容率制限等の条件付きで再開し、6月4日には感染症対策に係る具体的な対応を盛り込んだ安全衛生方針に基づく安全衛生計画の策定とネバダゲーミング管理理事会への提出により、カジノ施設の営業を再開している。

(ア) MGM Resorts International の取組

2020年3月に自社施設で滞在中の顧客から感染が確認されたため、州政府の閉鎖命令よりも早い段階で施設を閉鎖した。感染対策策として独自のガイドラインを策定し、チェックインや飲食注文時に非接触ソリューションの導入にも取り組んでいる。また、新型コロナ検査ツールを普及させ、安全に各地の同社施設でイベントを再開させることを目的として、会議とコンベンションを復活させる計画を公表した。なお、従業員的大幅な一時解雇に踏み切った。

表3 MGM Resorts International による感染症対策の取組

期日		取組内容
3月	11日	The Mirage の顧客 (ニューヨークからの The Women of Power Summit (3月5日～8日) の参加者) の感染を確認。内規に則り、専門業者にイベント会場及び感染者の客室の清掃を委託。感染者と接触した従業員及び来訪者に事実を通知し、該当従

³ ネバダ COVID-19 対策・救済・回復対策タスクフォースは、州知事室とネバダ健康対策センター (Nevada Health Response Center) が監督する官民パートナーシップである。同組織は、ネバダコミュニティ財団 (基金の財政代理人) と協力して、州の対応・救済・回復の取組に対する助成金の支払い、医療従事者に対する支援と物資提供を支援するするとともに、COVID-19 緊急対応基金を運営している。

		業員は隔離措置を実施。
	15日	ラスベガスに存する施設の全てのビュッフェを閉鎖。カジノ施設及び関連施設の営業休止を発表。(カジノは16日、ホテルは17日から)
4月	24日	社員約50人を一時解雇。
5月	14日	再開に向けた感染防止計画「Seven-Point Safety Plan」を発表。主要取組は、①入場スクリーニング・体温確認と従業員トレーニング、②マスクと個人用保護具の義務化、③社会的距離の確保、④手洗いと消毒、⑤HVAC(暖房、換気、空調)と空気清浄、⑥緊急対応プロトコル、⑦デジタル・イノベーション。カジノフロアとロビーにプレキシガラスのバリアの設置、QRコードを介したデジタルメニューでの非接触チェックインなどの非接触ソリューションの導入を計画。
6月	25日	Bellagio、New York-New York、MGM Grand Las Vegas、The Signature、The Shoppers at Mandalay Bay Place、Luxor (e-Sports アリーナを含む) を再開。州政府の緊急指令でマスク着用が義務化され、各施設におけるフェイスマスク方針を更新。
7月	1日	Mandalay Bay、Four Seasons Las Vegas、Aria を再開。
	11日	Excalibur を再開。
	27日	WARN 法(労働者調整再訓練通知法)に基づき、一時帰休だった約18,000人の従業員の一時解雇(レイオフ)を通知(8月28日実施、ラスベガスの雇用者は約52,000人)。対象は、ホテルのエンターテインメント・ディレクター、会場のマネージャー、係員等。2021年12月31日までに再雇用されれば、以前の待遇(福利厚生を含む)が維持される。11月29日までMGM従業員緊急助成基金を通じて、家賃、住宅ローン、食料品や光熱費などの日常的な費用の財政的支援を受けることができる。
8月	28日	The Mirage を再開。
9月	3日	Caesars とともに、ラスベガス労働組合と協定合意。労働者は休職中であっても2021年3月まで健康保険給付を維持し、復職後も年功序列手当を維持するもの。労働組合は、ホテルのハウスキーパー、コック、バーテンダー、車両誘導者などで構成。
	30日	Park MGM NoMad を一部再開(同社ラスベガス全施設が再開)。全館禁煙措置。
10月	1日	米国全施設の再開にあわせて、感染防止計画「Seven-Point Safety Plan」に上乗せして、米国内施設に適用するMICE再開に向けたヘルス&セーフティプラン「Convene with Confidence」を発表。計画、到着、施設の清掃・消毒、対人距離の確保等の措置を設定。Clear社のモバイルアプリ「Health Pass」とImpact Health社のバイオテストなどを活用する。
11月	6日	ステージ公演を再開。ステージと観客の間に25フィート(約7.6m)の堀を設置、観客は250人に制限。
	24日	緊急指令第35号により、施設全体の収容率を25%以下に制限。
	30日	Mandalay Bay、Park MGM、The Mirage(カジノとレストランを除く)の平日閉鎖を発表。

1月	11日	ラスベガス施設の管理職140人（マネージャー級）の一時解雇計画を発表。
2月	15日	州政府 Nevada's Roadmap To Recovery により、施設全体の収容率を35%以下制限に緩和。
3月	1日	州政府 Nevada's Roadmap To Recovery により、施設全体の収容率を50%以下制限に緩和。
3月	3日	Mandalay Bay、Park MGM、The Mirage を24時間7日営業に復帰。

(イ) Wynn Resort の取組

早期再開に向けた感染症対策ガイドラインを独自に作成し、ラスベガス市長や連邦政府に対して積極的に新型コロナ感染症対策を提案・要望している。独自の感染症対策ガイドラインを作成し、地元大学と連携して、従業員向けPCR検査センターの開設や MICE 施設を活用した一般向けワクチン接種センターの設置など、コロナ禍の中で可能な社会貢献にも取り組んでいる。

表4 Wynn Resort による感染症対策の取組

期日		取組内容
3月	15日	Wynn Las Vegas と Encore at Wynn Las Vegas を閉鎖（同社全施設を閉鎖）。
4月	19日	再開に向けて「Health and Sanitation Plan」を公表。CEO マドックス氏がラスベガス市長へ収容率の削減、社会的距離の確保、体温測定、集会なしを条件に5月中旬～下旬の再開を要望。感染症対策としてサーモグラフィの使用、社会的距離の確保に則した物理的配置変更、全従業員のマスク着用等を盛り込んだ感染症対策を提案。
5月	8日	大学医療センター University Medical Center と提携し、従業員向け COVID-19 検査センターを開設（無料検査）。
	29日	回復ロードマップ第2段階への移行に伴い、Wynn Las Vegas 内の5つのレストランを再開。同ロードマップの「カジノフロアを通過せずにアクセス可能」規定に沿ったカジノ内レストランの最初の再開。
6月	4日	Wynn Las Vegas と Encore at Wynn Las Vegas を収容率50%以下で再開。
	25日	州政府の緊急指令でマスク着用が義務化されたことから、各施設におけるフェイスマスク方針を更新。
	29日	ストリップ地区のホテルとして、初めてビュッフェを再開。オンラインで予約し、ゲストは携帯アプリから2時間以内に食事を注文。
7月	23日	カジノ施設の従業員の一時帰休と平日閉鎖を発表。
11月	24日	緊急指令第35号により、施設全体の収容率を25%以下に制限。

1月	18日	ワクチン接種センターが Encore at Wynn Las Vegas のコンベンション施設に設置。
2月	15日	州政府 Nevada's Roadmap To Recovery により、施設全体の収容率を 35%以下に制限。
3月	1日	州政府 Nevada's Roadmap To Recovery により、施設全体の収容率を 50%以下制限に緩和。

(ウ) Las Vegas Sands の取組

独自の感染症対策を打ち出すとともに、マスク等のリサイクルを推進している。MICE 産業の再開のため、同社の展示会場を利用した模擬展示会の開催に協力し、州政府の MICE に係るガイドライン案の運用と安全計画の実行可能性の確認作業に協力した。また、雇用維持に積極的に取り組んでいる。

表5 Las Vegas Sands による感染症対策の取組

期日		取組内容
3月	17日	ラスベガスの全施設を閉鎖。(少なくとも4月1日まで)
5月	11日	再開までの間、従業員への給与と福利厚生を提供を継続。全従業員に、職場復帰前の検査を義務付け。
	19日	感染症対策をまとめた「Venetian Clean」を策定。赤外線カメラの使用、従業員の個人用保護具の使用、社会的距離の確保など、800以上の取り決めに記載。
6月	4日	感染症対策 Venetian Initiative に基づき、カジノ施設及び関連施設の全体(ホテルは Venetian Tower と Palazzo Tower) を再開。
7月	16日	Venetian と Palazzo のカジノ内テーブルゲームのプレーヤーと観客に、喫煙しないように求める方針を更新。マスク着脱行為を防ぐ措置。
	22日	持続可能策「Eco360」の一環として、テラサイクル社と提携により個人用保護具のリサイクル・プログラムを実施。廃棄されたマスクは Venetian Resort で回収後、リサイクル施設へ送られ分離・細断・高密度化で原料化され、出荷用パレットの複合材、鉄道用結束バンド、複合デッキなどの再利用製品に活用。
10月	1日	州政府のイベント規模緩和に関するガイドラインの最終決定前に、州知事や会議業界専門家を対象に、29万6,000平方フィート(約27,499㎡)のMICE会場において社会的距離の確保を想定した模擬展示会を開催し、コンベンションに係る安全計画を確認。
11月	12日	2020年3月以来初めてのコンベンション会議「メック・オークション Mecum Auctions」がラスベガス・コンベンションセンターで開催された。来場者数を約1,000人に制限。1エリアあたり250人上限。
	24日	緊急指令第35号により、施設全体の収容率を25%以下に制限。
12月	8日	ホテル棟の Palazzo Tower を一時閉鎖。カジノ、レストラン、バー、商業施設、駐

		車場は収容率 25%以下で営業継続。
2月	15日	州政府 Nevada's Roadmap To Recovery により、施設全体の収容率を 35%以下制限に緩和。
3月	1日	州政府 Nevada's Roadmap To Recovery により、施設全体の収容率を 50%以下制限に緩和。

(エ) Caesars Entertainment の取組

プレーヤーのマスク着用推奨を最初に提言し、規制当局のガイドラインに反映された。

表 6 Caesars Entertainment による感染症対策の取組

期日		取組内容
3月	17日	ラスベガスの9施設を閉鎖。
5月	12日	段階的再開計画を発表。テーブルゲームやスロット台数の制限、社会的距離の確保、全従業員へのマスク提供と安全性と消毒方法の研修を徹底、健康診断プログラムの開始を含む内容。
	21日	ラスベガス施設の再開計画を発表し、州知事・ネバダゲーミング管理理事会・公衆衛生局の再開指示の遵守を表明。
6月	4日	Caesars Palace、Flamingo、LINQ プロムナードを再開。
	5日	Harrah's を再開。
	12日	The LINQ Hotel & Casino のカジノフロアを再開。
	18日	Paris Las Vegas を再開。
	23日	マスク着用の会員（カード保持）顧客を対象に、スロットマシン無料プレー20ドルを配布する期間限定プロモーションを実施。6月再開段階で、テーブルゲームのプレーヤーにマスクや個人用保護具の着用をカジノ事業者の中で最初に推奨。ネバダゲーミング管理理事会は最終的にこの方法を業界全体の要件に採用。
25日	州政府の緊急指令でマスク着用が義務化されたことから、各施設におけるフェイスマスク方針を更新。	
7月	23日	Bally's Las Vegas をリニューアルして再開。
9月	3日	MGM とともに、ラスベガス労働組合と協定合意。労働者は休職中であっても 2021年3月まで健康保険給付を維持し、復職後も年功序列手当を維持するもの。労働組合は、ホテルのハウスキーパー、コック、バーテンダー、車両誘導者などで構成。
	10日	The LINQ Hotel & Casino を再開。スパ、フィットネスセンター、カジノ、ショップが週末限定・営業時間短縮で再開。（カジノフロアは6月12日に再開済み）
10月	8日	Planet Hollywood Resort & Casino で、カジノと週末限定の宿泊を再開。
	15日	閉鎖期間中に無料化していた駐車場を有料化（ホテル客が戻ったことを意味する）。

	23 日	The Cromwell を 21 歳以上の年齢制限リゾート（レストランを除く）として再開。 ストリップ地区の全カジノ施設が再開になった。
11 月	24 日	緊急指令第 35 号により、施設全体の収容率を 25%以下に制限。
2 月	15 日	州政府 Nevada's Roadmap To Recovery により、施設全体の収容率を 35%以下制限に緩和。
3 月	1 日	州政府 Nevada's Roadmap To Recovery により、施設全体の収容率を 50%以下制限に緩和。

(3) マサチューセッツ州

ア. カジノ等施設に対する感染症対策の概要及び影響

(ア) 州政府によるカジノ等施設への感染症対策

まだ米国内では感染流行のリスクが十分に認識されていかなかった 2020 年 2 月下旬、2 月 27 日～28 日にボストンで開催されたバイオテクノロジー会議（参加者約 200 名）の後、この会議に携わった人や接触相手など、90 名以上が新型コロナウイルス感染症と診断された。

マサチューセッツ州知事は、3 月 10 日、緊急事態を宣言した。3 月 14 日には、マサチューセッツゲーミング委員会が州内 3 つのカジノ施設の業務停止を決定。州知事は、3 月 23 日、COVID-19 命令第 13 号により、10 人以上の集会禁止と飲食施設の営業制限（テイクアウトのみ許可）を発令し、4 月 7 日に一般法第 17 章 2A（General Law chapter 17, 2A）により、全ての非生活必需事業場の閉鎖を指示した。

州知事は、5 月 11 日、経済再開の 4 段階のアプローチ「Four-Phase Approach to Reopening」を公表した。その中で、カジノ施設内のホテル及び飲食施設は第 2 段階、カジノは第 3 もしくは第 4 段階での再開と位置付けられた。7 月 6 日に経済再開第 3 段階のステップ 1 に移行したことにより、マサチューセッツゲーミング委員会は、6 月 23 日に承認した衛生安全規則に基づき、各事業者が策定した再開計画が同委員会の定める再開にあたっての最低要求事項を満たすものであるかを審査し、その承認をもって、Plainridge Park Casino は 7 月 8 日、Encore Boston Harbor は 7 月 12 日、MGM Springfield は 7 月 13 日にそれぞれ営業を再開した。あわせて、映画館、フィットネス施設、屋内レクリエーション施設などが一定条件下で再開され、以後、州政府は州内の感染拡大・収束の状況にあわせて、COVID-19 命令（COVID-19 Order）により新型コロナ感染症対策に係る措置を実施している。

(イ) カジノ施設への影響

3 施設の合計 GGR は、2020 年 3 月 15 日から 7 月 7 日まで営業を停止したため、4 月から 6 月までは全減、再開後の 7 月対前年比 45%減、8 月対前年比 17%減、9 月対前年比 13%減、10 月対前年比 12%減、11 月同 42%減、12 月同 40%減、2021 年 1 月同 28%減で推移しており、11 月後半から 12 月にかけて新型コロナ感染症が再拡大したことの影響を受けている。マサチューセッツ州のカジノ施設は、周辺州を含めた自動車移動圏を市場としており、再開後の売上への影響は感染症の再拡大がない限り一定で推移していることから、感染が小康状態になれば

回復に向かうものと推測されている。

イ. カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠

(ア) 州における法的構造

州知事には、州法市民保護法 1950 年第 639 章 5 条・6 条・7 条・8 条及び 8 A (Civil Defense Act、1950) に基づき緊急非常事態宣言を発する権限が付与されている。そして、同法第 639 章に基づく権限により、州知事が新型コロナウイルス感染症対策に係る措置を命令している。

マサチューセッツゲーミング委員会 (Massachusetts Gaming Commission: MGC) は、州法一般法 (The General Law) に規定されたマサチューセッツゲーミング委員会管理規則 205 CMR 109.01 (1) により、緊急事態に係る決定事項の実行に関する権限が付与されている。同規則は、同委員会が「その裁量により、同委員会の職員、ゲーム免許者及びその従業員、及び／又はゲーム施設の利用者の健康及び安全を維持するために必要とみなす措置を講じることができる」と規定している。また、州知事は、COVID-19 命令第 43 号において、カジノ施設に係る安全規則の発行権限をマサチューセッツゲーミング委員会に付与している。

【緊急事態の定義 (以下に限定されない)】

- ・ 1950 年州法第 639 章 5 条に基づき州知事により宣言された緊急事態
- ・ 州公衆衛生省、CDC、世界保健機関、または同様に位置付けられる公共衛生に関する専門知識をもつ地域や国の機関や組織により宣言されている地域・国・世界的な公衆保護の緊急事態
- ・ なお、マサチューセッツゲーミング委員会は、緊急事態において「排除措置命令」及び「賭博又は非賭博活動の停止、賭博施設の全部又は一部の閉鎖等を含む命令」を発出することができる。

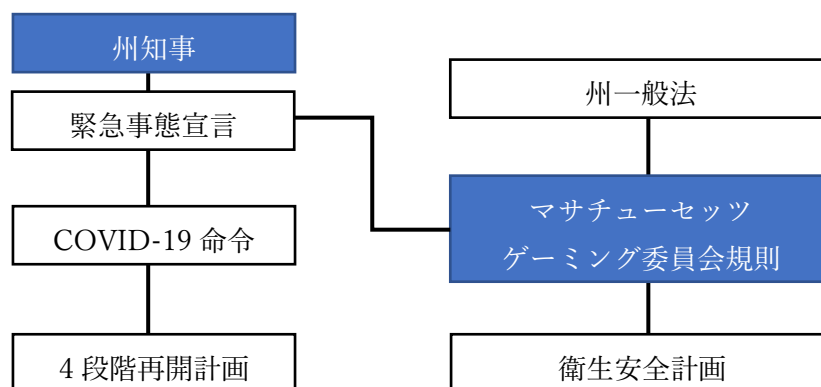


図4 マサチューセッツ州における新型コロナウイルス感染症対策に対する法体系

(イ) 州政府の措置とその法的根拠（詳細は表7のとおり）

2020年3月10日の州知事の緊急事態宣言（Governor's Declaration of Emergency）を受けて、3月13日、州公衆衛生省（Department of Public Health）が250人以上集まることができる屋内外施設（劇場、レジャー施設など）での集会禁止・実施に係るガイダンスを発表した。

3月14日には、マサチューセッツゲーミング委員会は、州内の3つのカジノ施設について、15日5時59分からの業務停止を決定し、本決定は2週間で再評価することとした。3月25日には、業務停止を4月7日正午まで、4月3日には、5月4日正午まで、5月1日には、5月18日まで延長することを決定した。

州知事は、5月11日、経済再開に向けた4段階アプローチ「Four-Phase Approach to Reopening」を公表した。各段階において、少なくとも3週間の観察期間を設け、安全が確認できなければ、次の段階へ移行せず後戻りもあるとした慎重な内容となっている。その中で、ホテル及び飲食施設（カジノ施設内を含む。）は第2段階、カジノ施設は第3段階もしくは第4段階での再開と位置付けられた。5月14日には、マサチューセッツゲーミング委員会は、州知事から更なるガイダンスが示されるまで、最低でも6月1日までのカジノ施設の業務停止延長を決定した。5月18日、州知事は、COVID-19 命令第33号により、4段階での経済再開戦略「Reopening Massachusetts」と「SaferAtHome」を公表し、「Reopening Massachusetts」に基づく経済再開第1段階を開始した。

6月6日、州知事は、COVID-19 命令第37号により、経済再開第2段階ステップ1への移行（6月8日開始）を発表した。その後、6月19日、州知事は、COVID-19 命令第40号により経済再開第2段階ステップ2への移行（6月22日開始）を発表し、Reopening Massachusetts に基づき Mandatory Workplace Safety Standards に記載されたガイドラインの遵守を条件に、レストラン屋内での食事提供、理容・美容院などの個人ケアサービス等が再開された。

7月6日からの経済再開第3段階のステップ1への移行が決定し、7月2日、マサチューセッツゲーミング委員会は、収容率25%以下や防疫措置等の実施を条件にカジノ施設及び関連施設の営業停止令の解除を決議・承認した。それにより、Plainridge Park Casino は7月8日、Encore Boston Harbor は7月12日、MGM Springfield は7月13日にそれぞれ営業を再開した。あわせて、映画館、フィットネス施設、屋内レクリエーション施設などが一定条件下で再開された。これ以後、州政府は州内の感染拡大・収束の状況にあわせて、地域状況に鑑みて COVID-19 命令（COVID-19 Order）を発令し、カジノ施設に関してはマサチューセッツゲーミング委員会の監督・管理により感染症対策を実施している。



図5 マサチューセッツ州によるカジノ施設及び関連施設の感染症対策の流れ

表7 マサチューセッツ州によるカジノ施設及び関連施設の主な規制・措置

期日	措置内容
2020年	
3月	
10日	州知事は非常事態を宣言。
12日	マサチューセッツゲーミング委員会は、カジノの来訪者、従業員、規制当局の健康・安全・福祉の優先度についてカジノ免許保有者との積極的な話し合いを行い、適切な通知・措置を行うために最新情報の共有の取得に努めているとコメント。 Wynn Encore Boston Harbor の訪問客から陽性反応が確認されたことを受けて、マサチューセッツゲーミング委員会と Wynn は州公衆衛生省へ通知。
13日	州知事は、COVID-19 命令第 2 号 (Order prohibiting gathering of more than 250 people) を発出し、州公衆衛生省が 250 人以上集まることができる屋内外施設 (劇場、レジャー施設などを含む) での集会禁止に係るガイダンスを発表。
14日	マサチューセッツゲーミング委員会は、州オープン・ミーティング法第 30A 章第 20(b) 条 (The Open Meeting Law, c. 30A, § 20(b)) に基づき緊急会議を招集し、州内 3 つのカジノ施設の業務停止 (3 月 15 日から 2 週間) を投票により決定。
15日	州知事は、COVID-19 命令第 5 号 (Order prohibiting gathering of more than 25 people and on-premises consumption of food and drink) を発出し、17 日から、25 人以上の集会を禁止し、バーやレストランの店内での食事を禁止。
23日	・ 州知事は、COVID-19 命令第 13 号を発出し、非生活必需事業の閉鎖 (4 月 7 日正午まで) 及び 10 人以上の集会禁止を命令 (3 月 31 日付 COVID-19 命令

		<p>第 21 号で 5 月 4 日まで、4 月 28 日付 COVID-19 命令第 30 号で 5 月 18 日まで延長)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レストランやバー等は、州公衆衛生省ガイダンス(10 人以上の集会禁止)に従う場合、テイクアウトのみ営業可能。
	25 日	COVID-19 命令第 13 号に関連し、マサチューセッツゲーミング委員会は、4 月 7 日正午までの業務停止延長を決定。
4 月	3 日	マサチューセッツゲーミング委員会は、5 月 4 日正午までの業務停止延長を決定。
	10 日	州知事は、COVID-19 命令第 15 号を発出し、公共の場でのフェイスカバー着用推奨命令と公衆衛生省による「公共の場でのフェイスフェイスカバー着用のガイダンス」を公表。
	28 日	州公衆衛生省は、ホテル及びモーテルに係る公衆衛生省ガイダンス (Guidance Implementing the order by the governor extending the closing of certain workplaces and the prohibition on gatherings of more than 10 people、3 月 23 日発出版を改定) を公表。
5 月	1 日	州知事は、COVID-19 命令第 31 号を発出し、6 日以降、公共の場でのフェイスカバー着用を命令。
		マサチューセッツゲーミング委員会は、少なくとも 5 月 18 日までの業務停止延長を決定。カジノ施設の再開に向けた内部委員会を設置し、技術的なオープン・プロトコールと健康と安全の問題に焦点をあて、すでに再開しているマカオから学ぶ点があるかを検討していることを公表。
	11 日	<p>州知事は、経済再開 4 段階アプローチ「Four-Phase Approach to Reopening」を公表。</p> <p>【再開段階と主な対象施設】</p> <p>第 1 段階 (5 月 18 日) : 建設現場、製造事業所、火器販売店・射撃練習場、宗教施設、住宅改装・リフォーム・修理・設備導入</p> <p>(5 月 25 日以降) : 理美容、ペットトリミング、洗車、自動車販売の一部、研究所、小売一般 (注文品の屋外引渡)、オフィス (収容率 25% 以下)</p> <p>第 2 段階 : ホテル、レストラン、バー等</p> <p>第 3 段階 : カジノ、劇場等 (もしくは第 4 段階)</p>
18 日	州知事は、COVID-19 命令第 33 号を発出し、4 段階の経済再開戦略「Reopening Massachusetts」と「SaferAtHome」を公表し、経済再開第 1 段階を開始。	
6 月	1 日	州政府は、再開段階に応じた該当事業と活動リストを公表。
	6 日	州知事は、COVID-19 命令第 37 号を発出し、経済再開第 2 段階のステップ 1 への移行 (6 月 8 日開始) を発表。
	16 日	マサチューセッツゲーミング委員会は、経済再開第 3 段階のステップ 1 における

		カジノ施設の再開のための最低限の要求事項を策定。
	19日	州知事は、COVID-19 命令第 40 号を発出し、経済再開第 2 段階のステップ 2 への移行（6 月 22 日開始）を発表。レストラン屋内でのサービス提供、理美容院などの個人ケアサービスなどを再開。公衆衛生省ガイダンスを更新。
	23日	マサチューセッツゲーミング委員会は、カジノ施設の再開のための最低限の要求事項「Detailed Health and Safety Requirements for Casino Reopening」を策定し、全会一致で承認 ⁴ 。
7月	2日	COVID-19 命令第 43 号を発出し、6 日から経済再開第 3 段階のステップ 1 に移行し、カジノ施設、映画館、フィットネス施設、屋内レクリエーション施設などを一定条件下で再開することを承認。同命令において、カジノ施設に係る安全規則の発行権限をマサチューセッツゲーミング委員会に付与。
	6日	経済再開第 3 段階のステップ 1 への移行。
8月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ・州知事は、COVID-19 命令第 45 号（7 月 24 日発出）に基づき、同州への入境者に対する自己隔離を義務付け。自己申告書 Massachusetts Travel Form の提出と原則 14 日間の自己隔離が義務化された。罰則（1 日あたり 500 ドル）。 ・州保健当局が感染リスクの低いと認める州（New York、New Jersey、Connecticut、Main、Vermont、New Hampshire、Hawaii の 7 州：8 月 7 日時点）からの入境者については、入境 72 時間以内に実施された PCR 検査での陰性結果を得ている場合は自己隔離を不要とし、検査結果待ちの場合は、陰性判定が出るまで自己隔離を命令。
	7日	<p>感染者数の上昇により、州知事は、COVID-19 命令第 46 号を発出し、8 月 11 日 0 時 1 分から、集会並びに飲食施設営業に関する新たな規則とルールを導入。公的・私的集会に関わらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外集会は収容率 25%もしくは 8 人/1000sqf、最大 50 人まで。 ・異なる世帯から 10 人以上が参加する集会ではフェイスカバー着用を要請。 ・屋外での政治、宗教の集会は対象外。 ・屋内集会は最大 25 人まで。 ・飲食店でのアルコール飲料の提供は、店舗に管理・用意された食事（ポテトチップス等のあらかじめ袋詰めされているものは含まない）とともに消費される場合に限り可能。 ・違反した場合は、集会の主催者には 500 ドルの罰金、もしくは行政機関による

⁴ 最低限の要求事項の承認に向けて、マサチューセッツゲーミング委員会は 6 月 11 日、6 月 17 日、6 月 23 日の合計 3 回の公開会議を開催している。各会議では、マサチューセッツゲーミング委員会の幹部スタッフ、調査取締局、3 事業者からの広範な意見が提示された。

		停止命令。
9月	10日	州知事は、COVID-19 命令第 50 号を発出し、再開第 3 段階の規定を改定し、屋外での食事及び酒類提供を許可、17 日からの屋内外のゲームセンターの再開を許可。
	29日	州知事は、COVID-19 命令第 51/52 号を発出し、飲食店の営業規制を緩和。屋内外ともに 10 人／テーブル、店内バーは規制遵守を条件に着席での使用を許可、ラミネート加工した再利用可能なメニューは毎回消毒で使用可能。
10月	5日	COVID-19 命令第 51/52 号に基づき、感染発生率の低下した自治体について経済再開第 3 段階ステップ 2 に移行。屋内公演会場は収容率 50%以下、最大 250 人まで可能。屋内集会は、全ての地域において最大 25 人までに制限。屋外集会は、ステップ 1 の地域は 50 人まで、ステップ 2 の地域は 100 人まで可能。
11月	2日	州知事は、COVID-19 命令第 53/54 号を発出し、6 日 0 時 01 分から「Stay home Advisory」を発令。夜間自宅待機を勧告（住民は 22 時から朝 5 時まで）。一部の集客型事業場（レストラン、バー、カジノ等）に対し、営業時間短縮（5 時から 21 時 30 分まで）を命令。社会的距離の確保ができる環境でも、公共の場はフェイスカバー着用を要求。
	6日	州知事は、COVID-19 命令第 56 号を発出し、9 日より、感染率の低下した自治体における第 3 段階の再開規定（段階移行に必要な指標（新規感染者及び陽性者数、医療施設の余剰床率等）の変更）を改定。
12月	8日	州知事は、COVID-19 命令第 58 号を発出し、13 日 0 時 01 分から州内全域で経済再開第 3 段階ステップ 1 への後退を命令。収容率 40%以下、フェイスカバー着用の強化等。
	22日	州知事は、COVID-19 命令第 59 号を発出し、第 57 号で規定された集会とイベントの定員制限と就業場所に関する産業別安全定員制限の継続を発表。同号によりカジノ施設の収容率が 25%以下に制限され、必要に応じて、マサチューセッツゲーミング委員会は定員規則を再発行することとされた。これを受け、マサチューセッツゲーミング委員会は、カジノ免許保有者に対して、i)収容率はカジノ従業員を含み、ii)25%以下制限を準拠していることを顧客に常に知らせるコミュニケーション計画の策定を指示。
	26日	COVID-19 命令第 59 号により、ほとんどの事業活動で 1 月 10 日正午まで収容率 25%以下に規制強化（第 3 段階ステップ 1 より優先）。カジノ施設についても収容率 25%以下に制限。
2021 年 1月	7日	感染者数及び入院者数の増加が続いていることから、州知事は、COVID-19 命令第 60 号を発出し、州政府は経済再開計画の第 3 段階ステップ 1 を継続し、集会及び経済活動に関する一時的な規制強化期間（COVID-19 命令第 59 号）を 1 月 10 日から 1 月 24 日まで延長することを発表。収容率は 25%以下制限を継続。

	21日	州知事は、COVID-19 命令第 62 号を発出し、25 日より、一般集客型事業場（レストラン、バー、カジノ施設等）の営業時間やアルコール提供時間の制限を撤廃。カジノ施設及び関連施設は、21 時 30 分以降の営業が可能に。収容率 25%以下制限を 2 月 8 日まで継続。
2 月	4 日	州知事は、8 日 5 時より、下記施設の収容率を 40%以下に引上げを容認。経済再開第 3 段階ステップ 1 を継続。 アーケード、レクリエーション施設、自動車運転・航空機操縦練習所、ジム、ヘルスクラブ、図書館、美術館、小売店、オフィス、礼拝所、宿泊施設（共用部分）、ゴルフ場（屋内部分）、映画館（最大 50 人まで）、レストラン、近距離での人的接触を伴うサービス

■ カジノ規制当局による措置

2020 年 3 月 14 日、マサチューセッツゲーミング委員会は、マサチューセッツ州オープン・ミーティング法第 30A 章第 20(b)条(The Open Meeting Law, c. 30A、§ 20(b)) に基づき緊急会議を招集し、CDC、州知事、州公衆衛生省がそれぞれに発行したガイダンスを参照して、同州内の 3 つのカジノ施設の業務停止（3 月 15 日から 2 週間）を投票により満場一致で決定した。業務停止については、3 月 25 日に 4 月 7 日正午まで、4 月 3 日に 5 月 4 日正午まで、5 月 1 日に 5 月 18 日までの業務停止の延長をそれぞれ投票により決定した。また、2020 年 4 月 9 日、マサチューセッツゲーミング委員会は、205 号マサチューセッツ州規則 138.68 を改正し、カジノ客は勝金又は賞金を 1 年間請求でき、この 1 年の期間には、カジノが閉鎖されている期間が含まれないことを明確にした。

2020 年 6 月 16 日、マサチューセッツゲーミング委員会は、次の項目からなる第 3 段階ステップ 1 におけるカジノ施設の再開の最低限の要求事項を策定した。

【最低限の要求事項】

- i) 各事業者は再開計画を作成し、マサチューセッツゲーミング委員会に提出のうえ承認を得ること。少なくとも再開 7 日前までに再開計画を提出すること。
- ii) CDC により公表されたガイドライン、及び州総務省により発行された特定プロトコールにしたがって、再開前に清掃を実施すること。
- iii) CDC、州公衆衛生省、公衆衛生に関する地域委員会、州知事管理室により発行された連邦及び州の公衆衛生ガイダンスとプロトコール、そしてマサチューセッツゲーミング委員会により設定された最低限の要求事項の全てに準拠すること。
- iv) 利用者の参加・選別方法を確立すること。（入口でのフェイスカバー着用、

検温)

- v) スロットマシン及びテーブルゲーム等の定期的・頻繁な清掃・消毒対策を実施すること。
- vi) 飲食行為を指定エリアに限定すること。
- vii) 社会的距離を確保すること。
- viii) 稼働するスロットマシン間に最低 6 フィートの距離を確保すること、もしくは 6 フィート以上の高さのプレキシガラスの仕切りを設置すること。
- ix) ブラックジャックのテーブルには 5 フィート 10 インチ以上のプレキシガラスの仕切りを設置し、ディーラーとプレーヤーを分離すること。各テーブルでは座席は 3 席までとし、使用しない椅子は除去すること⁵。
- x) ポーカー、クラップス⁶、ルーレット⁷は追って通知があるまで禁止。
- xi) 収容率を設定すること。(ゲームポジション数に 3 を乗じた数に、ゲーミングエリアの従業員数及びマサチューセッツゲーミング委員会の従業員数、開放部の容量(知事ガイドラインで設定された稼働制限を利用)に基づいて稼働制限率を設定)

マサチューセッツゲーミング委員会は、2020 年 6 月 11 日・17 日・23 日の 3 回にわたり公開会議を開催し、6 月 23 日に投票により衛生安全規則を決定し、同規則に基づき 3 事業者の詳細な再開計画が上記の最低限の要求事項に適合しているかを審査し、6 月 23 日に 3 事業者の適合を承認した。

2020 年 7 月 2 日、州知事は、COVID-19 命令第 43 号を発出し、7 月 6 日から経済再開第 3 段階ステップ 1 へ移行し、一定条件下で、カジノ施設、映画館、フ

⁵ 2021 年 3 月 11 日、マサチューセッツゲーミング委員会は、MGM Springfield 及び Encore Boston Harbor の要求により、ブラックジャックテーブルの 4 座席目の設置を承認。各座席の中心から最低約 3 フィートの離隔を確保し、高さ 5 フィート 10 インチのプレキシガラスでディーラーとプレーヤーを分離、使用しない椅子の除去が条件。

⁶ 脚注 5 記載の要求とあわせて、2021 年 3 月 11 日、マサチューセッツゲーミング委員会は、クラップスについて 1 台あたりプレーヤー数を 6 人(片側 3 人)として再開を認めることを決定。着席でのプレー、テーブル周辺に立ち及び集まらないことが条件。

⁷ 2020 年 10 月 8 日、マサチューセッツゲーミング委員会は、MGM Springfield 及び Encore Boston Harbor の再要求により、プレーヤー数を最大 3 人とするのを承認。着席でのプレー、ルーレットテーブル周辺での立ち及び集まらないこと、各座席の中心から最低 4 フィートの離隔を確保し、高さ約 6 フィート以上のプレキシガラスにより分離等が条件とされた。また、Encore Boston Harbor は 16 台まで(1 台あたり 3 人で 48 人)、MGM Springfield は 7 台まで(1 台あたり 3 人で 21 人)が認可された。

フィットネス施設、屋内レクリエーション施設などの再開を承認した。同日、マサチューセッツゲーミング委員会は、カジノ施設の再開に関して投票を行い、再開を決定した。なお、同命令の中で、州知事は、カジノ施設に係る安全規則の作成をマサチューセッツゲーミング委員会に正式に委譲したが、マサチューセッツゲーミング委員会は、カジノ施設の円滑な再開のために再開手続の要件を定める「Detailed Health and Safety Requirements for Casino Reopening」を策定し、6月23日の会議において、全会一致で承認している。それ以後、州知事の COVID-19 命令に従い、新型コロナウイルス感染症対策の措置を実施している。

ウ. 州政府当局間の権限分担

マサチューセッツ州における新型コロナウイルス感染症対策については、州知事の緊急指令である COVID-19 命令に基づき州公衆衛生省（Department of Public Health）の公衆衛生インシデント管理チームがガイドラインを策定するなどの具体的措置・対策の立案を行い、カジノ施設及び関連施設における新型コロナウイルス感染症対策は、マサチューセッツゲーミング委員会がカジノ施設の営業再開に係る最低要件を定めるとともに、事業者が作成する衛生安全計画の承認、カジノ事業者との協議、防疫措置の実施状況の監視を行っている。

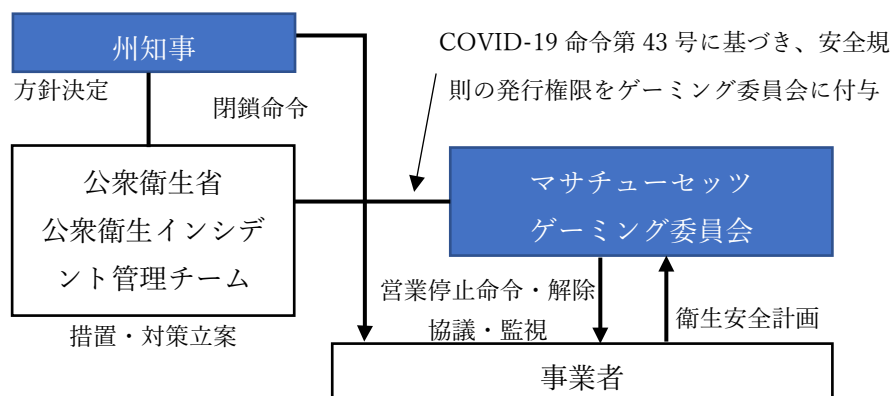


図 6 マサチューセッツ州における新型コロナウイルス感染症対策の推進体制

エ. カジノ事業者の取組

マサチューセッツ州では、州知事の緊急事態宣言及びそれに続くマサチューセッツゲーミング委員会の決定により、カジノ施設及び周辺施設は3月15日より営業停止となった。5月13日以降、Wynn Encore Boston Harbor、MGM Springfield、Plainridge Park Casino はそれぞれに再開衛生安全計画を策定し、6月23日にマサチューセッツゲーミング委員会の承認を得たうえで、7月6日から順次、経済再開第3段階への移行とともに営業を再開した。

表8 マサチューセッツ州のカジノ事業者による感染症対策の取組

期日		取組内容
2020年 3月	12日	Wynn Encore Boston Harbor の訪問客から陽性反応を確認。マサチューセッツゲーミング委員会と Wynn は州公衆衛生省へ通知。州保健局は Wynn に対して強化された消毒の継続を推奨。Wynn は濃厚接触の疑いがある従業員の自己隔離への同意を報告。
3月	15日	前日(14日)のマサチューセッツゲーミング委員会の決定により全施設が閉鎖。
5月	13日	カジノ事業者は、順次、再開衛生安全計画を策定。
7月	8日	Plainridge Park Casino が営業再開(収容率25%以下制限)。
	12日	Wynn Encore Boston Harbor が営業再開(収容率25%以下制限)。ホテルは閉鎖。
	13日	MGM Springfield が営業再開(収容率25%以下制限)。ホテルは閉鎖(10月に1階のみリワード会員向けに再開)。
8月	31日	Wynn Encore Boston Harbor は、385人の従業員を一時解雇。
11月	6日	COVID-19 命令第53/54号により、一部の集客型事業場(レストラン、バー、カジノ等)の営業時間が5時~21時30分に短縮されたことを踏まえ、Wynn Encore Boston Harbor、MGM Springfield は、22時から5時までカジノの営業を停止。あわせて、ホテル営業を停止。
2021年 1月	25日	COVID-19 命令第62号により、一般集客型事業場(レストラン、バー、カジノ施設等)の営業時間やアルコール提供時間の制限が撤廃されたことを踏まえ、24時間営業を再開。
	27日	Wynn Encore Boston Harbor は、カジノ施設(24時間営業、日曜日~火曜日は21時まで)とホテルを収容率25%以下制限により再開。Plainridge Park Casino が収容率25%以下制限により再開。
	29日	MGM Springfield は、カジノ施設を収容率25%以下制限により24時間営業で再開。
2月	8日	カジノ及び関連施設の収容率が40%以下に上げられたが、各事業者はカジノ施設の稼働は拡大せず維持しつつ、関連施設の稼働を拡大させている。
3月	5日	MGM Springfield は、収容率制限に準拠して一部のカジノ客向けにホテルを再開。

(4) ニュージャージー州

ア. カジノ等施設に対する感染症対策の概要及びその影響

(ア) 州政府によるカジノ等施設への感染症対策

ニュージャージー州では、2020年3月5日に最初の感染者が確認され、3月9日には11名に増えた。州知事は、2020年3月9日、州知事令第103号により緊急事態を宣言した。3月16日に州知事令第104号が発出され、同日20時以降カジノフロアとカジノ関連のエンターテインメント施設が閉鎖され、あわせて行政命令（Administrative Order Mandatory Facility Closures）により、3月17日にショッピングモール及びアミューズメント施設の閉鎖義務が措置され、カジノ等施設、ジム、映画館等の閉鎖が命じられた。

3月21日、州知事は、州知事令第107号により非生活必需の活動制限と在宅命令を発出した。4月27日、州知事は、経済再開に向けた方針「The Road Back; Restoring Economic Health Through Public Health」を発表し、5月18日、それに基づく「責任ある戦略的な経済再開のための多段階アプローチ（Multi-Stage Approach to Execute a Responsible and Strategic Economic Restart）」を公表し、多段階で経済活動を再開する計画を示した。カジノ施設は、ゲーミング取締部（Division of Gaming Enforcement）が課す追加的要求事項に準拠することで、6月26日の州知事令第157号により、収容率25%以下制限、フェイスカバー着用、社会的距離の確保、ディーラーと顧客間の仕切りの設置、消毒・清掃を条件として、7月2日より再開された。11月後半から12月にかけての感染再拡大に伴い、カジノ等施設の営業時間が短縮されたが、2021年2月5日には収容率が35%に引き上げられ、飲食施設の営業時間制限も撤廃された。

(イ) カジノ施設への影響

ニュージャージー州の9つのカジノ施設は、2020年3月17日から休業し、7月2日より収容率25%以下制限や社会的距離の確保、防疫措置の条件に従って、順次営業を再開している。

9施設の合計GGRは10月対前年比8%減、11月同35%減、12月同30%減、2021年1月同16%減で推移しており、11月後半から12月にかけて新型コロナ感染症が再拡大したことの影響を受けている。2020年1月～12月の累計は28億8100万ドル（対前年比17%減）であり、そのうちカジノは15億1300万ドル（対前年比45%減）であるのに対して、インターネットは9億7000万ドル（対前年比200%増）、スポーツ・ベッティングは3億9900万ドル（対前年比330%増）となり、オンライン・ゲーミング市場が急激に拡大している。ニュージャージー州の

カジノ施設は、周辺州を含めた自動車移動圏を市場としており、感染が小康状態になれば回復に向かうものと推測されている。

イ. カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠

(ア) 州における法的構造

ニュージャージー州知事は、州憲法第 5 条及び州法「ニュージャージー州文民防衛及び災害管理法（以下、「災害管理法」という。）」（New Jersey Civilian Defense and Disaster Control Act, N.J.S.A. App.A:9-33 et seq.）及び「緊急衛生権限法」（Emergency Health Powers Act, N.J.S.A. 26:13-1 et seq. (“EHPA”））に基づき、公衆衛生緊急事態を宣言する権限を有しており、当該権限に基づき、2020 年 3 月 9 日に緊急事態を宣言した。また、州知事は、州憲法第 5 章において、広範な行政権を付与されており、それにより緊急事態宣言下において州知事令を公布する権限を付与されている。

カジノ施設及び関連施設については、ニュージャージー州カジノ管理法（Casino Control Act、1977 年制定、2013 年 2 月 23 日改定）第 1 条(6)に定める目的のひとつである「カジノゲーム業界の健全性の確保」に基づき、ゲーミング取締部が、州カジノ管理法並びに規則を執行し、違反の捜査・起訴の権限を有しており、カジノ施設及び関連施設の再開に関しては、州知事令第 157 号において規則の策定がゲーミング取締部に委ねられた。なお、ニュージャージー州政府における緊急管理業務は、法務公安省ニュージャージー州警察緊急管理事務所（Department of Law and Public Safety, Division of New Jersey State Police, Office of Emergency Management）が管轄しており、同部署から行政命令が発令されている。

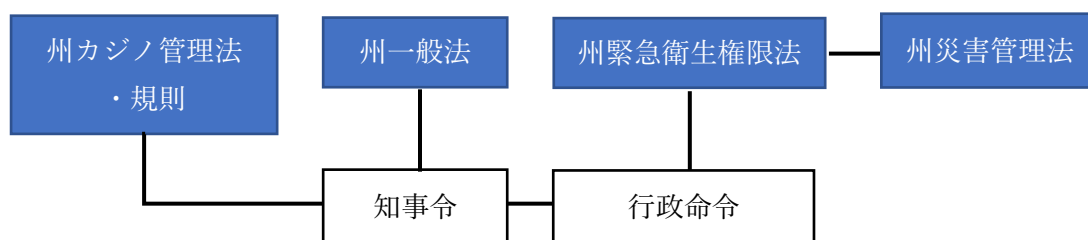


図 7 ニュージャージー州における新型コロナウイルス感染症対策に対する法体系

(イ) 州政府の具体的措置とその法的根拠（詳細は表9のとおり）

■ 州政府による措置と法的根拠

州知事は、2020年3月9日、知事令第103号により緊急事態を宣言した。3月16日には、知事令第104号を発出し、集会については50人未満に制限するとともに、同日20時からカジノフロア、ジム、フィットネスセンター、映画館等を含むエンターテインメント施設の閉鎖を命じた。また、行政命令（Administrative Order Mandatory Facility Closures）により、3月17日にショッピングモール及びアミューズメント施設の閉鎖が命令された。そして、3月21日、知事令第107号（Statewide Stay at Home Order, Closure of All Non-Essential Retail Business）により、自宅待機と非生活必需事業場の閉鎖、レストラン等については宅配もしくはテイクアウトのみとすることなどが命令された。

4月27日、州知事は、閉鎖された非生活必需事業場の再開について、活動再開に向けた方針「The Road Back; Restoring Economic Health Through Public Health」を公表し、再開に向けた6つの原則（感染者数及び入院者数の減少傾向の維持、検査体制の拡充、接触者追跡調査の確実な実施、安全な隔離場所の確保、責任ある方法で経済の再開を実施、ニュージャージーの強靱の確保）を設定した。5月6日、知事令第138号により公衆衛生緊急事態が延長され、行政命令2020年第12号により、知事令第107号で閉鎖された非生活必需事業場におけるレクリエーション及びエンターテインメント活動の禁止が明確化され、閉鎖が確認された。その後、感染拡大が落ち着きをみせたことから、5月18日、州知事は、活動再開のロードマップである「責任と戦略的な経済再開のための多段階アプローチ（Multi-Stage Approach to Execute a Responsible and Strategic Economic Restart）」を公表し、多段階で経済活動を再開する計画を提示した。それに伴い、同日から小売店（商品は自動車でのピックアップのみ）、必要不可欠でない建設業、ドライブインシアター等のドライブスルーのイベントの再開が許可された。

6月9日、自宅待機令が解除されたが、州知事令第152号により、集会については、フェイスカバーの着用と6フィートの社会的距離の確保により、屋内施設は収容率25%に制限（50人以下）され、屋外の場合は100人までとされた。6月15日には、第2段階へ移行し、屋外での飲食、美容院、屋内の小売店、フィットネスジムの再開が許可された。ニュージャージー州は、一般的な防疫措置として、感染予防の観点からフェイスフェイスカバーの着用、社会的距離の確保（6フィート）を呼び掛けている。

6月26日の州知事令第157号により、7月2日6時から、レクリエーション及びエンターテインメント事業が、屋内施設は25%の収容制限（従業員を除く）、電子・電話システムによる事前予約・キャンセル・支払、社会的距離の確保、従業員

と顧客の間に物理的障壁を設置、フェイスカバーの着用等を条件に再開を認められた。また、カジノ施設に関しては、「カジノ施設の再開は知識と経験を持つ州の専門機関が定める規則に従うこと」とされ、「ゲーミング取締部（Division of Gaming Enforcement）が課す追加的要求事項に準拠する場合に限り再開できる」と規定された。

2020年7月1日、ゲーミング取締部は「特定のカジノ及び商業スポーツ賭博事業の運営証明の復活命令」（Order Reinstating Certificates of Operation of Certain Casinos and Retail Sports Wagering Operations）を発令し、それにより、収容率25%以下制限、フェイスカバー着用、社会的距離の確保、消毒、ディーラーと顧客間に間仕切りの設置等を条件にカジノ施設の再開が認められた。

2020年11月12日、感染拡大を受けて、州知事令194号により屋内の飲食施設の営業時間が制限（22時～5時の提供禁止）され、カジノ施設はその対象とならなかったが、カジノフロアにおける飲食提供は禁止された。2021年1月末から感染拡大状況について収束がみられたことから、2月5日、州知事令219号により営業時間制限を撤廃するとともに、カジノ等施設の収容率を25%以下から35%以下制限に引き上げた。そして、州知事令230号により、3月19日午前6時よりカジノ等施設の収容率は50%以下へ引き上げられた。



図8 ニュージャージー州によるカジノ施設及び関連施設に対する感染症対策の流れ

表9 ニュージャージー州政府によるカジノ施設及び関連施設に対する規制・措置

期日		措置内容
2020年 3月	9日	州知事は、知事令第103号で緊急事態宣言を発令。州警察が発令する行政命令の有効性を位置づけ。
	16日	州知事は、知事令第104号を発令し、同日20時以降のカジノフロアとカジノ関連のエンターテインメント施設（バー、映画館、ジム他）の閉鎖が命令された。あわせて、レストランはテイクアウトのみ可能、50人以上の集会を禁止。州警察緊急管理事務所が発令した行政命令（施設閉鎖義務）により、ショッピングモール及びアミューズメント施設が閉鎖。
	21日	州知事は、知事令第107号により自宅待機命令を発令。食料品店、酒屋、医薬品店、銀行などを除く小売店の閉鎖を命令。
4月	7日	州知事は、知事令第119号により、緊急事態宣言を延長。
	27日	州知事は、経済再開に向けた方針「The Road Back; Restoring Economic Health Through Public Health」を公表。知事令第107号で閉鎖した各種事業の再開に向けた原則（COVID-19症例と入院の継続的減少、PCR検査対応能力の拡大、感染経路の把握、隔離場所と医療提供者の確保、責任ある経済再開の実行、回復力の確保（備蓄等による次への備え））を規定。
5月	6日	州知事は、知事令第138号により、緊急事態宣言を30日間延長。州警察緊急管理事務所は、州知事令第107号で閉鎖された非生活必需事業場におけるレクリエーション及びエンターテインメント活動の禁止を再度明確にする行政命令2020年第12号を発行。
	18日	州知事は、経済再開に向けた方針に基づく「責任ある戦略的な経済再開のための多段階アプローチ（Multi-Stage Approach to Execute a Responsible and Strategic Economic Restart）」を公表。第1段階を開始。
6月	15日	州知事は、「責任ある戦略的な経済再開のための多段階アプローチ」第2段階への移行を宣言。同日より屋外での食事及び非生活必需な小売店（屋内）、6月22日より理美容院店の再開が可能とされ、その後に個人ケア、フィットネスジム、ヘルスクラブが再開されるという見込みを示した。
	26日	<ul style="list-style-type: none"> ・州知事は、州知事令第157号を発令し、7月2日午前6時以降、収容人数25%以下、感染防止対策の実施、フェイスカバーの着用を条件に屋内ダイニング、屋内レクリエーション施設等の再開を公表した。 ・カジノ施設の再開についてはゲーミング取締部が課す追加的要求事項に準拠することを条件に再開可能とされた。
	29日	<ul style="list-style-type: none"> ・州知事は、州知事令第158号を発令し、屋内小売り施設、レクリエーション施設、カジノを含むエンターテインメント施設における喫煙の禁止を命令。 ・州公衆衛生省コミッショナーは、衛生危機権限法に基づき、7月初頭に予定して

		いた屋内ダイニングの再開を一時的に停止。
	30日	ゲーミング取締役部が「カジノ再開計画の評価基準（Standard for Review of Casino Reopening Plan）」を承認・公表。（表 10 参照）策定にあたり、ニュージャージー・ゲーミング協会が提言。
7月	1日	ゲーミング取締役部が「特定のカジノ及び商業スポーツ賭博事業の運営証明の復活命令」（Order Reinstating Certificates of Operation of Certain Casinos and Retail Sports Wagering Operations）を発令。
	2日	「Atlantic City Casino Industry Summary Plan of Reopening Protocols」に基づき、アトランティックシティのカジノ施設（9 施設中 5 施設）が再開。
	3日	アトランティックシティのカジノ施設（9 施設中 3 施設）が再開。
	26日	アトランティックシティの最後のカジノ施設が再開。
8月	27日	<ul style="list-style-type: none"> 州知事は、州知事令第 181 号を発令し、9 月 1 日からのジム、屋内アミューズメントパーク、ウォーターパークの再開を発令。収容率は 25%以下に制限（従業員を除く）、電子予約システムによる事前予約・解約・支払いの導入、顧客と従業員間に物理的障壁の設置と 6 フィートの距離の確保（支払い時を除く）、備品の家族や介護士間での共有に限定、6 フィート距離に関する掲示、従業員の手洗い、消毒剤の提供、高頻度の接触部位の消毒、従業員及び客は布製のフェイスマスクの着用等を規定。 州公衆衛生省が、行政命令 2020 年第 28 号により、ガイダンス「Guidance for Health Clubs/Gyms Fitness Centers」を公表。
	28日	州知事は、規制 A299 号を発出し、屋外施設におけるアルコール飲料の提供再開に関する規定（ビーチやボードウォークにおけるオープン・コンテナでの販売方法）を公表。
9月	1日	<ul style="list-style-type: none"> 州知事は、州知事令第 183 号を発令し、4 日 6 時からの屋内ダイニングの再開に係る制限（屋内における収容率 25%、テーブル及び椅子の社会的距離（6 フィート）の確保、フェイスマスクの着用、着席での利用、州保健省の安全基準の遵守）、映画館やコンサート会場等の屋内エンターテインメント施設の再開（座席定員 25%制限、150 人未満（従業員を除く）、同行者を除き社会的距離の確保、電子・電話による予約・キャンセル・事前支払システムの利用、物理的障壁の設置、公共空間等での社会的距離の確保に関する告知、消毒・清掃等の遵守を条件）を発令。 州公衆衛生省は、州知事令第 183 号「屋内飲食に係る衛生安全基準」（Health and Safety Standards for Indoor Dining Pursuant to Executive Order No. 183）により、清掃と消毒、室内空調・換気、従業員のフェイスマスク着用・消毒・社会的距離の確保他、顧客のフェイスマスク着用義務・違反客対応等を発令。
	5日	州警察緊急管理事務所は、行政命令 2020 年第 19 号により、フェイスマスクの常

		時着用を強化するため、カジノ施設内での喫煙禁止を措置。
10月	28日	州知事は、州知事令第192号を発令し、11月5日6時より、民間防衛災害規制法及び緊急医療権限法に基づき、オフィスでのフェイスカバー着用や社会的距離の確保、清掃・消毒の徹底等を命令。
	31日	行政命令2020年第22号により、屋内モールでの飲食サービス（自動販売機の屋内営業、乳母車の貸し出し、バレット駐車場の閉鎖）、飲食セルフサービス（小売事業でのbuffetやサラダバー等の営業禁止）に関するガイドラインを公表。
11月	12日	州知事は、州知事令第194号（11月10日発令）により新たなCOVID-19対策を公表し、飲食施設の営業時間を制限（非生活必需事業場の20時～5時の営業停止）し、規制の強化が開始。また、州知事令第195号を発出し、非生活必需の小売事業やケア事業の営業時間を同様に制限。
2021年 2月	5日	州知事令第219号（2月3日発令）により、カジノ施設を含む屋内飲食施設の収容率25%以下から35%以下への緩和、さらに22時～5時の食品や飲料の提供を再開。
3月	11日	州知事は、州知事令第230号を発令し、3月19日6時から、カジノ施設を含む屋内飲食施設の収容率35%以下から50%以下へ緩和。

■ カジノ規制当局による措置

カジノ施設等の閉鎖にあたり、ゲーミング取締役は、2020年3月27日、知事令による閉鎖期間中に有効期限を迎えるゲーミング・バウチャー及び当選チケットは、知事令により施設再開が承認された30日後までに自動的に延長されることを決定した。

カジノ施設に関しては、6月26日の州知事令第157号により、7月2日6時より再開が認められたが、「カジノ施設の再開は知識と経験を持つ州の専門機関が定める規則に従うこと」とされ、「ゲーミング取締役が課す追加的要求事項に準拠する場合に限り再開できる」と規定された。州知事令に基づき、6月30日、ゲーミング取締役は「カジノ再開計画の評価基準（Standard for Review of Casino Reopening Plan）」を承認・公表し、7月1日に「特定のカジノ及び商業スポーツ賭博事業の運営証明の復活命令」（Order Reinstating Certificates of Operation of Certain Casinos and Retail Sports Wagering Operations）を発令した。再開にあたり、ゲーミング取締役は、各事業者に対してコロナウイルス実施計画（the COVID-19 Implementation Plan）の提出を要求し、その内容を審査・承認している。なお、カジノ再開計画の評価基準の策定にあたっては、ニュージャージー・カジノ協会（Casino Association of New Jersey）がゲーミング取締役に対して提言活動を行い、策定を支援した。「カジノ再開計画の評価基準」については、以下表10のとおり。

表 10 ゲーミング取締部による再開評価基準

項目	基準
フェイスカバーと 症状確認	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客はフェイスカバー着用を必須。 ・従業員は同基準及び Individual Casino Complex Plan に基づきフェイスカバー及び個人保護具（PPE）の着用を要求される。 ・従業員は発熱と症状確認、来訪客は症状及び新型コロナ感染症の感染可能性を質問により確認。
社会的距離の確保	人的間隔を設け、デジタル掲示により社会的距離の確保を促進。
収容率	収容率は 25%以下に制限（従業員は含まず）。
営業停止	ダンスフロア、ショールーム、ナイトクラブの閉鎖
消毒ステーション	カジノ施設及び関連施設全体に設置。各ビット及びゲームテーブルに設置。
座席間隔の確保	ゲームテーブルやマシンは、顧客・グループ間に 1 空席を確保。
ゲームテーブルでの プレーヤー人数 制限	ブラックジャックテーブル（3 人）、パイゴウ（3 人）、ルーレット（4 人）、ポーカー（4 人）、クラップス（14 フィート長：6 人、片側 3 人以下、14 フィート長超：8 人、片側 4 人以下）
消毒の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイスは毎回消毒済みを使用。 ・プレーヤーがカードに触れることを許可されないローリミットのブラックジャックやバカラのカードは毎日消毒、交換。 ・プレーヤーがカードに触れることを許可されるハイリミットのゲームは、プレーヤー自ら消毒可能、4 時間経過後に消毒もしくは新しいカードとチップに交換。 ・カジノ事業者は、プレーヤーが要求するときはいつでも、連邦環境保護局 EPA 登録消毒剤により 4 時間以上使用されているゲームテーブルのレールと椅子を従業員に消毒させる。 ・プレーヤーは手指の消毒を実施。
テーブルの仕切り	全テーブルゲームにプレキシガラス又はガラスの仕切りを設置。7 月 16 日以前にプレキシガラス又はガラスの設置がない場合は、ディーラーもしくはプレーヤーはフェイスカバーとフェイスシールドを着用。
集会制限申請	ポーカートーナメントに参加する個人は、州の集会制限（25 人又は収容率 25%以下制限）の対象となる。
従業員による確認	<ul style="list-style-type: none"> ・警備員又は許可された職員に対し、年齢と身元確認の目的でフェイスカバーを短時間下げるよう顧客に要求する権利を付与。 ・顧客がゲームテーブルの周りに集まらないように警備員を割り当て。

ウ. 州政府当局間の権限分担

ニュージャージー州における感染症対策は、全般的には州公衆衛生省（Department of Public Health）と州地域社会省（Department of Community Affairs）が連携して措置立案を行っている。州公衆衛生省は、ニュージャージー州文民防衛及び災害管理法及び州知事令に基づき、公衆衛生の緊急事態に対応するために取られた措置の監督、感染状況の州政府への説明、感染者の隔離と除去を実施している。また、州地域社会省は、生活の質の向上のために、地方自治体、コミュニティ開発組織、企業、個人に行政指導、財政支援、技術支援を行っている。

また、ニュージャージー州政府における緊急管理業務は、ニュージャージー州警察緊急管理事務所が管轄しており、施設閉鎖等の緊急管理業務は、同部署から行政命令が発令される。カジノ施設及び関連施設においては、ゲーミング取締部が、カジノ再開計画の評価基準の承認を行い、当該措置の実施確保と監視を担っている。なお、ニュージャージー・カジノ協会（Casino Association of New Jersey）は、政府機関ではないが、アトランティックシティのカジノ業界を代表する団体であり、提案活動等を通じてニュージャージー州のカジノ事業を保護し、促進する役割を担っており、評価基準の原案の策定にあたった。

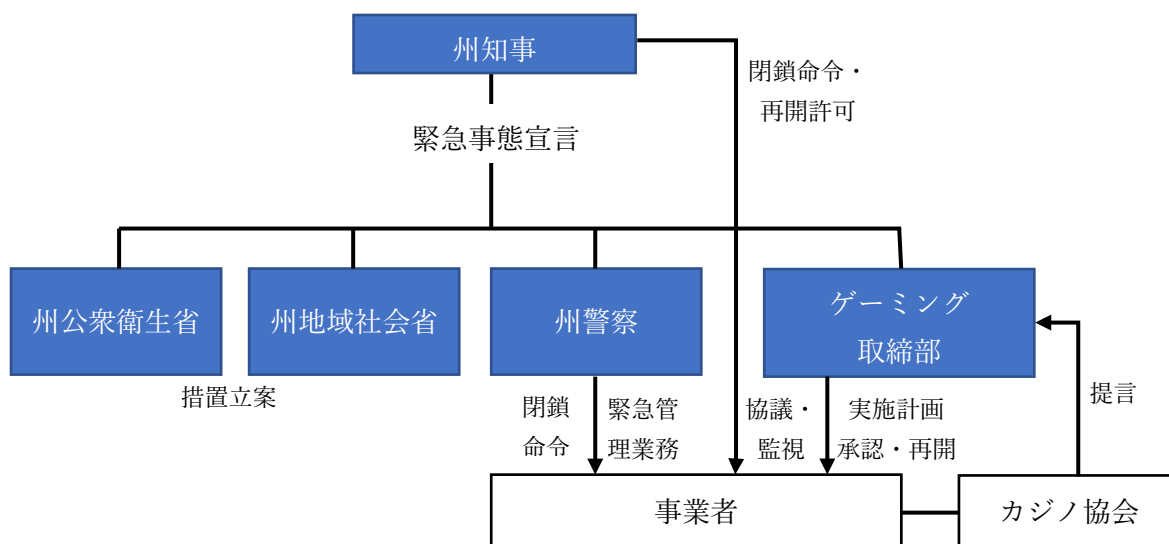


図9 ニュージャージー州における新型コロナウイルス感染症対策の推進体制

エ. カジノ事業者の取組

ニュージャージー州では、3月16日、ショッピングモールやカジノを含むアミューズメント施設が閉鎖となった。

4月29日、アトランティックシティのカジノ事業者で構成する業界団体であるニュージャージー・カジノ協会は、知事と規制当局が従業員・顧客・コミュニティ全体の安全と福祉を優先する包括的な再開計画を策定することを支援するため、同協会が地域医療システムの AtlantiCare 社と協議して計画を作成し、規制当局に対して提案した。

6月30日にゲーミング取締役部がカジノ再開計画の評価基準を承認・公表したことを受けて、各事業者はカジノ再開計画の評価基準に従い「コロナウイルス実施計画」(the COVID-19 Implementation Plan) をゲーミング取締役部へ提出し承認を受けた上で、7月2日以降、アトランティックシティの9施設が順次再開した。なお、州公衆衛生省の収容率制限規制を遵守した上で、入場時の健康状態の確認と体温測定によるスクリーニング、フェイスカバー着用、社会的距離の確保、消毒、社員教育といった防疫措置を講じるとともに、各社の実施計画によりゲーミングテーブルにおける1台あたりのプレイヤー人数が設定されている。

表 11 ニュージャージー州におけるカジノ事業者の取組

施設名	再開日	カジノフロアにおける主な対策内容
Hard Rock Hotel & Casino	7月2日	スロットマシン：1席おき、1列3台で1台を稼働 テーブル： ・ブラックジャック：仕切りなし3人、あり5人 ・バカラ：仕切りなし4人、あり5人 ・パイゴウ：仕切りなし3人、あり5人 ・ルーレット：4人 ・クラップス：6人（台長14フィート以内）
Ocean Casino Resort	7月2日	スロットマシン：1座席おきの稼働 テーブル： ・ブラックジャック：4人 ・バカラ：5人 ・ポーカー：4人 ・ルーレット：4人 ・クラップス：4人
Resorts Casino Hotel	7月2日	マシン及びテーブル、ダイス及びボールの消毒
Golden Nugget Atlantic City	7月2日	消毒、フェイスカバー着用
Tropicana Atlantic City	7月2日	スロットマシン：1列3台で1台を稼働、消毒、手指消毒
Caesars Atlantic City	7月3日	剤の設置

Bally's Atlantic City	7月3日	テーブル：バックベット禁止、ダイスやチップの消毒
Harrah's Atlantic City	7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラックジャック、パイゴウ、カーニバル：3人 ・ルーレット：4人 ・クラップス：6人（台長14フィート以内）、8人（台長14フィート以上）
Borgata Hotel Casino & Spa	7月26日	<p>MGM Resorts の Seven-Point Safety Plan に加え州規制に基づき防疫措置を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラックジャック、パイゴウ、ルーレット、Big Six：4人 ・バカラ：設定座席の50%以内（8人掛けは4人以内、6～7人掛けは3人以内） ・ポーカー：7人 ・クラップス：6人（台長14フィート以内）、8人（台長14フィート以上）

(5) ニューヨーク州

ア. カジノ等施設に対する新型コロナ感染症対策の概要及びその影響

(ア) 州政府によるカジノ等施設への感染症対策

2020年3月1日、ニューヨーク州で最初の感染者が確認されて以来、感染者数は増え続け、ニューヨーク州知事は、3月7日、州知事令第202号において緊急事態を宣言した。州知事令第202.3号により、3月16日20時からレストランやバーなどの飲食施設での店内サービスを禁止するとともに、50人以上の集会を制限、映画館・ジム・カジノなどの娯楽施設の閉鎖が命令された。この措置は、ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネチカット州の3州知事の共同声明として発表された。

州政府は、5月7日、地域ごとの感染拡大の状況を注意深く判断しつつ、経済再開を4段階に分けて進める指針「NY Forward」を策定した。この指針に基づき、5月15日以降、各地域の状況に応じて段階的に事業再開が進められてきたが、密閉された空間におけるクラスターの発生を州保健省（Department of Health）が懸念して、カジノ施設は高リスクの屋内施設として位置付けられたため再開が遅れた。最終的に州知事令第202.61号及び州知事令第202.50号（空調フィルター要件⁸）により、2020年9月9日夜から、収容率25%以下制限、防疫措置、社会的距離の確保を条件として、州内のカジノ施設、レシーノ及びVideo Lottery Terminalの再開が容認された。

11月に入り新型コロナ感染症が再拡大したことから、11月13日、州知事令第202.74号により、カジノ及びレシーノは22時～5時の営業を停止している。

(イ) カジノ施設への影響

ニューヨーク州の商業カジノ施設の2020年1月～2月におけるGGRは、対前年比28%増と好調であったが、3月から9月まで閉鎖となった影響を受け、2020年通期でのGGRは234億ドル（対前年比60%減）となった。8カ所のVideo Lottery Terminalは62%減となっている。

⁸ 州知事は、州知事令第202.50号により、コロナウイルス粒子（直径約0.125ミクロン）をろ過できる最小効率報告値（MERV）規格の空調フィルター、又は同様の空気交換設備の設置をショッピングモール等の大規模商業施設の再開の必須条件とした。

イ. カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠

(ア) 州における法的構造

ニューヨーク州では、州の災害緊急事態において、州法、地方法、条例、命令、ルール又は規則を遵守することで災害緊急事態に対処するために必要な行動を妨げ、又は遅らせることになる場合には、州法、地方法、条例、命令、ルール又は規則の一部を一時的に停止又は変更する権限が、行政法第2条29節-a項により、州知事に付与されている。また、行政法第2条は州知事に対し、地方自治体が適切に対応できない場合には、特定の地域又は全州において「州非常事態」を宣言する権限を与えている。なお、州知事は、州憲法第4章第1節で広範な行政権が付与されている。

州知事は、州知事令第202号において、2020年3月7日に緊急事態を宣言し、新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな措置を、州知事令第202号に紐づける形で実施している。これにより、緊急事態宣言に関する州知事令の有効期間内において、知事は、新型コロナウイルス感染症に対する防止措置を州知事令により柔軟に実施することが可能となっている。ニューヨークゲーミング及び経済開発法（New York Gaming and Economic Development Act）に基づき、ニューヨーク州ゲーミング委員会は、幅広い権限をもつ監督機関として、カジノに関する様々な規制を実施しており、州保健省の暫定ガイダンスによりニューヨーク州におけるカジノ等施設における感染症対策の監視並びに履行の確保が委ねられた。州経済開発公社は、ニューヨーク州都市開発公社法（New York State Urban Development Corporation Act, 1968年法第174章）により、州内の経済振興と雇用開発に関する政策を実施することが規定されている。州保健省は、州法の公衆衛生法（New York Public Health Law）第2章に基づき、郡が担う公衆衛生に関する住民サービスに対し、データ収集や財政支援を通じて支援を実施している。

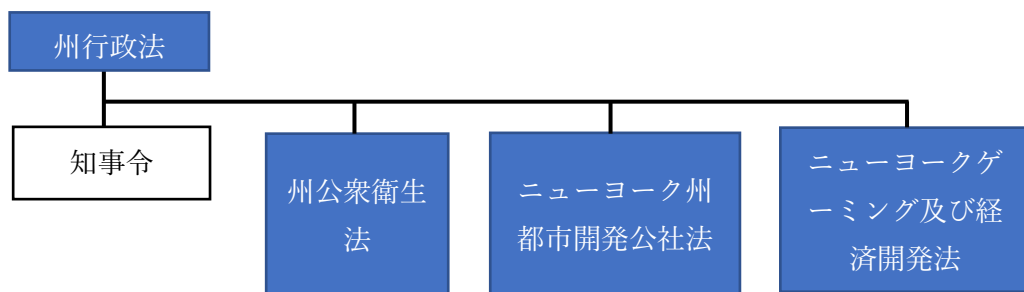


図10 ニューヨーク州における新型コロナウイルス感染症対策に対する法体系

(イ) 州政府の措置とその法的根拠

■ 州政府による措置

ニューヨーク州政府は、州知事令第 202.3 号及び第 203.5 号により、2020 年 3 月 16 日 20 時からレストランやバーなどの飲食施設での店内サービスを禁止するとともに、50 人以上の集会を制限、映画館・ジム・カジノなどの娯楽施設の閉鎖を命令した。これは、ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネチカット州の 3 州知事による共同声明として発表された。3 月 20 日には、知事令第 202.6 号により、州経済開発公社 (New York State Empire State Development; ESD) が定める必要不可欠な事業を除き、州内全ての事務所や店舗を閉鎖し、全従業員の自宅待機が指示された。

州知事は、5 月 7 日、地域ごとの感染拡大の状況を注意深く判断しつつ、4 段階に分けて経済再開を進める指針として「NY Forward」を策定した。カジノ施設は、当該指針において、4 段階目での再開対象と位置付けられた。5 月 11 日、州知事は 5 月 15 日から州内の特定地域で経済再開の第 1 段階を開始することを通知し、「NY Forward」に基づき、5 月 15 日以降、各地域の状況に応じて段階的に事業再開が進められ、5 月 29 日には第 2 段階、6 月 12 日には第 3 段階へ移行した。6 月 26 日に特定地域で第 4 段階に、7 月 20 日に州内全地域が第 4 段階へ移行したものの、密閉された空間におけるクラスターの発生を州保健省が懸念して、カジノ施設は高リスクの屋内施設として位置付けられたため、カジノ施設の再開は認められなかった。

州保健省は 4 段階に分けた各段階の再開対象産業を定める産業別ガイダンスとともに、9 月 4 日に「COVID-19 公衆衛生緊急事態期間中のゲーミング施設に関する暫定ガイダンス」(Interim Guidance for Gaming Facilities during the COVID-19 Public Health Emergency、以下「暫定ガイダンス」という。)を公表し、カジノ施設は厳格な安全措置として、収容率 25%以下、従業員及び顧客のフェイスカバーの着用義務(飲食時以外)、社会的距離の確保、収容率を管理するスタッフの追加配置、集まりを排除する動線及び座席配置、清掃と消毒、強化された換気・空気清浄の遵守が求められた。

最終的に州知事は、9 月 9 日、州知事令第 202.61 号及び州知事令第 202.50 号を発出し、同日夜から、州内の 4 軒のカジノ施設及び Video Lottery Terminal が再開した。従業員のトレーニングや備品の準備に時間を要したことから各施設の再開には差が生じ、10 月 1 日に Jake's58 Casino Hotel が最後に再開した。

その後、新型コロナウイルス感染症が再拡大したことから、11 月 13 日、州知事令第 202.74 号により、カジノ及びレシーノは 22 時～5 時の営業を停止することとなっ

た。また、飲食施設は、22時～5時まで屋内営業が停止されたが、屋外・テイクアウト・デリバリーは時間制限の対象外となった。



図 11 ニューヨーク州によるカジノ施設及び関連施設に対する感染症対策の流れ

表 12 ニューヨーク州政府によるカジノ施設及び関連施設に対する規制・措置

期日	措置内容
2020年 3月 7日	州知事が、州知事令第 202 号を発令し、非常事態を宣言 (9月7日まで)。
12日	州知事が、州知事令第 202.1 号を発令し、州内の 500 人以上の集会制限措置を 3月13日より発動。収容人数 500 人以下の施設は、収容制限人数を 50%以下に制限。
14日	州知事が、州知事令第 202.3 号を発令し、16日 20時からレストランやバーなど飲食施設での店内サービスを禁止。映画館、ジム、カジノなど娯楽施設を閉鎖。ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネチカット州の 3 州知事が共同声明を発表。
18日	州知事が、州知事令第 202.5 号を発令し、レストラン及びバーの営業はテイクアウトと宅配 (アルコールも可)、集会は 50 人までに制限。
20日	州知事が、知事令第 202.2/3/5 号を発令し、22日 20時から必要不可欠な事業を除き、州内の全ての事務所や店舗を閉鎖し、全従業員を自宅待機させるよう指示。また、必要不可欠な場合を除き、あらゆる規模の集会を禁止。
21日	州知事令第 202.7 号により、ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネチカット州の 3 州知事が共同で、理美容院、ネイル・ヘアサロン、関連する個人ケアサービスの一時閉鎖を発表。
22日	州知事令第 202.6 号により非生活必需産業の閉鎖「New York State on Pause10 か条」が公表された。違反した場合、500 ドルから 1000 ドルの罰金が科される。

4月	9日	州知事は、州知事令第106号により緊急事態宣言を30日間延長。
5月	9日	州知事は、州知事令第112号により緊急事態宣言を30日間延長。
	11日	州知事は、経済活動再開のためのガイドライン「NY Forward」を発表。4段階の再開計画。州が定めた7つの基準全てを満たしていることから、州北部の3地域（フィンガーレイクス、サザンティア、モホークバレー）は15日以降、再開第1段階に入るとした。
	14日	州知事は、州知事令第202.31号を発令し、再開計画と合致しない地域に対して知事令第202.2/3/5号の在宅命令を5月28日まで延長。また、州の緊急事態宣言を6月13日まで延長。
	21日	州知事令第202.32号により、緊急事態に伴う法の一時停止と改正の措置を継続。
	29日	州知事は州内の一部地域が第2段階に入ったことを通知。
6月	7日	州知事は、州知事令第123号により緊急事態宣言を30日間延長。
	8日	ニューヨーク市が予定通り第1段階に入り、ニューヨーク州全域が第1段階に入ったことで経済活動が再開。
	12日	州知事は、州内の一部地域が第3段階に入ったことを通知。
	13日	州知事が、公共の場におけるフェイスカバーの着用を義務付ける法案（州上院法第8415号）に署名。
	15日	州知事が、州知事令第202.42号を発令し、4段階の経済再開計画を修正。25人までの非生活必需集会を第2段階から第3段階、50人以上を第3段階から第4段階へ変更。
7月	7日	州知事は、州知事令第130号により緊急事態宣言を30日間延長。
	20日	ニューヨーク市が経済再開第4段階へ移行したことで、ニューヨーク州全域が最終第4段階に移行。植物園や動物園は33%の収容率、スポーツ競技は無観客という条件で再開が認められる。ショッピングモールは、再開にあたり、空調設備の整備が州から義務付けられていたが、第4段階移行後でも、通常通りの事業再開は認められておらず、モールによっては屋外に店を出すなどで対応。
8月	6日	州知事は、州知事令第138号により、緊急事態宣言を30日間延長。
9月	9日	<ul style="list-style-type: none"> ・州知事令第202.61号により、州知事は緊急事態宣言により取り組まれてきた規制や措置の一時的停止を発表。それにより、第4段階の州保健省の産業別ガイドラインに基づき、9月9日夜、州全域のカジノ施設、Video Lottery Terminalについて、収容率25%以下制限での再開を許可。ショッピングモールも収容率50%以下で再開を許可。州保健省が策定する第4段階の産業別ガイダンスに基づく措置（フェイスカバー着用、社会的距離の確保、テーブルのプレキシガラスの設置、強化された換気・空気清浄、高頻度の清掃）を遵守することが条件。ただし、カジノフロアでの飲食は禁止。 ・暫定ガイダンスにより、ニューヨーク州ゲーミング委員会は、カジノ内に設置され

		<p>るプレキシガラス等の物理的障壁の使用について承認を行うとともに、感染症対策の監視と履行の確保にあたることとされた。</p> <p>・州知事令第 202.41 号により、州保健省が第 3 段階での屋内飲食を禁止していたが、州知事令第 202.61 号により当該条項を撤廃。</p>
11 月	11 日	<p>接触者追跡データの分析により、感染拡大の 3 つの場所（アルコール類を提供する店舗、スポーツジム、住居での集まり）を確認。それにより、11 月 13 日 22 時から州内の飲食店、バーやその他酒類販売許可を受けている店舗、ジム・フィットネスクラブは 22 時～朝 5 時まで営業禁止（テイクアウトとデリバリーは許可）。自宅でも屋内外を問わず 10 人超の集まりは禁止。</p>
	13 日	<p>州知事令第 202.74 号により、カジノ及びレシーノは 22 時～5 時の営業停止。飲食施設は、22 時～5 時まで屋内営業を停止。屋外、テイクアウト、デリバリーは時間制限の対象外。</p>

■ カジノ規制当局による措置

ニューヨーク州ゲーミング委員会は、カジノ施設の再開に向けて、州保健省の暫定ガイダンスの策定に協力し、同ガイダンスに基づき、カジノ内に設置される物理的障壁の使用について承認を行うとともに、感染症対策の監視と履行の確保にあたることとされた。

【州保健省によるゲーミング施設向け暫定ガイダンスの概要（表 13）】

- ・ゲーミングフロアでの飲食禁止
- ・ライブパフォーマンス、エンターテインメントに関する州発行のガイダンスが公布されるまでは、カジノ施設では禁止。
- ・社会的距離の確保規則の遵守。常に収容率 25%以下制限とフェイスカバー、6 フィートルールに関する全ての州要求事項の遵守が含まれる。
- ・屋内の座席エリアの閉鎖、スタッフの制限、共有スペースと機器の制限、清掃と消毒の実施の遵守。

表 13 州保健省の再開時の事業者向けゲーミング施設ガイダンス

項目	必須事項	推奨事項
物理的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率 25%以下制限（入口での年齢確認時を除き、従業員及び顧客は常時フェイスカバー着用） ・社会的距離の確保（6ft）。 ・行列時の社会的距離の確保、顧客と接客担当間に労働安全衛生庁（Occupational 	<ul style="list-style-type: none"> ・通路や廊下に矢印の標識を掲示し、レイアウトを変更し、双方向の徒歩交通を減少。 ・一度に複数人が小さな空間（エレベーター、職員室、レジの後ろ等）の使用を禁止。 ・現場での人的接触と移動の制限(出入口の区別、従業員はできるだけ就労場所に滞

	<p>Safety and Health Administration; OSHA) ガイドラインに基づく物理的障壁の設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的距離確保のため稼働ゲーム機器の調整。 ・ロビーやトイレ、カジノケージ等の共用エリアでの 6ft 間隔マーク。 ・6ft 間隔が確保できない座席エリアやゲーム機器の閉鎖。 ・ゲーミングフロアでの飲食禁止。 ・収容率と社会的距離の確保を実施するための監視と顧客及び従業員の動線管理。 ・動線、グループの集まり規制の監視のための従業員や警備員の配置。 ・6ft 間隔もしくは物理的障壁により 1 人用電子テーブルゲームを許可。 ・要求事項を満たすことでテーブルゲームを許可 (6ft 間隔確保、顧客間をニューヨーク州ゲーミング委員会が使用を承認した物理的障壁で分離、座席を利用しないゲームは 6ft 間隔確保・顧客間に物理的障壁、警備員・ディーラー・その他従業員と顧客間の社会的距離の確保、カードに触れる機会の最小化 (他者のカード接触は禁止))。 ・ゲーミングエリアから離隔されたカジノ施設内イベントスペースにおける集まりの制限 (州規定 50 人以下もしくは収容率 25%以下に準拠)。 	<p>在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人が全方向で 6ft 離れるよう使用方法を変更、就労場所と従業員の座席数の制限。距離確保が困難な場合、空気の流れ、加熱・冷却、換気に影響を及ぼさない又は健康・安全上のリスクを示さない領域に物理的障壁を設置。 ・顧客とケージスタッフの間に物理的障壁を設置。 ・集まり間の社会的距離を観察するために従業員のスケジュールを調整 ・タッチレス支払方法の使用を推奨し(可能な場合は前払い)、現金・クレジットカード・ポイントカード・モバイル機器の使用を最小限に抑える。 ・運転手が車内に留まるタッチレス配達システムを実装。
<p>空調及び建物システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再開前に衛生安全環境の確保 (機械室、水道、昇降機、空調に限らず)。 ・州規定空調フィルターの適合。 ・換気量の増量。 ・日常的に空調を長時間稼働。 ・外気吸入口の開口。 ・安全と快適性のため窓の開放。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般換気用フィルターMERV13 又は業界と同等以上の設備 (HEPA フィルターなど) を実装できる建物の場合、特に 15 年以上経過した建物の場合、CDC 及び ASHRAE (米国暖房冷凍空調学会) の推奨事項にしたがって追加の換気及び空気ろ過緩和設備の採用を検討。

	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち運び可能な空気清浄機の使用。 	
<p>防御設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客及び従業員は、フェイスカバー着用のみ入場可能。 ・顧客及び従業員は、年齢確認時以外、常時カジノ施設内でフェイスカバーを着用。 ・従業員に費用負担ないフェイスカバーを支給。 ・フェイスカバーは布に限定せず。 ・フェイスカバーの清潔、交換、共有排除。 ・カジノケージ及びゲーム機器間が 6ft 間隔でない場合は物理的障壁の設置。 ・タッチスクリーン等、備品や車両の共用制限。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノケージ、テーブルゲーム及び個々のゲーム機が社会的距離を確保している場合でも、可能であれば物理的障壁の設置を検討。
<p>衛生、清掃、消毒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生・清掃・消毒に関する CDC 及び州保健省の要求事項を遵守、日時と清掃と消毒内容の記録。 ・手指衛生ステーションの設置。 ・ゲーミング施設全体に手消毒剤の設置(出入口、ゲームフロア、カジノケージ、警備・受付デスク)。 <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも 1 日 1 回はゲーミング施設の全エリアと備品を清掃と消毒。 ・毎回もしくは 4 時間おきに顧客と従業員間で共有される設備(ゲーム機器等)を清掃・消毒。 ・顧客の要望による清掃・消毒の実施。 ・テーブルゲームにおける清掃・消毒(プレイヤー及びディーラーの交代時: レール・椅子・サイコロ・ボタン・カードシュー・ルーレット・ボール・トークンボックス等、毎時交換: シャッフル機・バカラ及びブラックジャックの廃棄カードホルダー・ゲーム機器の表面・手押し車、チップは顧客が返却・負け後にカジノ従業員が清掃・消毒、ディーラーはプレイヤーに開始前手指の消毒を要求)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能かつ実行可能な場合は、布製シート他にシートカバーを設置。これらは清掃や消毒が困難な場合があり、使用の合間又は少なくとも 4 時間毎に清掃。 ・可能な場合は、消毒剤を取り付け。 ・PPE を含む汚物処分用ゴミ箱をゲーム施設内に設置。

	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノケージ等、共同利用の就労場所の清掃・消毒。 ・清掃・消毒はコロナ感染症に効果が認められた EPA 承認の DEC アルコール製品を利用。 ・従業員間での飲食物の共有は禁止。 	
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・州発行の産業別ガイドラインの理解。 ・口頭と掲示による個人用保護具の利用に関する CDC 及び州保健省ガイダンスの推奨。 ・現場での安全計画の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示、トレーニング、看板、情報を提供するための手段を含む、従業員及び顧客向けのコミュニケーション計画を作成。Web ページ、グループメール、SMS の開発を検討。 ・建物の内外に看板を掲示し、適切な衛生状態、社会的距離の規則、PPE の適切な使用、清掃と消毒の遵守の注意を促進。
選別	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する健康選別（質問、体温測定）。 ・選別では、最低限、過去 14 日間のコロナ症状、感染症診断での陽性反応、感染者との濃厚接触、24 時間以内の感染拡大州への旅行履歴を確認。 ・州保健省旅行アドバイザーを参照。 ・陽性反応をもつ個人はゲーミングフロアへの立入を禁止。陽性反応をもつ従業員は評価・検査のためヘルスケア提供者と帰宅。 ・感染症陽性ケースが発覚した場合は即時に州と地元保健局へ報告。 ・全ての健康選別に関する質問を受領・証明する責任部署の決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が来訪時にカジノ施設に報告する前に、リモート（電話や電子調査等）で選別を実行。 ・選別完了前に、個人の密接な接触を防止。 ・選別者は、CDC、州保健省、OSHA 要件に精通している雇用主が特定した個人により訓練される必要がある。 ・体温測定は、米国雇用機会均等委員会又は州保健省ガイドラインに従って実施も可。 ・カジノ施設で他者と密接に接触した可能性のある従業員、請負業者を含む全ての人の記録を維持。適切な PPE 又は非接触手段を介して実行される顧客及び配達を除く。記録には個人が感染者と診断された場合に全ての連絡先を識別・追跡・通知できるように連絡先情報を含める必要がある。

ウ. 州政府当局間の権限分担

ニューヨーク州では、州知事令に基づき、州保健省は、州全体に適用される感染症対策の防疫措置及び再開に関するガイダンス、州経済開発公社は経済再開に関するガイダンスを各機能に応じて発行している。カジノ施設の再開に際しては、州保健省がゲーミング施設向けのガイダンスを発行し、ニューヨーク州ゲーミング委員会は、カジノ内に設置される物理的障壁の使用について承認を行うとともに、州保健省作成のガイダンスの遵守状況の監視と履行の確保を担っている。

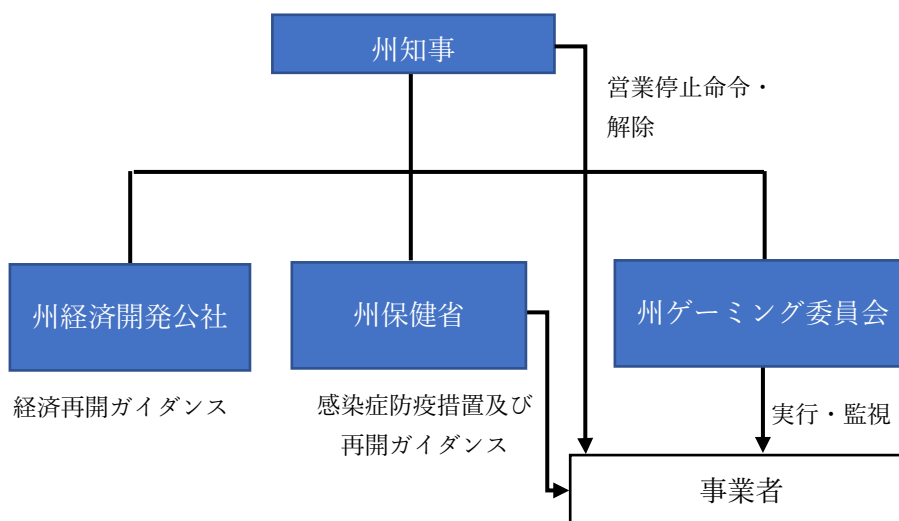


図 12 ニューヨーク州における新型コロナウイルス感染症対策の推進体制

エ. カジノ事業者の取組

ニューヨーク州には、5カ所の商業カジノ、8カ所のレシーノ（競馬場併設カジノ）、がある。ニューヨーク州では、2020年3月16日、州知事令により映画館・ジム・カジノを含む娯楽施設が閉鎖された。段階的経済再開計画「NY Forward」の第4段階入りと空調フィルター規制により、9月9日、カジノ及びレシーノの再開が許可された。従業員のトレーニングや備品の準備に時間を要したことから、各施設の再開には差が生じ、10月1日に Jake's58 Casino Hotel が最後に再開された。再開にあたり、収容率25%以下制限により稼働機器の調整を行っているほか、州保健省が定めるガイダンスに基づいて防疫措置を講じている。また、町の方針により、入場者数の上限に別途規制をかけている地域がある（詳細は表14「Resort World Catskills」の欄を参照）。

また、11月13日、感染再拡大に伴い、州知事令第202.74号により、カジノ施設の営業時間が短縮され、22時～朝5時が営業停止となった。あわせて、飲食施設も屋内営業に限り、22時～朝5時の営業が停止されている。

表 14 ニューヨーク州の商業カジノ施設の取組

施設名	再開日	再開時の稼働状況と防疫措置
Jake's58 Casino Hotel	10月1日	収容率 25%以下、ビデオ・ゲーム機器は少なくとも 6 フィート間隔で稼働。従業員と顧客は常時フェイスカバーを着用。カジノフロアの飲食禁止。8 時～4 時の営業（2021 年 3 月時点：7 時～23 時）。ホテル客室の稼働は 227 室のうち 75 室に削減。CDC ガイドラインに基づく防疫措置を実施。
Del Rago Resort and Casino	9月9日	収容率 25%以下（約 1,700 人に相当）、常時フェイスカバー着用、営業時間：2021 年 3 月時点平日 10 時・週末 8 時 30 分～23 時
Resort World Catskills	9月9日	Thompson Town の独自基準により、収容率 25%以下又は 2,000 人の小さい方（カジノフロア 10 万 sqf）、社会的距離の確保、フェイスカバーの着用他、21 項目の安全計画を実施。1600 台のうち 700 台を稼働。客室 700 室のうち 100 室を稼働。
Rivers Casino & Resort	9月9日	州のガイドラインに基づき防疫措置を実施。従業員と顧客は常時フェイスカバーを着用。営業時間 8 時～深夜 2 時。スロットマシンとスポーツブックは再開（テーブルは閉鎖継続）。
Tioga Downs & Casino	9月9日	収容率 25%以下、スロットマシンとスポーツブックは再開（テーブルは閉鎖継続）。営業時間 9 時～深夜 2 時

2. シンガポール

(1) カジノ等施設に対する感染症対策の概要及び影響

新型コロナのシンガポール国内における感染拡大を受け、シンガポール保健省は、2020年3月24日、感染予防法第73条に基づく規制により、新型コロナ感染症への対応策を公表し、娯楽施設や観光名所に対して営業の停止を命令した。保健省からの上記命令において、統合型リゾート施設（マリーナ・ベイ・サンズ及びリゾートワールド・セントーサ。以下同。）は、閉鎖対象とならない観光アトラクション施設として位置づけられたため、閉鎖対象とならなかったが、社会的距離の確保と清掃の強化等を求められた。これを受け、3月26日、統合型リゾート事業者はカジノフロアの入場可能顧客の限定策（詳細は以下（4）参照）を発表した。

上記措置に続き、シンガポール首相は、4月3日、都市ロックダウン措置にあたるサーキットブレーカーを宣言し、シンガポール政府は、2020年4月7日、新型コロナウイルス（暫定措置）法（2020年法第14号、COVID-19(Temporary Measures) Act）（以下、「暫定措置法」という）に基づき COVID-19 統制命令を発令し、サーキットブレーカー措置（自宅待機令、事業場営業停止令、それぞれ生活必需事業場を除く）を実施した。統合型リゾート事業者は、首相の宣言を受けて、すでに4月6日に自主的にゲーミングフロアの営業を停止していたが、サーキットブレーカー措置では、統合型リゾートは他の観光アトラクション施設と同様に、同措置下でも営業継続可能な必要不可欠な事業とは位置付けられなかったため、4月7日に正式に全施設の営業を停止した。暫定措置法では、新型コロナ感染症拡大に関連する措置及び救済その他の事項を定めており、これ以後、シンガポール政府では、暫定措置法に基づき暫定措置法統制命令を発出する形で、同法の関連規則で定められた感染症対策措置を実施している。

その後、感染者数の減少を受けて、5月19日、シンガポール政府はサーキットブレーカー措置の解除を宣言し、政府の関係省庁タスクフォースは3段階の経済再開方針（phased approach to resuming activities safely。詳細は以下（2）イ（イ）参照）を発表した。同経済再開方針のもと、関係省庁タスクフォースは、6月2日から第1段階の経済再開を進め、ガイドラインに基づいて、低リスクと判断される多くの事業活動の再開を許可した。続いて、6月19日、関係省庁タスクフォースは、一部の特に感染リスクの高い活動を除くほぼ全ての経済活動の再開を認める経済再開方針の第2段階に移行することを発表。これにより、小売施設、飲食施設、教育施設、スポーツ施設等の再開が容認された。同第2段階に移行した6月19日時点では、統合型リゾートを構成する一部施設は営業再開の対象になったものの、カジノ施設、美術館・博物館、エンターテインメント施設、会議場・展示場は営業再開対象から除外された。

その後、6月28日、シンガポール通商産業省観光局は、観光アトラクション施設に

関するプレスリリース「観光施設の段階的な再開（Gradual Reopening of Tourism Establishments）」を公表し、安全管理措置（Safe Management Measures、詳細は（2）イ（イ）を参照）を踏襲した同局の勧告の遵守及び収容率制限などを条件に、7月1日より、統合型リゾートを含む13カ所の観光アトラクション施設の再開を容認した。これを受け、2つの統合型リゾートは、同日から11カ所の観光アトラクション施設とともに営業を再開した⁹。

（2）カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠

ア．シンガポールにおける法的構造

シンガポールでは、元来、感染予防法（1976年成立、2003年改正）が感染予防対策措置の全般を規定しており、2020年2月28日に新型コロナウイルス感染症が感染予防リストに追加されたことで、新型コロナウイルス感染症対策にも適用されることとなり、3月13日から、保健省は、感染予防法に基づき、娯楽施設や観光名所（例：カジノ、映画館、テーマパーク、美術館、ギャラリー）の来場収容者数の制限と顧客間の離隔距離の確保を指示した¹⁰。さらに、3月24日、保健省は、感染予防法第73条に基づく規制により、新型コロナウイルス感染症への対応策を公表し、一部の娯楽施設や観光名所に対して営業の停止を命令した。なお、上述のとおり、統合型リゾート施設は、上記営業停止措置における閉鎖対象とならない観光アトラクション施設と位置付けられたため、閉鎖対象とならなかった。

その後、2020年4月3日、シンガポール首相が、都市ロックダウン措置にあたるサーキットブレーカーを宣言した。既存の感染予防法では、人の移動や接触の減少を目的に経済活動の制限や救済措置を講じることができなかったことから、首相の宣言で示された措置に法的拘束力を付与する目的で、4月7日付けで暫定措置法が議会に提案され、同日に成立・公布された。同法は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連する措置及び救済その他の事項を定める包括的な法律となっており、これらの措置及び救

⁹ なお、シンガポールは、21年2月末現在、引き続き入国制限措置を講じており、海外からの渡航は厳しく制限されている状況である。そのため、20年7月の営業再開後のカジノ施設の顧客の多くがシンガポール在住者と予測される。

¹⁰ 感染予防法（Infectious Diseases Act, 1976年法律第21号、2003年改正）
感染予防法は、施設の監視と濃厚接触者の追跡、施設の閉鎖と消毒、収容過剰・取引・事業に対する統制の行使、感染拡散の可能性がある個人的行動の禁止などが含まれている。感染の疑いがある者の特定期間及び場所での強制隔離は、同法の感染予防（COVID-19 待機命令）規制2020年（Infectious Diseases (COVID-19 – Stay Orders) Regulations 2020）に基づいて実施されている。

済を規律する広範な法的枠組みを定め、同法に基づいて複数の関連規則が制定されている。同法に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生・感染を防止・防御・遅延・管理する目的で、関係省庁タスクフォースは、同法の関連規則である「COVID-19(暫定措置) (統制命令) 規則 2020 年」(COVID-19 (Temporary Measure) (Control Order) Regulations 2020、以下「統制命令規則」という)を施行している。これら暫定措置法の下にある規則は、個人又は事業者に対して、暫定措置法に基づきシンガポール保健省が定める「安全管理措置」(Safe Management Measures) の求める常時マスクの着用、集合人員の制限、安全な距離の確保及び管理措置、非居住用建物の閉鎖等、多くの制限を課す上での根拠となっている¹¹。

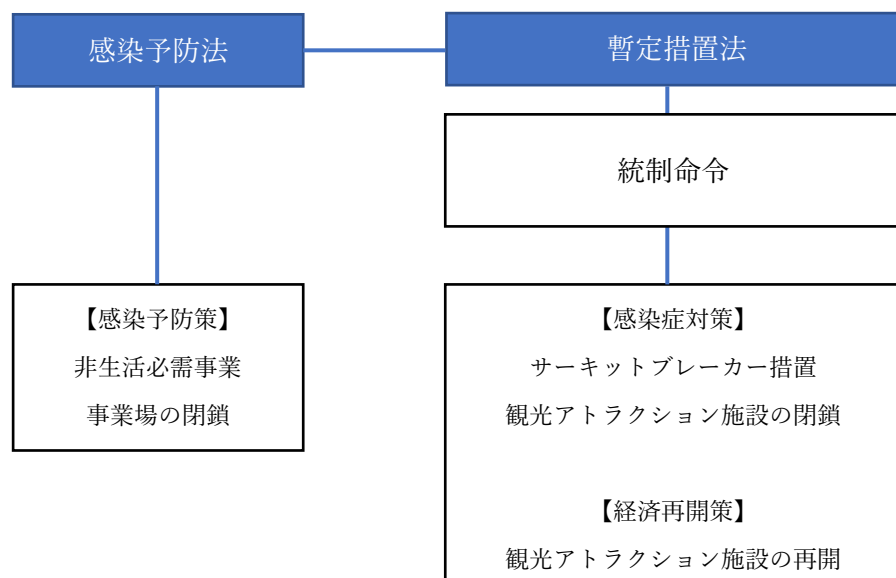


図 13 法規制の構成

¹¹ そのほかにも、暫定措置法第 7 条では、イベントや観光に関する契約について、原則的に頭金等の没収の禁止、遅延支払い利息等の救済という追加的救済が定められている。契約に基づく金銭の支払いなどの債務の履行が困難になった個人又は企業に関し、一定の条件を満たす場合、その相手方が義務の履行を求めて訴訟を提起したり、担保権を実行することを禁止するものであり、契約を履行できない当事者の救済が図られている。

イ. シンガポール政府の措置とその法的根拠

(ア) サーキットブレーカー措置と施設の閉鎖

シンガポール保健省は、2020年3月13日、感染予防法第73条に基づき新型コロナウイルス感染症への対応策「Additional Precautionary Measures to Prevent Further Importation and Spread of COVID-19」を公表し、観光アトラクション施設を除く娯楽施設や観光名所に対して、一度の来場者数の制限と来訪者間の距離の確保を指示し、3月20日には、感染予防法第73条に基づき、感染症への対応策「Stricter Safe Distancing Measures to Prevent Further Spread of COVID-19 Cases」を公表し、収容人数制限や床へのマーク、1座席間隔の利用などの措置を要求した。さらに、保健省は、3月24日、同じく感染予防法第73条に基づき、「Tighter Measures to Minimise Further Spread of COVID-19」を発令し、一部の娯楽施設や観光名所に対して営業停止を命令した。統合型リゾート施設は、感染予防法第73条に基づく命令では閉鎖対象ではない「観光アトラクション施設」と位置づけられていたが、社会的距離の確保（16㎡/人）と清掃の強化等を求められた。これを受けて、3月26日、統合型リゾート事業者は、カジノフロアの入場可能顧客数を制限し、入場可能顧客をロイヤリティ・プログラム会員と国民（永住権者を含む）の年間入場料支払者に限定した。

2020年4月3日、シンガポール首相は、都市ロックダウン措置にあたるサーキットブレーカーを宣言し、行動制限の内容（COVID-19 circuit breaker: Heightened safe-distancing measures to reduce movement）を公表した¹²。このサーキットブレーカー措置に法的拘束力を付与する目的で、2020年4月7日付けで「新型コロナウイルス（暫定措置）法」（COVID-19 (Temporary Measures) Act、以下「暫定措置法」という）が議会で提案され、同日に成立・公布された¹³。同法に基づき、シンガポール政府は、COVID-19 統制命令第7号により、4月7日にサーキット

¹² サーキットブレーカーは、新型コロナウイルスの国内感染増加を阻止する措置として、公的・私的な人の移動や接触の減少を目的に実施された。2020年4月7日～5月4日までの4週間（潜伏期間2回分）を対象とし、それまで要請された定員制限と社会的距離の確保は引き続き有効であるとされた。生活必需事業場の営業継続は許可されたが、公共サービスを含めて在宅勤務が推奨され、人材開発省が企業への監督を強化し、勧告に従わない場合は企業に対して業務停止命令や是正命令が出されている。非生活必需事業場として、すべての集客施設、テーマパーク、博物館、カジノ、公共プール、ゴルフ場、ジム、フィットネススタジオ等のスポーツ・レクリエーション施設、ホテル内レクリエーション施設が閉鎖対象となった。

¹³ なお、同措置は暫定措置法第1条(2)により有効期間は発効から1年間と定められた。

ブレーカー措置を発動し、原則的な外出制限や職場の閉鎖などを伴う行動規制を実施した。これにより、サーキットブレーカー期間中、生活に必要不可欠な一部の事業・社会的活動を除き、多くの経済活動が停止された。統合型リゾートは、サーキットブレーカー宣言において、営業継続可能な必要不可欠な事業（生活必需事業場）には当てはまらないとされたことから4月6日に自主的にゲーミングフロアの営業を停止していたが、サーキットブレーカー措置の立法化を受け、4月7日から正式に全施設の営業を停止した。

(イ) 3段階の経済再開方針

新規感染者数の減少を受けて、5月19日、シンガポール政府はサーキットブレーカー措置の解除と3段階の経済再開方針（phased approach to resuming activities safely。以下、「経済再開方針」という。）を発表した。関係省庁タスクフォースは、6月2日から3段階に分割された経済再開を進め、2021年2月末時点で多くのビジネス活動の再開が認められている。

■ 第1段階（Phase One）：安全な再開（Safe Re-opening）（2020年6月2日～）

2020年6月2日から始まった第1段階（安全な再開）では、安全距離の遵守、在宅勤務・時差出勤等の最大限活用、防疫措置や感染確認時の退避・フォローアップ計画策定といった安全管理措置（Safe Management measure）に基づくことを条件に、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等、「安全な仕事（Safe Workplaces）」と認定された感染リスクの高くない経済活動¹⁴の再開が認められた。

■ 第2段階（Phase Two）：安全な移行（Safe Transition）（2020年6月19日～）

シンガポール政府は、市中感染者数が低く抑えられている状態が2週間継続し、外国人労働者居住施設での感染が制御可能な状態であることを第2段階への移行条件としており、2020年6月15日、同条件が満たされたとして、6月19日より第2段階に移行することを発表した。

第2段階では、少なくとも1mの安全な距離の確保、安全距離を確保できない場合は5人以下のグループ間で1mの距離を確保することを条件に、飲食店の店

¹⁴ 第1段階において、スーパーマーケット・食料品店・コンビニエンスストア・薬局等を除く小売店の店舗販売は引き続き営業不可。飲食店は持ち帰り・デリバリーのみ再開（飲物を主に販売する店舗は持ち帰り・デリバリーも不可、ホーカー・フードコート・コーヒーショップ内を除く）。また、エンターテインメント系施設やカジノ施設、観光施設、旅行会社等は引き続き営業停止とされた。

内飲食、小売店の店頭販売、ジム・学習塾、公園及び公共施設などの再開が認められた¹⁵（なお、全ての事業主に対し、可能な限り原則在宅勤務を要請）。また、営業再開にあたり、事業者は、業務再開日から2週間以内に現場の労働者数を政府のGo Businessポータルへ報告することが求められたほか、社会的責任、良好な個人衛生の実践、安全な距離の確保、安全管理原則の遵守、Safe Entry¹⁶とTrace Togetherアプリ¹⁷の使用、接触人数の最小化、高齢者への更なる注意喚起とできる限りの在宅勤務を要請された（なお、最大5人までの集会も許可）。さらに、安全管理規則に違反していると判断された企業・組織は閉鎖を求められるとした。

この第2段階が開始した6月19日時点において、会議・展示会・コンサート・見本市などの大規模イベントやその会場、バー、ナイトクラブ、映画館、劇場、屋内外のアトラクションなどの娯楽施設は引き続き営業再開が認められなかったが、7月1日より、カジノ施設を含む13のアトラクション施設について営業再開が認められた（詳細は以下（エ）参照）。

また、関係省庁タスクフォースは、より多くの活動が安全な方法で再開できるようにするために、イベント前の新型コロナウイルス検査を試験的に実施した。イ

¹⁵ なお、2020年6月19日段階で活動再開が認められた施設は以下のとおり。小売店、店内飲食店（1グループ5人まで、ライブ音楽、テレビやスクリーン映像は不許可）、個人向け健康行為、在宅サービス、個人向け教室（歌唱、音楽教室を除く）、スポーツ・公園及び公共施設（プレイグラウンド、海岸、水泳プール、スポーツホール、ジム・フィットネススタジオ、会議室、民間コンドミニアムやクラブの類似施設）、登録されたクラブ・協会、高齢者介護サービス、健康診断、美容サービスを含む全てのヘルスケア・サービス（高齢者施設への訪問は予防措置の下で再開）。

¹⁶ Safe Entry は、シンガポール政府が入退場記録システムとして開発し、2020年4月23日に導入された。同システムは、濃厚接触者の追跡を支援するものであり、人が多く集まる場所や必要不可欠なサービスの職場、特定の公共施設を訪れる個人の氏名、ICナンバー（NRIC（国民登録番号）/FIN（外国人居住者登録番号））、携帯電話番号を記録する際に利用される。利用者は入場ポイントに提示されたQRコードをスマートフォンでスキャンするか、NRIC・運転免許証・学生ビザ・就労ビザ等のバーコードのついた身分証明書をスキャンすることで、入退場を記録することが可能。2020年5月12日から営業する全ての企業やサービスは、従業員や訪問者の入退場を記録するため、Safe Entryの導入を義務付けられた（MRT駅や公園を除く）。

¹⁷ Trace Together は、より迅速な濃厚接触者の追跡を可能とするため、2020年3月20日に導入されたモバイルアプリである。当初iPhoneでうまく作動しないなどの問題があり、政府は7月に持ち運び可能な端末Trace Together Tokenを新たに全住民に配布した。

イベント前検査では、イベントや活動の参加者は、イベント会場又は別の検査施設で、イベント直前に検査を受ける必要があるとされ、陰性と判定された参加者のみが参加を許可された。このイベント会場におけるイベント前検査では、検査に係る時間を短縮する必要がある一方、抗原検査の精度は低いため、参加者にはマスク着用、社会的距離の確保、グループ規模、収容人数の制限などの安全な管理措置の実施が引き続き求められた。保健省は、イベント前の検査プロセスをより広く試行できるイベントとして、マリーナ・ベイ・サンズの MICE 施設を会場とする「Singapore International Energy Week」(2020 年 10 月 26 日～29 日、会場：Marina Bay Sands Convention Center) を試行対象に特定した。そこでイベント主催者や参加者からのフィードバックを収集するとともに、検査プロセスの調整を図ったところ、その結果が良好であったことから、大規模イベントやリスクとして高いイベントの開催に向けて検討を進めた。

■第3段階 (Phase Three) : 安全な国家 (Safe Nation) (2020 年 12 月 28 日～)

2020 年 12 月 14 日、シンガポール首相は、関係省庁タスクフォースが、①安全管理措置の遵守、②感染者の早期検出と公衆衛生対策のための検査能力の確保、③迅速かつ効果的な接触者追跡のための「Trace Together」の普及という移行のための 3 つの前提条件が整っていると判断したとして、12 月 28 日からコミュニティ活動のさらなる再開を認める第3段階 (安全な国家) に移行することを発表した。

第3段階では、第2段階において5名だった社会的集会の人数制限を8人まで引き上げるとともに、ショッピングモールや大規模な独立型店舗の収容人数制限も、10 m²/人から8 m²/人に緩和された。また、カジノ施設を含む集客施設の収容率の上限も、通商産業省観光局への事前申請を条件に、50%から最大65%へ引き上げられた。

さらに、第3段階では、結婚式 (屋内のみ)、葬儀、葬儀関連の行事において、必要な安全管理措置を講じることを条件に楽器の生演奏 (管楽器を除く) を許可 (芸術・文化分野では11月1日より生演奏の再開が認められている。)。上述の Singapore International Energy Week を含め、一部会場では、すでに第2段階から、最大250人の大規模イベントや最大100人の屋内イベントを試験的に実施していたが、第3段階の開始に伴い、50人までのゾーンからなる最大250人までの屋内イベントが正式に可能となった。また、屋外イベントについても、試験的に最大50人のゾーンからなる250人までの実施が可能となるとともに、運営者がより大きな屋外イベントを安全に管理し、人の集まりや周辺の混雑を防止できることを今後確認していくとしている。このほか、カラオケ、ナイトライフなど、リスクの高い活動や環境における試験的实施を継続して実施している。

(ウ) 安全管理措置 (Safe Management Measures) の導入

2020年5月2日、関係省庁タスクフォースは、経済再開にあたり、職場における感染発生リスクを最小限に抑えるため十分な安全措置を講ずる必要があることから、人材開発省、シンガポール全国労働組合会議及びシンガポール全国雇用者連合の3者とともに「安全管理措置」(Safe Management Measures)の導入を発表した。これにより、事業者及び雇用主は、事業再開前に同措置に基づき感染症対策措置を実施し、その内容を従業員に伝達・説明しておくことが求められた。また、安全管理措置の違反行為に対しては、暫定措置法に基づき、一回目の違反行為には罰金 S\$10,000 及び／又は6か月以下の懲役、複数回の違反行為に対しては S\$20,000 の罰金及び／又は最長1年間の懲役、さらに施設の閉鎖といった科罰が科されることとされた。

経済再開方針の段階的移行に伴い、安全管理措置の要求内容は更新されているが、基本的には、①混雑分散・集中防止、②消毒・清掃、③接触情報管理、④社会的距離の確保、⑤人の密集度の制御の5つの要素から構成されている。

(エ) カジノ施設及び関連施設の再開

上記の通り、2020年6月19日、2020年COVID-19(暫定措置)統制命令規則修正第9号に基づき、経済再開措置の第2段階に移行したことを受けて、小売施設、飲食施設、教育施設、スポーツ施設等の再開が容認され、統合型リゾートを構成する一部の該当施設の営業再開が認められたものの、カジノ、美術館・博物館、エンターテインメント施設、会議場・展示場は営業再開対象から除外された。その後、6月28日、シンガポール通商産業省観光局は、観光アトラクション施設に関するプレスリリース「観光施設の段階的な再開 (Gradual Reopening of Tourism Establishments)」を発表し、安全管理措置を踏襲した同局の勧告の遵守並びに、営業再開事前申請及び顧客と従業員に対する安全管理対策案の通商産業省観光局への提出と事前承認を条件として、7月1日より統合型リゾート施設を含む13カ所¹⁸の観光アトラクション施設の再開を容認した。

7月1日の再開にあたり、通商産業省観光局は、統合型リゾート施設のゲーミ

¹⁸ 2020年7月1日に再開を許可された施設は以下のとおり。植物園「ガーデンズ・バイ・ザ・ベイ」内のフラワードーム、ジュロン・バードパーク、リバー・サファリ、シンガポール動物園、マリーナ・ベイ・サンズ内カジノとスカイパーク展望台、アートサイエンス・ミュージアム、リゾートワールド・セントーサ内のカジノ、水族館「シー・アクアリウム」、ユニバーサルスタジオ、マダムタッソー蠟人形館、トランポリン施設「バウンス」、VR体験施設「ゼロレイテンシー」

ングフロアに対し、収容率 25%以下の入場制限(その後、20 年 9 月 23 日には 2020 年 COVID-19 (暫定措置) 統制命令規則修正第 15 号により 50%以下、20 年 12 月 28 日には経済再開第 3 段階への移行に伴い 65%以下に制限緩和) 並びに、カジノ入場者の既存会員及びシンガポール国民(永住権者を含む)の年間入場料支払者に限定することを条件とした(その後、2020 年 9 月 23 日に一般の顧客も入場可能になった)。また、他の観光アトラクション施設と同様、顧客間 1 m の距離確保や入場時の体温測定と健康状態の申請などの防疫措置の実施を求めた。

(オ) 安全距離取締員 (Safe Distancing Ambassador) 等の設置

シンガポールでは、安全管理措置の全般的な遵守を確保するとともに、失業・休業対策の一環として、65 の公的機関及び民間団体・企業が、通常業務を中断した人員を「安全距離取締員 Safe Distancing Ambassador」と呼ばれる担当職員として雇用し、個人間の社会的距離の確保措置を実施している。安全距離取締員は、例えば、公共の場所で、他人から意図的に 1m 以内に座っている者、着席禁止とマークされている固定席に座っている者、列に並ぶ際に決められたよりも他人との距離を短くとっている者に対し注意を促す役割を担っている。また、安全距離取締員は、地下鉄駅等の公共空間を巡回し、違反行為を警察に通報することとされている。なお、違反者には、最高 S\$10,000 の罰金及び/又は 6 か月以下の懲役が科せられる。

さらに、保健省は、暫定措置法に基づき、各事業者に対し、関連措置や運営条件の遵守を確保するうえでの遵守状況を確認する担当職員を社内に配置することを求めている。

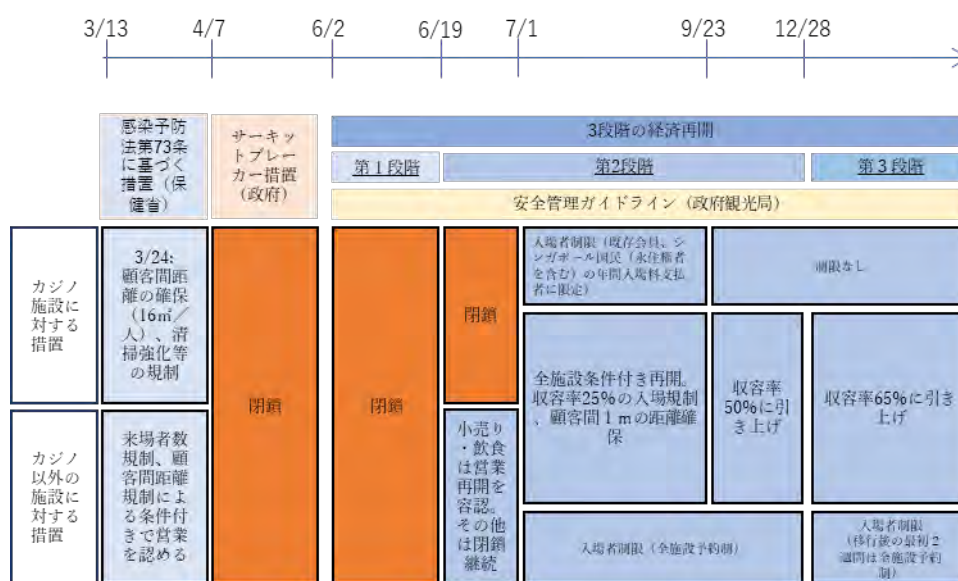


図 14 新型コロナウイルス感染症対策の措置と施設の閉鎖・再開時期

(カ) 事業者の違法行為に対する措置（カジノ施設における感染症対策遵守確保）

新型コロナ感染症対策は広範な領域に及ぶ措置であることから、特定の業界や部門を管掌する部門による管理が適切として、暫定措置法第 35 条(2)(b)で、関係当局は、自らの所管する事業者が違反行為を行っていた場合、事業停止命令を出すことができる。また、事業者が事業停止命令を受けたにも関わらず、それに従わない場合には、同法に基づく刑事罰を科すことができる。また、事業者が事業停止命令を受けたにも関わらず、それに従わない場合には、同法に基づく刑事罰を科すことができる。また、事業者が事業停止命令を受けたにも関わらず、それに従わない場合には、同法に基づく刑事罰を科すことができる。

統合型リゾートにおける感染症対策の実施確保については、通商産業省の下の法定組織である通商産業省観光局が担当している。6 月 28 日、通商産業省観光局は、観光アトラクション施設に関するプレスリリース「観光施設の段階的な再開 (Gradual Reopening of Tourism Establishments)」を公表し、施設再開の際には同局が定めたガイドライン「アトラクション施設に求められる安全管理対策 (Safe Management Measures Required for Attractions)」の遵守を求めた。同ガイドラインは、統合型リゾート施設を構成するカジノ施設、MICE 施設、宿泊施設、飲食施設、小売施設、エンターテインメント施設の全てに共通して適用されるものであり、他の観光アトラクション施設と同様の基準が定められている（2021 年 2 月末時点では、収容率 65%以下、1 m 以上の顧客間離隔の確保、1 グループ 8 人以下、SafeEntry 及び TraceTogether モバイルアプリもしくは TraceTogether トークンを利用した入場管理、清掃と消毒の徹底）。また、観光局は、統合型リゾート事業者に対し、営業再開にあたり、安全管理対策の実施と遵守並びに、現場担当者の選任を含む安全管理対策の通商産業省観光局への提出および通商産業省の事前承認を要求している。

(3) 政府当局間の権限分担

ア. 概観

シンガポールでは、政府の関係省庁で構成される関係省庁タスクフォース（詳細は以下イを参照）が、新型コロナ感染症対策措置の全体の方針を決めている。個別分野の感染症対策については、タスクフォースの方針の下で、各省庁及び政府機関が、それぞれの所管領域に関する規制・措置を講じている。統合型リゾートを含む観光・レジャー分野については、通商産業省及び同省観光局が、同分野での営業再開の許可や営業時の感染症対策設置等を担っている。

イ. 関係省庁タスクフォースの役割

シンガポール政府は、2020年1月23日に、新型コロナウイルス感染症対策に関する政策指揮を実施する組織として、図15に示された関連省庁の9つの閣僚及び全国労働組合会議代表者で構成される関係省庁タスクフォース「The Multi-Ministry Taskforce」を設置した。同タスクフォースは副首相に対して、新型コロナウイルス感染症に関する全般事項について助言を行うこととされている。

ウ. シンガポールのカジノ関係当局の役割

カジノ施設は、多くの来訪客が互いに交流し、囲まれたスペースで長時間にわたりカジノ行為を行うことから、経済再開方針では、高リスクの場所に分類されている。統合型リゾートの再開にあたり、観光レジャー分野を所管する通商産業省及び観光局は、事業者に対し、防疫対策に関する安全管理対策案を観光局に提出し、通商産業省の事前承認を得ることを条件に、観光局が統合型リゾート事業者に対し営業再開の許可を与え、防疫対策の実行を随時確認している。

他方、シンガポール・カジノ規制庁（Casino Regulatory Authority : CRA）は、適切なカジノ運営の規制監督の役割を担っており、カジノ事業者がカジノ規制の関連法規を遵守しながら必要な防疫対策を実施できるように、監督、支援している。また、2020年7月15日、カジノ規制庁は、支払済み年間入場料は返金不可であることを予め顧客に伝えていること、また、カジノ施設においても払い戻し／期間延長はない旨が表示されていることを理由に、2020年3月24日から6月30日までのカジノ施設の閉鎖期間中における、入場料の顧客への払い戻しや、年間パスの有効期間の延長を認めない旨を通知した。

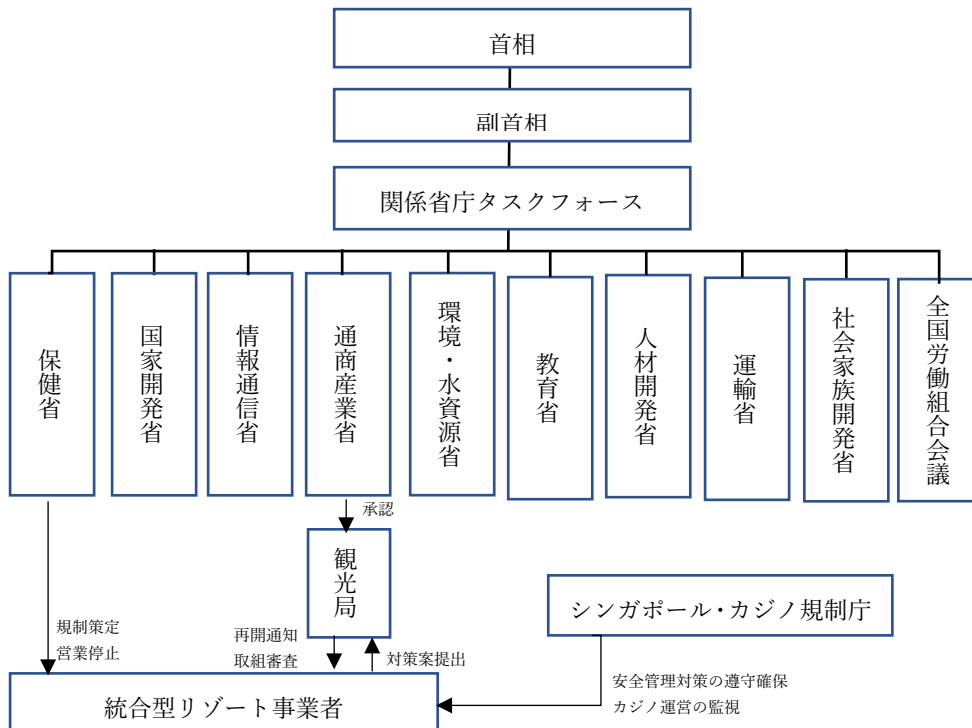


図 15 新型コロナウイルス感染症対策に係る関係省庁タスクフォースの構成

(4) カジノ事業者の取組

ア. マリーナ・ベイ・サンズ Marina Bay Sands

マリーナ・ベイ・サンズは、2020年3月26日、保健省の要請を受けて、カジノフロアに入場できる顧客を、ロイヤリティ・プログラム会員¹⁹（ゴールド・ステータス以上）とシンガポール国民（永住権を持つ外国人を含む）の年間入場料（S\$2,000）を支払っている者に限定した。また、4月3日のサーキットブレーカー宣言、4月7日の同措置を受けて、カジノフロアを4月6日に休場し、全施設を4月7日に営業停止した。

2020年6月19日、経済再開方針第2段階への移行に伴い、それまでテイクアウトなどの限定的な営業再開に留まっていた小売店や飲食店が全面的に営業可能になった。これを受け、マリーナ・ベイ・サンズは、ショッピングモール「ザ・ショップ

¹⁹ 個人情報確認書類（外国人はパスポート）の提出により、誰でも入会無料で登録可能な3段階の会員プログラム。カジノゲームのプレー額により付与されるポイントが決まっており、388ポイントを貯めると作成時のプレミアからゴールドに昇格。ステータス維持には、過去12か月間で68ポイントの獲得が必要。入場にあたり会員証を提示。

ス」のテナントを順次再開した。営業再開の初期段階は、社会的距離の確保や人数制限を守るため、ショッピングモールへのアクセスをロイヤリティ・プログラム「サンズリワード」会員だけに限定したほか²⁰、「クリック&デリバリー」ショッピング・コンシェルジュ（オンラインでのラグジュアリー商品の販売）を導入した。

2020年7月1日、通商産業省観光局が6月28日に発表した Gradual Reopening of Tourism Establishments に基づき、マリーナ・ベイ・サンズは、統合型リゾート施設全体の営業を再開した。営業再開に当たり、同社は、収容率25%の入場規制、顧客間1mの距離確保等の感染予防策を講じるとともに、カジノフロアへの入場者を「サンズリワード（ゴールド・ステータス以上）」既存会員及びシンガポール国民（永住権を持つ外国人を含む）の年間入場料（S\$2,000）を支払っている者に限定した（その後、感染拡大の小康状態を踏まえた政府の制限緩和に伴い、9月23日から、カジノフロアの入場制限を収容率50%に緩和。さらに、12月28日以降、2021年2月末時点で、主要率は65%まで引き上げられている。）。

また、マリーナ・ベイ・サンズは、収容人数の実数の即時把握を可能とする独自の入場システム「MBS Safe Entry システム」を開発・導入した。このシステムでは、顧客と従業員の情報を国民登録番号カード（NRIC）経由で取得することを可能としている（なお、のちに政府の Safe Entry システムと同期）。このシステムを用いることで、同社はより能動的な収容制限管理が可能となっただけでなく、同システムで取得した情報を、政府の接触者追跡に役立てている。マリーナ・ベイ・サンズは、この Entry システムを、体温測定器とともに商業施設エリア「ザ・ショッप्ス」の入場ポイントに設置し、入場者は入場時に Entry システムへの登録を義務付けられる。

そのほかにも、同社は、ホテルのチェックイン時刻を調整する行列管理システムを導入したほか、静電噴霧技術を使用して客室等の消毒を実施したり、非接触型のチェックアウト・プロセスを推奨している²¹。

²⁰ 商業エリアへの入場にあたり、検温と健康状態の確認時に会員証を提示。

²¹ さらに20年7月17日、マリーナ・ベイ・サンズは、ホテルの Tower1（一部客室）を「Staycation」（隔離施設に利用）施設として再開。あわせて、インフィニティ・プール、バンヤンツリー・スパ&フィットネスクラブ、RISE RENKU Bar & Lounge、SPAGO by Wolfgang Puck、サンパンライド等の営業も再開。

イ. リゾートワールド・セントーサ Resort World Sentosa

リゾートワールド・セントーサも、マリーナ・ベイ・サンズと同様、2020年3月26日、保健省の要請を踏まえ、ロイヤリティ・プログラム会員「Genting Rewards」(ゴールド・ステータス以上)²²とシンガポール国民(永住権を持つ外国人を含む)の年間入場料(S\$2,000)を支払っている者にゲーミングフロアへの入場を限定した。また、サーキットブレーカー措置を受けて、全施設を4月7日に営業停止した。

2020年6月19日、経済再開第2段階への移行に伴い、リゾートワールド・セントーサは一部のレストランを再開したほか、7月1日、6月28日に通商産業省観光局が発表した Gradual Reopening of Tourism Establishments に基づき、収容率25%の入場規制、顧客間1mの距離確保等の感染予防策を講じるとともに、カジノフロアへの入場者は、既存会員²³及びシンガポール国民(永住権を持つ外国人を含む)の年間入場料(S\$2,000)を支払っている者に限定する形で統合型リゾート全体の営業を再開した(その後、感染拡大の小康状態を踏まえた政府の制限緩和に伴い、9月23日から、カジノフロアの入場制限を50%に緩和。さらに、12月28日以降、2021年2月末時点で、収容率は65%まで引き上げられている。)

²² 個人情報確認書類(外国人はパスポート)の提出により、誰でも入会無料で登録可能な4段階の会員プログラム。カジノゲームのプレー額により付与されるポイントが決められている。一定ポイントを貯めると作成時のクラシックからゴールドに昇格。ステータスは毎年更新され、ステータス維持には、過去12か月間で必要ポイントの獲得が必要。入場にあたり会員証を提示。

²³ Genting Reward のゴールド会員

3. マカオ

(1) カジノ等施設に対する感染症対策の概要及び影響

2020年1月22日、マカオで最初の新型コロナウイルス罹患者が確認され、1月27日時点で一時的に感染者が7人まで増加した。これを受け、マカオ特別行政区政府は、感染拡大を防ぐため、2020年1月27日、行政長官令2020年第26号により、中国湖北省からの来訪者の全てを隔離施設に收容する措置を開始し、あわせて湖北省を訪問した人に対してカジノ等ゲーミング施設への入場を禁止する措置を命令した。また、2020年1月28日には、中国国家出入国管理局が、個人旅行ビザと団体旅行ビザの新規発給を停止し、中国本土住民のマカオへの出境を制限した。

こうしたマカオ政府及び中国政府による出入境制限とともに、2020年2月4日、マカオ特別行政区政府は行政長官令2020年第27号により、2020年2月5日から2月19日までの15日間、カジノ・賭博経営法に基づきマカオ特別行政区政府がゲーミング活動の運営許可を与えていたカジノ施設（娯楽場）の閉鎖を命令した。また、マカオ特別行政区政府は、あわせてエンターテインメント施設の閉鎖を命令したことから、2月5日、マカオのカジノ（全41カ所）及び併設ホテルなどの関連施設が営業を停止した²⁴。

これらの入境制限と施設閉鎖の措置により感染者数の増加が抑えられたことで、2020年2月20日、マカオ特別行政区政府は、行政長官令2020年第39号により、マカオ衛生局が策定した感染症対策に係るガイドラインの遵守を条件に、カジノ施設に対しては2月20日から、エンターテインメント施設に対しては3月2日夜から施設閉鎖措置を解除することを発表した。同長官令では、2月20日に、全てのカジノ施設が営業を再開する必要があるとしつつ、施設再開にあたり、感染症対策を準備するための準備期間として、30日間の猶予期間を設定し、2月20日の営業再開までに準備が整わない場合は、30日以内であればカジノ事業者は一部又は全部の施設の再開延期をカジノ規制当局であるマカオ博彩監察協調局（DICJ）へ申請することを認めた。同措置により、2月20日にはマカオにおけるカジノ施設41カ所のうち29カ所が営業を再開した²⁵。

²⁴ なお、41施設のうち、2施設は新型コロナ発生前から営業を停止しており、実質上39施設が運営していた。

²⁵ カジノ施設の営業再開許可後、Regency Art Hotelは、2020年3月19日以降、3番目の施設として隔離施設に指定され、同ホテルに併設するカジノ施設も営業を停止した。その後、一旦2020年9月末で同ホテルは隔離施設指定を解除されたが、その後2021年2月1日に再度隔離施設に指定されたため、2021年2月末時点で、併設するカジノ等施

しかし、その後、3月16日にマカオで1人の新規感染者が確認されたため、マカオ特別行政区政府は感染症予防法第14条により入境制限を強化し、2020年3月25日から外国住民並びに、中国本土・香港及び台湾の住民で過去14日間に海外渡航歴をもつ者の入境を禁止するとともに、入境が認められる者であっても、中国、香港及び台湾からの入境にあたっては1週間以内に取得したPCR検査の陰性証明書の提示を条件とし、過去14日間に高リスク²⁶地域・国を訪問した人は当局の指示により14日間の医療観察（隔離）を義務付けることを発表した（なお、2020年3月25日時点で、湖北省住民及び湖北省訪問歴のある非マカオ市民は指定医療機関による無感染診断の提出、上記以外の中国からの入境者は2週間の自主隔離の措置を実施することを義務付けた）。

しかし、中国本土における感染状況が落ち着いたことを受け、中国国家出入国管理局は、2020年8月11日、感染症の予防と管理の正常化を図りつつ、中国本土とマカオの間の通常の交流の漸次回復に向けた国務院の予防と管理のメカニズムを実施するために、中国本土の住民に対する地域別及び段階的なマカオへの旅行ビザ（団体旅行及び個人旅行を含む）発給手続き再開を発表した。具体的には、広東省珠海市公安局出入国管理局は、2020年8月12日からマカオに隣接する珠海市の住民（居住許可の保有者を含む、以下同様）のビザ発給手続きを再開したほか、広東省出入国管理局は8月26日から広東省全域の住民を対象に発給手続きを再開した。中国中央政府レベルでも、国家出入国管理局が、9月23日から中国全土の住民に対してビザ発給手続きを再開した（ただし、14日間以内に中～高リスク地域に滞在履歴をもつ者はビザ発給申請受付対象から除外された）。申請者は、オンライン予約システムにより地元の出入国管理局へ申請書を提出し、マカオの感染状況に関する情報に細心の注意を払い、合理的な旅行計画を立案することが求められた²⁷。

設も再度閉鎖されている。また、Macau Jockey Clubは施設の改装工事のためコロナ発生前からカジノ施設の営業を停止している。

²⁶ 中国国務院が2020年2月17日、集中した防疫管理から、社会経済の回復を念頭において新たな防疫管理方法として、国内の地域を「低」「中」「高」の3つに分けてリスク管理することを発表。各省・自治区・直轄市政府は、国務院の同通達に基づき、人口や感染状況などから、省内各市（県・区）をリスク分類し、最新の状況に応じて随時調整している。

²⁷ なお、マカオ新型コロナウイルス感染緊急対応協調センターの発表によると、2021年3月1日時点で、マカオの住民の発症である「本地確診（無症状者を含む）」は337日以上なしの状況が続いている。累計では感染者数48件・死亡者数0件・退院47件で、感染者数のうち46件が海外からの入国者によるものであり、マカオは世界でも数少ない感染抑制に成功した都市となっている。

(2) カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠

ア. マカオにおける法的構造

マカオ特別行政区における新型コロナウイルス感染症対策は、マカオ特別行政区基本法、感染症予防法（2004年第2号法）、感染症予防法管理規則2008年第15号（感染症の必須報告及び管理上の命令に関する規則）に基づいて実施されている。

具体的な施策については、感染症予防法第2条に基づき²⁸、行政長官がマカオ特別行政区基本法第50条（4）²⁹に定められた職権（政府政策の決定、行政命令の公布）により行政長官令を発令することで実施している。

また、感染症予防法は、第3章において「特別措置」を定め、緊急事態の時にのみ第3章の「特別措置」を一時的かつ例外的に適用するものとし（感染症予防法第23条³⁰）、行政長官が、特別措置の適用と解除を決定し（同法第24条³¹）、感染症への感染リスクの高い特定の場所、グループの人々の離隔、活動制限又は条件の設定を命じることができる（同法第25条³²）ものとしている。

さらに、マカオ衛生局は、感染症予防法第2条第二項に基づき、「感染予防、抑制、治療に関する政策制定及び規定建議、各施策の実施を監視する責任がある」とされてお

²⁸ 感染症予防法（2004年第2号法）第2条第一項：マカオ特別行政区政府は感染予防、抑制、治療に関する政策及び規制の制定を担い、または本法律に定められる施策、促進の実施の責任がある。

第二項：衛生局は、前項にある政策制定及び規定建議、並びに本法律で定めている各施策の実施を監視する責任がある。

第三項：本法律に定められる各施策について、衛生局は公的機関及び民間機関に必要な協力要請を行うことが可能である。また、敵報告ガイドラインを確立する。

第五項：本法律によって衛生局に与えられた権限は、別途の明記されない限り、衛生局長又は法律によって定められ、衛生局長の指示にしたがって衛生当局に認可された医師が行使することが可能である。

²⁹ マカオ特別行政区基本法第50条（四）：マカオ特別行政区行政長官の職権を以下に記す。（四）政府政策の決定、行政命令の公布

³⁰ 感染症予防法第23条第一項：マカオ特別行政区における感染予防及び感染拡大防止のために、本章で定められた措置は以下の緊急事態にのみ適用されるものとする。これらの措置は、例外的、臨時的、緊急的措置である。

³¹ 感染症予防法第24条第一項：行政長官はマカオ特別区公報として特別措置の適用、また全体及び一部の解除を決定する。

³² 感染症予防法第25条第一項：本法律の第23条及び第24条に基づき、行政長官は以下の特別措置の適用を命じることができる。（二）感染症への感染リスクの高い特定の場所、グループの人々の隔離、活動制限また条件を設定。

り、同権限に基づき公告の発出を通じて感染症対策を実施並びに監視を行っている。

カジノ規制当局であるマカオ博彩監察協調局(DICJ)は、マカオ・ゲーミング法(2001年第16号法)及び2003年第34号規則第2条(2)に基づき、カジノ施設に関して「承認事業者の活動の監察と監督管理、特に、法的義務及び法規義務の履行についての監察と監督管理」の職責を担っていることから、感染症対策に当たっても、カジノ施設の再開に係る準備の管理とともに、再開後のカジノ等施設における感染症対策の遵守確保や社会的責任の呼びかけの役割を担っていると考えられる。

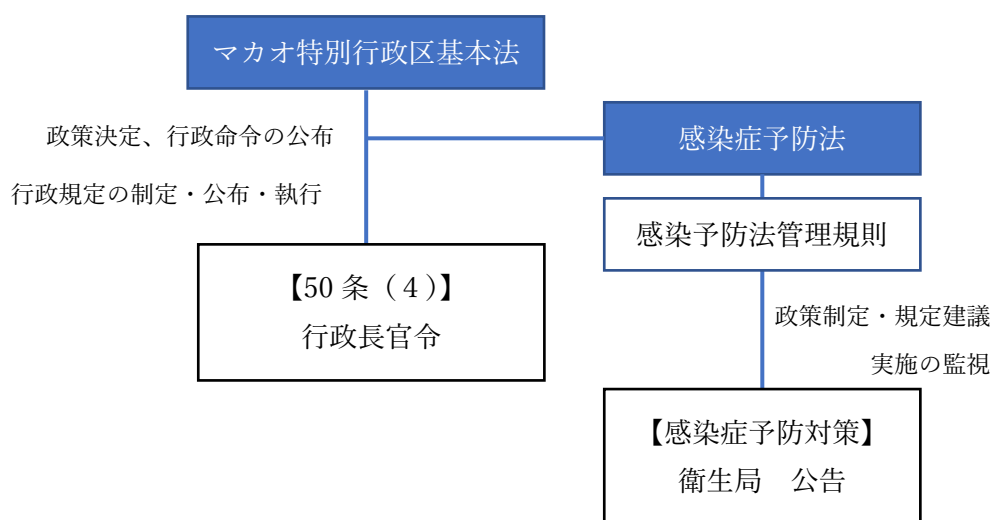


図16 マカオにおける感染症対策に係る法的構造

イ. マカオ特別行政区政府の措置とその法的根拠

(ア) 出入境制限による措置

■ マカオ特別行政区政府による措置

2019年のマカオ訪問者数は約3940万人で、そのうちの約7割(約2800万人)が中国本土からであった³³。

マカオ特別行政区政府は、上記(1)のとおり、2020年1月27日、行政長官令2020年第26号により、中国湖北省からの全来訪者に対し隔離措置を実施することを発表し、湖北省渡航歴のある者に対してカジノ等ゲーミング施設への入場を禁止した。2020年2月20日には、過去14日の間に中国本土の高リ

³³ マカオ政府観光局によると、2020年の訪問者数は約590万人(前年比79%減)で、その内訳は中国本土475.4万人(80.6%)、香港84.3万人(14.3%)台湾10.4万人(1.8%)、その他19.5万人(3.3%)であり、中華圏以外に厳しい入国制限を行っていることがわかる。

スク地区に渡航滞在履歴がある者に対して、入境時の PCR 検査の実施を義務付けた。

2020 年 2 月 4 日時点で、一旦、マカオにおいて新規の感染者はなくなったものの、3 月 16 日に再び感染者が確認されたため、マカオ特別行政区政府は、感染症予防法に基づく公告 2020 年第 8 号により、3 月 18 日から、マカオ住民（住民 ID 保有者）以外のマカオ入境を禁止した。公告第 8 号では、一旦、非居住外国人労働者（ブルーカード保有者）を入境禁止の例外対象としたが、直後、行政長官令 2020 年第 73 号を発出し、3 月 19 日深夜から非居住外国人労働者のマカオ入境禁止の例外指定を取り消した。3 月 25 日、公告 2020 年第 9 号により、マカオ政府は入境制限をさらに強化し、中国本土、香港、台湾を除く外国住民の入境を一律禁止するとともに、中国本土や香港、台湾の住民で過去 14 日間に海外渡航履歴をもつ者の入境を禁止した。また、中国からの入境は 1 週間以内に取得した PCR 検査の陰性証明書の提示、過去 14 日間に高リスク地域・国を訪問した人は当局の指示により 14 日間の医療観察（隔離）、湖北省住民及び湖北省訪問歴のある非マカオ市民は指定医療機関による無感染診断の提出、上記以外の中国からの入境者は 2 週間の自主隔離を義務付けた。

その後、5 月 9 日、マカオ衛生局は、5 月 11 日午前 6 時より、感染症予防法第 10 条、14 条及び 15 条の規定に基づき、外国人並びに、過去 14 日以内に海外渡航歴のある中国本土、香港及び台湾住民の入境禁止は引き続き実施しつつも、マカオ居民並びに過去 14 日以内に海外渡航歴のない中国本土、香港（永久居民のみ）及び台湾の住民に対して、過去 7 日以内の PCR 検査の陰性証明を提示することを条件に入境を認めることを発表した³⁴。

また、香港との間の出入境に関しては、5 月 8 日、2 時間間隔で 1 日 12 便（6 往復）の運行を条件に、4 月 6 日から運行を停止していた香港—マカオ間の唯一の陸路ルートである香珠澳大橋のシャトルバスの運行を再開した³⁵。一方、香港で 6 月 30 日以降に新規感染者数が急激に増加したことを踏まえ、マカオ衛生局は、7 月 13 日には香珠澳大橋を経由する渡航にあたり、陰性証明書（7 日以内発行）の所持を義務付け、8 月 4 日には香港からの全ての入境者に対し

³⁴ なお、2021 年 3 月 2 日には、中国本土で新規市中感染が 24 日間確認されていないこと、感染症対策が継続して実施されることから、マカオ新型コロナウイルス感染緊急対応協調センター（以下（3）ア参照）は、入境時の陰性証明書提示は求めつつも、マカオ市内のカジノ入場時には陰性証明書の提示を求めないことを発表した。

³⁵ なお、マカオから香港へ入境する場合は、香港住民・非住民に拘わらず 14 日間の医療観察（隔離）が必要。

て、72 時間以内発行の陰性証明書の提示を義務付けた³⁶。

■ 中国政府による措置

中国国家出入国管理局は、2020 年 1 月 28 日、中国本土住民のマカオへの出境に必要な個人旅行ビザと団体旅行ビザの新規発給を停止し、マカオへの出境を制限した（なお、既存発給分のビザは引き続き有効とした）。また、3 月 26 日、中国国家出入国管理局は、マカオからの入境を含む域外から中国本土への入境に対して、14 日間の指定施設での隔離の義務付けることを発表した³⁷。その後、広東省政府は、マカオで新規感染者が確認されていないことから、2020 年 7 月 15 日、マカオから同省 9 市への入境者に対して 14 日間の隔離義務を解除し、入境後、24 時間以内に陰性検査結果を当局に申請する形に制限を緩和した。その後、中国本土における感染が落ち着いたことを受け、2020 年 8 月 12 日から全 31 省におけるマカオへの非観光用ビザの発給手続を再開するとともに、マカオ観光用の個人ビザ及び団体ビザについても、マカオに隣接する珠海市（8 月 12 日）及び広東省全域（8 月 26 日）、2020 年 9 月 23 日から中国本土（中～高リスク地区を除く）の住民を対象に発給手続を再開した。

³⁶ 感染症予防法第 10 条に基づき、2020 年 8 月 4 日午前 6 時から、香港からのすべての到着者は、過去 72 時間以内に発行された PCR 検査の陰性証明書の提示を義務付けられた。また、香港からマカオまでの交通機関の運営者や運転手は、証明書なしで乗客を乗せることを拒否できるとされた。なお、過去 14 日間に香港での滞在履歴がある者に対しては、マカオ保健当局が指定する場所での医療観察（隔離）措置は変更されていない。

³⁷ 3 月 26 日 21 時、広東省政府が一方的に 27 日午前 6 時から開始される入境防疫措置（マカオと広東省の間の往来に対する 14 日間の隔離措置の義務化）を発表した。しかし、マカオ特別行政区政府は、同日時点でまだ出入境制限の準備ができておらず、多くの珠海住民や中国本土で事業を行うマカオ住民がイミグレーションに殺到して混乱を招いた。そのため、マカオ特別行政区行政長官は 27 日午後 6 時に広東省政府と会合を開き、この問題を協議した結果、補足措置の導入について合意し、珠海—マカオ共同予防管理マカオ管理チームが即時に次の公告を発出した。「過去 14 日以内に外国、香港、台湾への訪問歴がなく、発熱・倦怠感・乾いた咳・咽頭痛の症状がなく、また香港マカオでの生活と生産を保障する特定の人々に関しては、集中医療観察を免除とする。但し、全員に対する核酸（PCR）検査、厳格な健康管理については強化し、運用を確保する。措置免除の 4 種類の業種及び対象者：①緊急を要する公務員・事業者。②広東省・マカオの両方の車両番号を保持する運転手及び横琴入境許可を持つマカオ車両番号の運転手。③広東・マカオ産業団地の従業員、横琴国境に事務所を持つマカオ企業の従業員、珠澳国境工業地区の従業員。④その他香港・マカオの生産生活の安定を保障する特定の人々（マカオの日常生活を保障する運転手など）。」

(イ) カジノ等施設の閉鎖措置及びその解除、並びにカジノ事業者に対する措置

2020年2月4日、マカオ特別行政区政府は、感染予防法第23条・第24条第1項及び第2項・第25条第1項(7)に基づき行政長官令2020年第27号を発出し、2020年2月5日から2月19日までの15日間、カジノ施設の閉鎖を命令した³⁸。また、同27号により、1998年第47M号法及び1996年第16M号法に規定されるエンターテインメント施設³⁹の閉鎖をあわせて命令した。

2020年2月18日、マカオ政府博彩監察協調局は衛生局と協力して、2月20日午前0時のカジノ施設の再開に先立ち、「カジノ再開・リスク注視と雇用維持について」のリリースを発表し(以下、「2月18日DICJリリース」という。)、カジノ事業者に対し、社会的責任として、従業員と顧客の健康を最大限確保できる環境を用意するよう要請し、地元雇用の維持を通じて、社会の安定確保に貢献するよう求めた。また、カジノ事業者に対し、従業員に就業時間外における外出自粛及び出国自粛を求めるとともに、通勤手段としての従業員用シャトルバスの確保と施設内駐車場の利用を要請した。さらに、2月20日、マカオ政府は、同月17日に発出した行政長官令2020年第39号により、カジノ施設に対し、衛生局が策定したガイドラインに沿った感染予防策(具体的には、以下(ウ)参照)の実施を義務付けつつ、カジノ施設等の閉鎖に関する特別措置を解除した。営業再開にあたっては、行政長官令2020年第40号(2月17日)により、中国本土在住の従業員の入境の際、入境前の中国珠海市での14日間の隔離とPCR検査の実施を義務付けた。また、マカオ衛生局は、全てのカジノ施設が営業を再開する必要があるとしつつ、30日間の猶予期間を設定し、2月20日までに営業再開のための準備が整わない場合は、30日以内であればカジノ事業者は一部又は全部の施設の再開延期をカジノ規制当局であるマカオ博彩監察協調局へ申請することを容認した。なお、エンターテインメント施設の閉鎖措置については、行政長官令2020年第50号により、3月2日夜から施設の閉鎖が解除された。

加えて、博彩監察協調局は、2020年3月19日に、社会的距離の確保を遵守した配置調整に基づく再開後のカジノ施設のカジノテーブル数は、これまでの約80%である約5,400テーブルに削減されることを踏まえ、カジノ事業者に

³⁸ そのほかにも、競馬・ドッグレース等(オンライン投票を含む)、カジノ、マークシックスなど、景品交換ができる公衆向け賭博(ビンゴ、くじ引き)、ジャンケットが対象となっている。

³⁹ 映画館、劇場、室内遊技場(屋内公園)、ゲーム及びアーケードゲームセンター、インターネットカフェ、ビリヤード場、ボーリング場、サウナ、マッサージ施設、美容院、スポーツジム、スポーツクラブ、カラオケ会場、ナイトクラブ、ダンスホール

対して社会的責任として、給料の支払いや雇用の維持といった雇用保障等、従業員に対する最善の対策を講じることを要請した。また、ゲーミング分野における雇用維持に関しては、7月27日にマカオ政府統計局が発表した2020年4月～6月の雇用調査結果にて、カジノ関連の従業員数は高水準で雇用が維持されていたことを踏まえ、マカオ特別行政区政府博彩監察協調局は、ゲーミング・コンセッション事業者（6社）に対し、引き続き雇用を維持することを要請した。

（ウ） 感染症対策

■ 一般的な感染症対策

2021年2月時点で、マカオ特別行政区政府は、一般的には次の四領域からなる感染症対策を講じている。

- ・ レストランや酒類提供場所等の飲食業における防疫措置（レストラン等飲食店内における夜間の飲食時間制限（午前0時～翌午前5時の店内飲食の禁止）、1テーブルの利用制限（4名/卓）等）
- ・ 特定施設の営業に関する防疫措置（例：MICE施設）
- ・ 公共の場での集会人数を4名までに制限
- ・ 公共の場所（屋内外公共場所、交通機関）でのマスク着用義務

また、マカオ内全ホテル及び公共施設（病院・政府関連・映画館など）への入館時には、市民は健康コード（QRスキャン後に個人情報と健康状態の入力）の提示を求められている。健康コードは、スマホアプリで申請するQRコードのことであり、施設側は、同QRコードを読みとることで、各人の移動履歴による感染リスクや健康状態に関するデータ（持ち主の身分情報、健康申告記録、体温検査記録、直近の移動履歴、他地域での健康状況、PCR検査結果等）を確認可能である。

マカオは、2020年5月から上記の健康コードを導入しており、広東省のシステムとも情報を共有しているため、双方で健康コードが併用できる。それにより、マカオと広東省の間の人々の移動にあたっての感染確認時における追跡支援や健康状態の確認を容易にしている。ただし、マカオ市民以外がマカオの健康コードを入手するためには、申請者は、マカオ入境後72時間以内に、マカオ政府指定の検疫センター又は医療機関でPCR検査を受け、陰性が確認された段階で、マカオの政府ウェブサイトにて陰性証明をアップロードし必要事項を登録する必要がある。登録が完了すると、当該サイトから申請者に対し、QRコード付きの電子証明書（緑：健康、黄：隔離中、赤：感染リスクあり）が送られてくる。2021年3月2日、マカオ政府はカジノ施設への入場の際に、陰性証明の提示を不要とすることを発表したが、同制限緩和実施後も、カジノ等施設

への入場の際には、入場者に対し、引き続き緑の健康コードの提示を求めている（詳細は、脚注 41 を参照）。

■ カジノ等施設に対する措置

マカオ政府衛生局は、2020 年 1 月 2 日以降随時、カジノ施設における感染症対策にかかり、①新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（観光業、ホテル、ゲーミング業）、②ゲーミング施設及びカジノの清掃と消毒に関するガイドライン、③新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（ゲーミング業の従業員及び顧客管理）、④ゲーミング施設入場の際の陰性証明書の提示に関するガイドライン、⑤ゲーミング施設及びカジノ内の換気に関するガイドラインの 5 つの感染予防策ガイドラインを策定・公表している（詳細は、以下参照）。

また、カジノ規制を所管する博彩監察協調局は、2020 年 2 月 18 日、翌々日からのカジノ施設再開に向けて、衛生局の提案に鑑みて、衛生局が制定した上記①～⑤のガイドラインに加えて、2 月 18 日 DICJ リリースを発表した（脚注 40 参照）。同リリースでは、ゲーミング施設内での社会的距離の確保策としてテーブルにおけるスタンディング・ベットの禁止及び 1 席空けての着席、スロットマシンの 1～2 台間隔での稼働等をカジノ事業者に対して指示している⁴⁰。同リリースは、衛生局職員と博彩監察協調局との間の会議において、感染症対策の立案を担う衛生局からの「提案」を踏まえ、博彩監察協調局が事業者に対して指示する形をとっている。

なお、上記④を除く衛生局ガイドライン及び DICJ リリースの内容は 2021 年 3 月 3 日時点でもカジノ事業者に適用されている。

① 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン—観光業、ホテル、ゲーミング業（003.CDC-NDIV.GL.2020）

（制定日：2020 年 1 月 2 日、最終改定日：2020 年 12 月 23 日）

従業員及び来訪者の健康状態及び感染可能性を確認及び感染予防を目

⁴⁰ 博彩監察協調局の 2 月 18 日 DICJ リリースで、①ゲーミング施設の清掃及び消毒、②従業員及び顧客の健康状況報告書の提出、③入場時の検温とマスク着用の確認、④ 14 日以内に湖北省への訪問履歴がある従業員及び顧客の入場禁止、⑤カジノテーブルや設備の清掃・消毒頻度の増加、⑥社会的距離の確保のためのレイアウト変更、配置調整、⑦カジノテーブルでの飲食禁止、⑧社会的距離の確保（50%以下の稼働、テーブル：スタンディング・ベットの禁止、1 席空けての着席、スロットマシン：1～2 台間隔で稼働）他を要求。

的に実施されている。

【概要】

- ・全ての入口で体温測定、マスク着用義務、マカオ健康コードの提示
- ・カジノへ入場する全ての人に陰性証明書の提示要求（2021年3月3日から提示を求めない形で緩和⁴¹。）
- ・従業員及び顧客共に体調不良が発見されたら迅速に医療機関で対応。発熱が見られた場合は、21日以内にハイリスク国・地域への滞在履歴がないか、濃厚接触者である可能性はないかを確認。疑わしい場合は、消防局に連絡し、該当者を医療機関へ搬送。
- ・従業員及び顧客の中～高リスクの国・地域への訪問を回避
- ・大人数での集まりを回避

② ゲーミング施設及びカジノの清掃と消毒に関するガイドライン
(061.CDC-NDIV.GL.2020)

(制定日：2020年1月28日、改定日：2020年3月23日)

カジノ等施設の清掃及び消毒に関する手法を提示している。

【概要】

- ・5.25%の塩素を含む家庭用漂白剤溶液を利用した洗浄と消毒を推奨。
- ・消毒範囲
 1. 屋内スペースや壁、床、廊下、階段、エレベーター、トイレ等
 2. メインドアと家具の表面
 3. 床・高さ1.5m未満の壁、隔離された部屋の家具
 4. ドアノブ、窓開閉取っ手、手すり、キーパッド（電子機器）、鍵、インターホン、エレベーター、電話、コンピューター他

⁴¹ 2021年3月2日、マカオ政府新型コロナウイルス感染緊急対応協調センターは、3月3日午前0時から、2020年7月15日から義務付けてきたカジノ施設への入場時におけるPCR検査陰性証明書（7日以内の検査結果）の提示を今後求めない旨発表した（なお、入場者に対し、緑の健康コードの提示は引き続き求めている。）。上記措置の背景として、マカオ政府は、中国本土からマカオを訪れる旅客は、入境時に同証明書の提示を求められており、また、カジノ施設でも各種防疫措置が厳格に運用されていることを指摘。さらに、中国本土における流行リスクが2021年2月以降に明確に小さくなり、すでに10日以上感染リスクのある地域が出現せず、24日連続で市中感染例の確認もないことから、中国本土における流行状況は比較的安定的に推移するとの予測を踏まえこの決定に至ったと説明した。

・頻度：1日数回

③新型コロナウイルス感染予防ガイドライン—ゲーミング業の従業員及び顧客管理 (060.CDC-NDIV.GL.2020)

(制定日：2020年2月17日、改定日：2020年12月23日)

従業員と顧客の健康状態の把握・管理、マスク着用、接触履歴の把握、収容率 50%以下制限やテーブル人数制限などで安全な距離の確保を通じて、カジノ施設に関わる人々の安全環境を維持している。

【概要】

<従業員の管理>

- ・従業員の旅行歴及び接触歴の把握（新型コロナウイルス感染緊急対応協調センターとマカオ特別行政区政府衛生局への報告）
- ・常時マスクを着用。従業員の健康状態の管理（雇用者へ常時申告）。
- ・全従業員は入社時の体温測定
- ・全従業員は、個人の健康宣言を提出
- ・安全な距離の確保（社会的距離（1m）の確保、オフィス再編、シフト制もしくは在宅勤務（対面式会議・集会を最小限化、必要な場合はオンライン対応）、食事中も 1m 以上の間隔を確保、飛沫防止に高さ 50cm 以上の防水パネルを設置
- ・過去 14 日間に中国本土に滞在したときは、臨時に後方支援業務に従事させ、他の従業員との連絡を最小限にとどめる
- ・従業員の祝日や誕生日などのイベント禁止
- ・緊急の場合を除き、従業員は海外渡航予定を中止。マカオ以外への旅行を防止するため、マカオ以外の居住者は宿泊施設等に滞在

<顧客向け>

- ・施設内に入場する際にマスク着用、入場時に体温測定、発熱・咳がみられた場合は入場禁止、全ての顧客は個人の健康宣言を提示、マカオ健康コード及び陰性証明書の提示、体調不良や疑わしい症状が見られた場合は医療機関へ行くように助言し濃厚接触を回避
- ・密の回避（顧客間は少なくとも 1m の距離を維持。可能な限り、顧客・グループ間に飛沫防止パネルを設置）
- ・顧客に対する全てのプロモーション活動を停止
- ・収容率を通常の 50%以下に制限
- ・チップは、プレーヤーが使用した後で清掃及び消毒

④ゲーミング施設入場の際の陰性証明書の提示（118.CDC-NDIV.GL.2020）

（制定日：2020年7月18日（告示：15/A/SS/2020）、改定日：2020年9月15日）

カジノ施設への入場にあたり、陰性証明書を提示することにより健康状態を管理する。なお、同措置は、2021年3月3日午前0時より撤廃された。

【概要】

- ・有効期間：検体日及び検査日から7日間
- ・マカオ健康コード及び広東健康コードで提出される場合、健康コードに示されている状況が優先。
- ・証明書となるもの
 - ID及びパスポートと同一人物のマカオ健康コード（写真は不可）
 - ID及びパスポートと同一人物の広東健康コード（写真は不可）
 - 中国本土にて定められた機関による証明
 - マカオ特別行政区政府の衛生局が新型コロナウイルス検査機関として認めた機関が発行する証明
 - その他、マカオ特別行政区政府の衛生局より発表されていない機関での検査結果は認められない。
- ・証明書の提示方法：基本的には原本を提示。原本でない場合は、検査機関の印鑑が含まれるか、電子デバイスの場合は発行元が確認できる場合、又はホームページを開いて検査機関が確認できた場合のみに認める。

⑤ゲーミング施設及びカジノ内の換気に関するガイドライン（117CDC.NDIV.GL.2020）

（制定日：2020年7月13日）

マカオにあるゲーミング施設及びカジノのほとんどは窓がなく、閉鎖された空間であるため、感染予防のための換気手法を提示している。

【概要】

室内面積によって換気頻度が算出され、最低でも毎時2回の空気循環を求められる。



図 17 新型コロナウイルス感染症対策の措置と施設の閉鎖・再開時期

(3) 政府当局の権限分担

ア. 特別行政区政府の役割

マカオでは、衛生局が中心となり、感染症の封じ込めに関する対策の立案とその措置の実施を担当している。2020年1月20日、行政長官令2020年第23号により、関係政府機関により構成される「新型コロナウイルス感染緊急対応協調センター」を発足させた。同センターは、行政長官をトップとし、行政長官に直接属する機構として位置づけられ、社会文化局、衛生局のトップの他、税関、報道局、行政署、警察総局、博彩監察協調局、旅游局など、主要な行政機関の代表をメンバーとしている。同センターは、感染の程度に応じて予防コントロールの段階的措置を講じること、公共機関及び民間の感染予防、制御、治療に関する業務を指導し調整することを主要な任務としている。

イ. カジノ規制当局の役割（詳細は表15を参照）

マカオにおけるカジノ規制の管轄は、マカオ・ゲーミング法（2001年第16号法）及び2003年第34号規則に基づき博彩監察協調局（DICJ）が担っている。そのため、博彩監察協調局は、カジノ施設の再開にあたっては、カジノ事業者に対して衛生局のガイドラインの遵守確保を求めるとともに独自のリリースも発出し、社会的距離の確保策としてカジノテーブルでのスタンディング・ベットの禁止と1席空けての着席、スロットマシンは1～2台を空けて稼働等のゲーミング施設を対象とした防疫措置の指示と実施確保を担当している。なお、博彩監察協調局は衛生局に協力する立場であ

り、感染症対策の実施に関しては同列ではない。具体的には、博彩監察協調局の職員が、カジノ施設の衛生環境を確保することを目的に、カジノの巡回と監視を強化しており、カジノ施設内において感染予防対策措置が確実に実施されているかを確認している。博彩監察協調局は、カジノ事業者と密な連携をとりつつ、感染拡大に合わせた予防対策調整を協力しながら行っている。

表 15 博彩監察協調局の活動

期日		活動内容
2020 年 1 月	2 日	衛生局は博彩監察協調局の協力のもと、カジノ事業者に感染予防策の説明会を開催。衛生局は、新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（観光業、ホテル、ゲーミング業）を発表。
	22 日	衛生局長が感染予防法に基づき、カジノ内で働く従業員に対してマスク着用を義務付けたことを受けて、博彩監察協調局が職員を派遣し、カジノ内の立ち入り巡回検査を実施（1 月 22 日夜と 23 日）し、マカオ全土の 39 施設でマスク着用と消毒・清掃の強化対策の実施状況を確認。旧正月期間も、博彩監察協調局は各カジノに継続的に職員を派遣し、24 時間体制でカジノ入場及び運営状況、カジノ事業者の感染予防対策を監視。
	24 日	博彩監察協調局が職員を派遣・巡回検査し、カジノ施設の全出入口（従業員用を含む）に設置された体温測定設備の正常稼働と入場者全員に対する検温の実施を確認。
2 月	5 日	カジノ施設の閉鎖に伴い、博彩監察協調局はカジノ及び関連施設の清掃と消毒を要求。
	18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ再開にあたり感染予防対策をより効果的に進めるため、博彩監察協調局はカジノ事業者 6 社及び衛生局疾病予防管理センターと会議を開催。衛生局より、「カジノ内環境及び施設消毒ガイドライン」及び「従業員と顧客の管理に関するガイドライン」が提案された。カジノ再開に際して施設の準備が整わない場合は、30 日以内であればカジノ事業者は一部または全部の施設の再開延期を博彩監察協調局に申請が可能、30 日を過ぎた後は規則に基づきカジノ全施設を再開する必要があるとされた。 ・博彩監察協調局はカジノ事業者に対し、再開後は衛生局が発表したガイドラインを遵守し、施設の清掃及び消毒、従業員及び来訪客の健康状況報告書の提出、検温とマスク着用を行うように求めた。 ・博彩監察協調局はカジノ事業者に対し、カジノテーブルや設備の配置変更について、2 月 18 日 DICJ リリース（「カジノ再開・リスク注視と雇用維持について」）を発表し、次のように要求した。各カジノテーブルでのスタンディング・ベットを禁止し、座席は 1 席空けて着席する。各ゲーミングエリアでは社会的距離の確保のため、50%以下の稼働とし、スロットマシンは 1～2 台を空けて稼働させる。従業

		<p>員食堂は感染予防のため社会的距離を確保し、休憩時間は分散させて大人数の集まることのないようにする。同リリースには、雇用維持の要請も含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 博彩監察協調局はカジノ事業者に対し、従業員の就業時間外において従業員に対して感染予防の一環として外出自粛、出国自粛を要請。交通は、十分な従業員用シャトルバスを確保し、1時間ごとに消毒を実施。従業員への駐車場利用を許可し、公共交通での感染を防止。
3月	19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再開 30 日間の猶予期間の終了に際し、マカオ 39 施設のうち、マカオ・ジョッキークラブが施設内の改修工事のため引き続き閉鎖を決定。 ・ 博彩監察協調局は巡回を強化し、カジノの衛生環境を確保。24 時間カジノの入場・運営状況の監視を継続。カジノ事業者と密な連携をとりつつ、感染拡大に合わせた予防対策調整を協力しながら行っていることを発表。
7月	13日	<p>カジノ事業者 6 社との定例会議において、7月 15 日よりカジノ入場者に対する体温測定、健康コードの提示、陰性証明書の提示の要請及び入口への十分なスタッフの配置が取り決められた。</p>

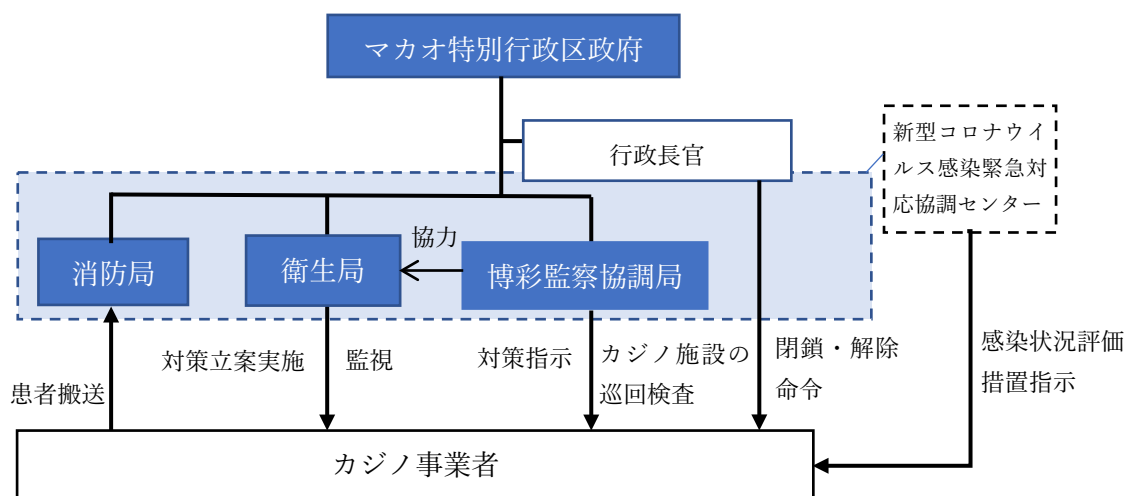


図 18 新型コロナウイルス感染症対策の推進体制

(4) カジノ事業者の取組

ア. 施設の閉鎖と再開

マカオにおけるカジノ事業者は、マカオ政府からのカジノ及びエンターテインメント施設等の閉鎖命令（行政長官令第 2020 年第 27 号、上記（2）イ（イ）参照）に基づき、2月 5 日～2月 19 日の間、カジノ施設及び併設ホテル等の関連施設を閉鎖した。その後、マカオ特別行政区政府の感染予防ガイドライン実施による施設閉鎖に係る特

別措置の解除（行政長官令 2020 年第 39 号、上記（2）イ（イ）参照）を受けて、2月20日からカジノ施設の営業を再開した。また、エンターテインメント施設等も、行政長官令第 50 号により、3月2日からの営業再開が許可されたため、指定された期日から営業を再開している。再開にあたり 30 日間の猶予期間が設定されたことから、2月20日はカジノ 41 施設のうち 29 施設が営業を再開した（2021 年 2 月末時点で、39 箇所の施設が営業。）。

イ. 隔離ホテル客室の提供

2020 年 3 月 16 日、マカオ特別行政区政府は、入境制限規制を強化し、海外から帰還したマカオ住民にはホテルでの 14 日間の医学観察（隔離）を義務付けた。しかし、その隔離場所の確保に難航したため、当局はカジノ事業者に施設の提供を呼び掛けた。一方、カジノ事業者は「再開時にはすぐにホテルを利用できるようにしたい」という考えから、当初当局への協力を消極的な姿勢であった。

最終的にカジノに併設するホテルでは、2020 年 3 月 31 日からサンズ・チャイナが運営するサンズ・コタイ・セントラル内の「シェラトングランド・マカオ・コタイストリップ」（4,001 室のうち 2,000 室）と「ボウサダ マリーナ インファンテ」（298 室）が隔離検疫用ホテルとして提供された。シェラトングランド・マカオ・コタイストリップは、2020 年 3 月 28 日のほか、2020 年 6 月 7 日と 2020 年 12 月 20 日の 3 回にわたり指定を受けている。医療観察施設として指定を受けた場合、医療観察施設であるホテル部分と、ホテルエントランスからエレベーター等へ至るリゾート内のショッピングモール、レストラン、その他のエリアとの通路が閉鎖され、隔離対象者が独立した専用の出入口から隔離エリアに入るための動線を確保している。そのため、出入口からカジノフロアへの動線とこの隔離動線が重なる場合は、カジノフロアを閉鎖しなければならないとされている。なお、隔離検疫用ホテルは、政府による借り上げとなっている。

ウ. 新型コロナウイルスへの対応

各事業者は、衛生局のガイドライン及び博彩監察協調局のリリースにより示された感染対応措置をそれぞれ実施している他、10月6日、カジノ免許事業者 6 社は、マカオ特別行政区政府に対して、各社の施設内に新型コロナウイルス検査設備の設置を申請した。施設内の検査場での検査結果は、マカオ政府の検査と同様に扱われ、健康コードにも反映される。なお、新型コロナウイルス感染緊急対応協調センターが、カジノ施設内にある検査場が工程・環境・採取方法などで検査基準を満たしているかを継続的に監視している。

表 16 カジノ施設の閉鎖と再開

期日		取組内容
2月	5日	行政長官令 2020 年第 27 号による全カジノ施設及びエンターテインメント施設の閉鎖命令を受けて、カジノ事業者はカジノ及び関連施設を閉鎖（2月5日～2月19日、営業停止）。
	20日	行政長官令 2020 年第 39 号により、ガイドラインに従った感染症予防策の実施により営業再開（41 施設のうち 29 施設）。
3月	2日	行政長官令 50 号により、エンターテインメント施設（映画館、フィットネス、ナイトクラブ、カラオケ、マッサージパーラー、美容院、スパ等）の営業を再開。
3月	19日	再開後 30 日間の猶予期間の終了に際し、新型コロナ発生前からマカオで営業している 39 施設のうち、マカオ・ジョッキークラブが施設改修工事のため引き続き閉鎖を決定（感染拡大前から閉鎖されている 2 施設は引き続き閉鎖）。

4. 韓国

(1) カジノ等施設に対する感染症対策の概要及び影響

韓国政府は、国内での感染拡大を受け、2020年2月23日、災害及び安全の管理に関するフレームワーク法（法第15344号、2018年6月16日修正）に基づき、感染症危機警報（詳細は以下表18参照）を最上位の「深刻（赤）」へと引き上げ、大規模災害の予防・準備・対応・復旧等に関する事項を総括・調整し必要な措置を講じるため、国務総理を本部長とする中央災害安全対策本部（CDSCHQ）を立ち上げた（本来は本部長を務めるのは保健福祉部長官だが、国務総理（首相）へ格上げしたもの）。中央災害安全対策本部は韓国政府の新型コロナ対策における最上位の組織として位置づけられ、全省庁の対応と地方政府・地方自治体の支援体系をさらに強化するとともに、感染症対策に係る体制強化や防疫・監視措置の大きな方向性を決定している。このような政府による感染症対策措置を踏まえ、政府系のカジノ事業者であるカンウォンランドは、2月23日、カジノ施設の営業を自主的に停止した。

また、3月22日、感染症予防管理法（法第17067号、2020年3月4日改正）に基づき、韓国政府保健福祉部の中央事故収拾本部が、集団感染リスクの高い施設を指定して「15日間の営業停止」の制限措置である「強化された社会的距離の確保」（詳細は以下（2）イを参照）を実施した。同営業制限措置では、カジノ施設は閉鎖対象施設に含まれていなかったものの、外国人専用カジノを営業するGKLとパラダイスの各施設も、同措置の趣旨を踏まえ3月24日から自主的にカジノ施設を閉鎖した。4月4日、中央災害安全対策本部は、現下の国内感染状況が依然として厳しいと判断し、強力な社会的距離の確保を延長せざるを得ないとして、感染症予防管理法に基づく営業制限措置を4月19日まで2週間延長した。

2020年4月以降、韓国国内の感染拡大状況は一旦小康状態となった。これを受けて、中央災害安全対策本部は、新規確認者数の減少、集団感染件数の減少など肯定的な防疫効果が現れているものの感染経路が不明な確定診断が依然として発生していること、国会議員選挙など大規模な国民移動による伝染伝播の可能性が潜伏期1～2週間以降に現れるおそれがあること、世界的流行が収まる兆しが見えないことなどがある一方で、「強化された社会的距離の確保」の長期化に伴い、社会的疲労が蓄積して感染症対策への国民の参加への意欲が低下し、経済活動の低迷による庶民層の困難が累積していることを指摘したうえで、4月20日から5月5日までの16日間、従来 of 活動制限措置よりも多少緩和した措置を継続して実施することを発表した。同方針に基づき、4月20日、中央災害安全対策本部は、経済再開に向けた感染症対策措置としての「緩和された社会的距離の確保」（詳細は以下（2）イを参照）を公表した。同措置の実施により、不要不急の集会・外出・行事はなるべく自制することが勧告されたが、遊興施

設や一部の生活体育施設、塾など当初感染拡散の危険度が高いとされた施設の営業については、停止命令から営業自粛勧告に緩和され、自粛要請にも関わらず営業する場合には、防疫指針を遵守しなければならないとされた。なお、カジノ施設は、韓国国民の不特定多数が出入りする施設ではないことから、「緩和された社会的距離の確保」においても危険度の高い施設に分類されなかったため、それまで自主的に営業を停止してきた外国人専用のカジノ施設は通常営業を再開した。純民間企業のパラダイスは4月20日から、政府観光公社の子会社であるGKLと第三セクターのカンウォンランドは、「緩和された社会的距離の確保」における営業制限措置の実施期間の終了を待って、それぞれ5月6日と5月8日に営業を再開した。

韓国の感染症対策では、一般的に、地方自治体（ソウル特別市、世宗特別自治市、広域市、道及び済州特別自治道の「広域自治団体」のことを指す。以下同。）に、各地域の感染リスクを踏まえ活動制限等を実施する権限が与えられている。韓国では、市・郡・自治区の基礎自治団体の上位に広域自治団体が設定され、基礎自治団体では処理できない事務や複数の基礎自治団体にわたる広域事務を処理している。新型コロナ感染症対策においても、2020年夏以降、感染症予防管理法第49条に基づき、各地の感染状況を踏まえ、地方自治体が施設の再閉鎖と再開の措置を含む感染症対策の実施を判断している。2020年11月以降、韓国でも感染拡大の第2波が猛威を振るい始めたことを受け、2020年11月22日、中央災難安全対策本部は、11月24日～12月7日にわたり、「社会的距離の確保」第2段階を発令した（詳細は、以下（2）イを参照）。これを踏まえ、地方自治体の首長は、各地域のカジノ施設に対して営業停止を命令した⁴²。同命令により、GKLは11月24日から12月8日まで営業を停止した。また、12月8日、中央災難安全対策本部が、同日から12月28日までの3週間、ソウル首都圏の「社会的距離」のレベルを第2.5段階に、その他地域は第2段階に上げたことで、ソウル首

⁴² 例えば、ソウル市政府は、感染症予防管理法に基づき、2020年11月18日、11月19日から「社会的距離の確保」レベル（感染症の警戒レベル）を第1.5段階へ引き上げることを発表し、「その他管理施設」と分類されていたカジノ施設については「国公立施設」同様の基準を適用するとして利用人数を20%に制限することを告知した。また、同第2段階へ引き上げた際には、11月24日から年末までの期間を「1千万人ソウル市民の『緊急停止』期間」として宣言し、クラスターが頻発した10種類の施設（浴場、室内体育施設、宗教活動施設、飲食店・カフェ、職場（コールセンター、流通物流センター）、訪問販売・直接販売の広報館）、カラオケ、ネットカフェ、塾・教習所・職業訓練機関、社会福祉施設）に対し、「ソウル型精密防疫」を施行した。第2段階の措置として、カジノ施設は運営中断と規定されていることから、同日付で、市内及び仁川の4つのカジノ施設（GKL セブンラック、パラダイス・ウォーカーヒル、パラダイス・シティ）は営業を停止した。

都圏における第 2.5 段階の措置（遊興施設は集会禁止）に基づき、パラダイスカジノ・ウォーカーヒルは 12 月 15 日から休場し、カンウォンランドは第 2 段階の運営中断措置により 12 月 8 日から営業を停止した。その後、感染拡大に落ち着きが出たため、中央災難安全対策本部が 2021 年 2 月 13 日、2 月 15 日から 2 月 28 日を対象として、ソウル首都圏の「社会的距離の確保」のレベルを第 2.5 段階から第 2 段階へ、首都圏以外の地域は第 2 段階から第 1.5 段階へ引き下げたことを受け、2021 年 2 月 15 日、首都圏以外に立地する GKL の釜山の施設とカンウォンランドが再開した（なお、GKL は 2021 年 3 月 15 日にソウルの施設も営業を再開した。）。

（2） カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠

ア. 韓国における法的構造

（ア） 感染症対策に係る関連法

韓国における新型コロナ感染症対策は、「感染症予防管理法」、「検疫法」、「医療法」のいわゆる「コロナ 3 法」と「災害及び安全の管理に関するフレームワーク法」に基づいて実施されている。韓国では、2003 年の SARS（重症急性呼吸器症候群）対策ののち、2015 年に MERS（中東呼吸器症候群）の流行を契機に「感染症予防管理法」が改正され、感染症に対応する体制強化が整えられてきた経緯があり、新型コロナの感染拡大以前から、ある程度の法整備がなされていた⁴³。

2020 年 2 月 26 日、韓国国会は「コロナ 3 法」の一部改正案を本会議で緊急審議・議決し、3 月 3 日に韓国国务會議（日本での閣議に当たる會議）で公布を決定、3 月 4 日には感染症予防管理法を改正し、以後、同法に基づき「社会的距離の確保」

⁴³ 感染症予防管理法（法第 17067 号、2020 年 3 月 4 日修正）（Infectious Disease Control and Prevention Act）：迅速かつ適切に危険性の高い感染症の蔓延に対応できるよう、検疫関係者に対して実務的権限を付与するべく、2009 年 12 月に制定。2015 年の MERS（中東呼吸器症候群）の流行を契機に改正され、疫学調査の拒否・妨害等の禁止・罰則、感染症の拡大時の感染症患者の移動経路等に関する情報公開と調査・診察を拒否する者への強制隔離規定、疫学調査官の権限、医療機関・感染症患者等に対する支援等が強化された。同法では、国民の権利と義務に加え、国、地方自治体、医療関係者の一定の権限と責任を定めているほか、感染予防と防疫措置の監視管理、病気の通知と報告のプロセス、疫学調査、予防措置、補償などの基本計画やプロジェクトなど、幅広い規制を定めている。なお、同法第 49 条では、地方自治体の首長に対し、それぞれの地域の感染状況に応じて管轄区域の社会的距離の確保に関する上での制限措置の段階を判断・設定する権限が付与されている。また、同法第 79 条 3 により、入院又は隔離措置を拒否した者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金が科される。

をキーワードとするさまざまな感染予防策に取り組んでいる⁴⁴。

また、これら「コロナ3法」の改正に加え、「災害及び安全の管理に関するフレームワーク法」（法第15344号。2004年3月11日制定、2018年6月16日修正。以下、「フレームワーク法」という。）第38条第2項により、感染症危機警報を4段階に分類し、同警報に基づく段階的な政府の組織構築と防疫・監視の体制強化を可能にしている⁴⁵。

なお、一般的に、韓国では、「地方自治と地方分権化及び地方行政システムの再構築に関する特別措置法（法第15501号、2018年3月20日）」に基づき、国の定める各施策の実施権限が、国から地方自治体に移譲されている。感染症対策に関しても、感染症予防管理法第49条で、地方自治体の首長は、地域の感染拡大の状況に応じて、管轄区域の全医療機関を感染予防管理機関に指定してベッドを確保するとともに、感染症予防管理法に基づく「社会的距離の確保」に係る各措置の実施を判断し、フレームワーク法による段階的防疫措置を講じるとともに、特定の施設に対し営業制限等の命令を発令することができるとされている。

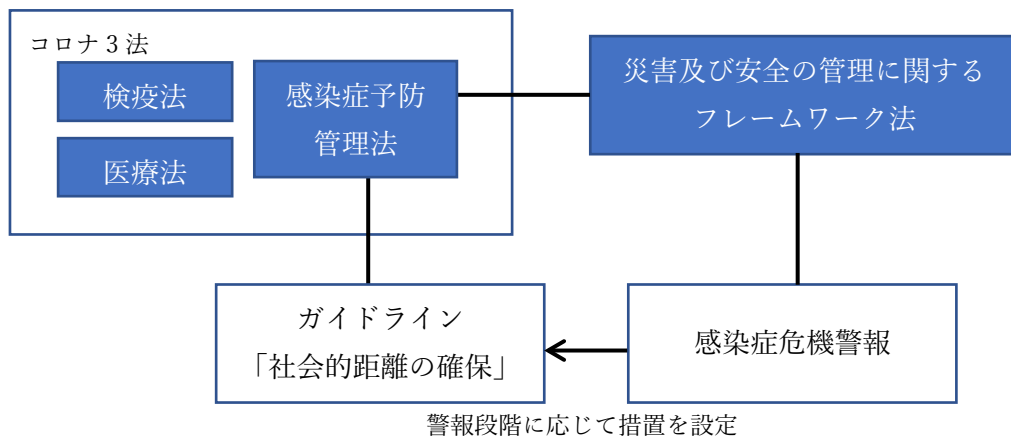


図19 韓国における新型コロナ感染症対策に対する法構造

⁴⁴ なお、検疫法は、検疫管理地域の指定や入国管理に関わる検疫について定め、医療法は医療機関や病院の営業等について定めている。

⁴⁵ 災害及び安全の管理に関するフレームワーク法（法第15344号、2018年6月16日修正）Framework Act on the Management of Disasters and Safety：2004年3月に制定され、その後随時改正。法第38条(2)では、感染症危機警報を「留意(青)」、「注意(黄)」、「警報(橙)」、「深刻(赤)」の4段階に分類し、政府の取りうる対応策を各段階に定めている（表18を参照）。

表 18 フレームワーク法に基づく感染症危機警報レベル

区分	留意（青）	注意（黄）	警報（橙）	深刻（赤）
危機タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 海外での新規感染症の発生と流行 韓国における原因不明の感染症の発生又は再発生 	<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症の海外から国内への流入・韓国における伝染病の限定的な拡散と再発生 	<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症の拡散 原因不明、再発感染症の地域社会への蔓延 	<ul style="list-style-type: none"> 新規感染症の海外から全国への蔓延 韓国における原因不明の感染症の全国的な拡散と再発生
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> 感染症別対策群の運用 危機管理と能力維持 	<ul style="list-style-type: none"> 中央疾病予防計画本部の設置 関係機関との連携体制の運用 現場での検疫対策と検疫インフラの運用 モニタリングと監視の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 中央疾病予防計画本部の運営 中央災難安全対策本部の設置 必要に応じて首相主催の全政府会議 (行政安全省) 政府支援本部運営の見直し 関係機関の協力体制強化 検疫、監視等の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 政府総出動 中央災難安全対策本部の必要に応じた運用

イ. 韓国政府の措置とその法的根拠

(ア) カジノ施設の閉鎖と営業再開

2020年2月23日、韓国政府保健福祉部中央事故収拾本部（保健福祉部に属する行政機関、中央災難安全対策本部が設置されるとき、主務部署長の所屬下に設置された組織）は、フレームワーク法に基づく感染症危機警報を最上位の「深刻（赤）」へと引き上げた⁴⁶。また、中央災難安全対策本部は、感染症予防管理法に基づき、2月29日から3月21日まで、マスク着用や個人の衛生管理などの感染予防策を内容とする「社会的距離の確保」を発令した。同措置が3月21日に終了するにあたり、3月20日、中央疾病管理本部（保健福祉部に属する行政機関。なお、2020年9月12日に疾病管理本庁に昇格、感染症の拡大状況を監視）は、3月22日から4月19日ま

⁴⁶ 上記（1）のとおり、国家危機警報「深刻（赤）」を発令したことで、政府系のカジノ事業者であるカンウォンランドは、2020年2月23日からカジノ施設の営業を自主的に停止。

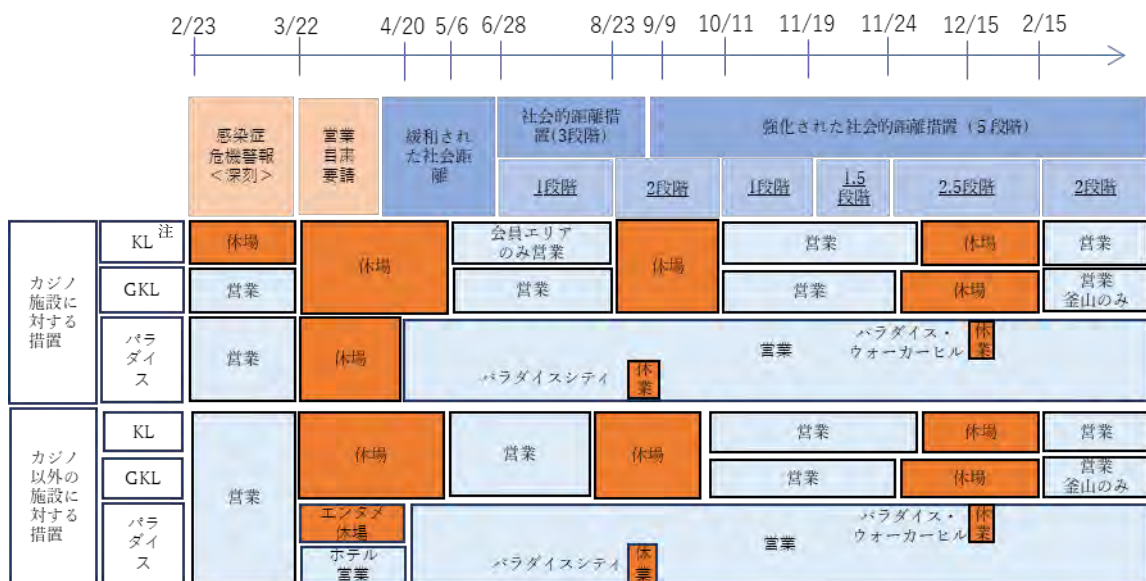
で高リスク施設⁴⁷の利用を制限する「強化された社会的距離の確保」を発令し、中央事故収拾本部が指定した集団感染リスクの高い施設（高リスク施設）に対し、15日間の営業自粛を要請した⁴⁸。また、同要請により営業の自粛を求められる高リスク施設がやむを得ず営業する場合には、中央災難安全対策本部が提示した施設別遵守事項（有症状者立入禁止、参加者の離隔距離遵守、マスク着用等）に従わなければならないとされた。カジノ施設は、同営業停止の要請において営業自粛対象施設に含まれなかったものの、GKLとパラダイスの各施設は、3月24日から自発的にカジノ施設の営業を停止した。

4月4日、中央災難安全対策本部は、「社会的距離の確保」措置を延長したが、4月5日から4月18日の国内新規感染者数は355名、集団発生4件、感染経路の不明比率3.6%、防疫網内の管理率80%以上と感染状況が多少落ち着きを見せたことを踏まえ、4月20日から5月5日まで「緩和された社会的距離の確保」を実施することを発表し、それまでの行動制限を緩和した。これを受け、これまで自主的に営業を停止していたカンウォンランド、GKL、パラダイスの各カジノ施設も営業を随時再開した。さらに、「緩和された社会的距離の確保」のもと、多くの指標が前の2週間より一層改善したことから⁴⁹、5月3日、中央災難安全対策本部は、これまでの「社会的距離の確保」措置を終了し、5月6日から新たに、日常生活と経済・社会活動を営みながらも、感染予防活動を徹底して継続していく、新しい日常の長期的・継続的防疫体系である「生活防疫」措置へと移行することを発表した。

⁴⁷ 6つの指標(密閉度、密集度、群衆度、活動度(呼吸器飛沫の可能性)、持続度(滞留時間)、管理度(検疫規則の遵守))に基づいて不特定多数が利用する施設を分類し、各項目においてリスクの高い施設が「高リスク施設」に指定された。

⁴⁸ 「強化された社会的距離の確保」における「高リスク施設」は、クラブ、エンターテインメント、バブ他、スタンディング公演場、カラオケ、屋内での団体運動(激しい運動)、ズンバやスピニング(フィットネスバイクを利用したエクササイズ)等、訪問販売、大規模授業(300人以上)、物流・配送センター、buffetが指定されたが、カジノ施設は指定されていない。

⁴⁹ 4月19日から5月2日までの2週間で、新規感染者数91名、集団発生の4件、感染経路の不明比率5.5%、防疫網内の管理率80%以上となった。



注) GKLソウル施設は2021年3月15日から営業再開。

注) KL：カンウォンランド

図20 韓国政府によるカジノ施設及び関連施設に対する感染症対策の流れ

(イ) 「社会的距離の確保」及び屋内施設営業再開にあたっての感染症対策

2020年6月28日、中央災難安全対策本部は、感染症予防管理法に基づくすべての生活様式の基準段階の名称を「社会的距離の確保」に統一するとともに、感染流行の深刻性及び防疫措置の強度に基づき、感染症予防管理法第49条に定める感染症の予防措置として、3段階の「社会的距離の確保」（詳細は表19を参照）で感染予防対策を進める「社会的距離の確保」ガイドラインを発表した。これまで感染症対策は、国の中央災難安全対策本部が判断してきたが、「社会的距離の確保」措置では、中央災難安全対策本部が、各地域の感染状況を「社会的距離の確保」のどの段階に当たるか判断したうえで、感染症予防管理法第49条に基づき、地方自治体の首長が、それぞれの管轄地域の「社会的距離の確保」の各段階に応じて、施設の閉鎖再開措置や社会的距離の確保策（マスク着用義務、営業終了時間、会合イベントの人数制限等）等具体的な感染症対策を実施することとなった。

また、同ガイドラインでは、感染リスクの視点から、6つの指標(密閉度、密集度、群衆度、活動度(呼吸器飛沫の可能性)、持続度(滞留時間)、管理度(検疫規則の遵守))に基づいて各施設の感染リスクを評価し、リスク別に各施設を3つのカテゴリーに分類しており、カジノ施設やギャンブル施設(競馬、競輪)は「中リスク施設」に分類された⁵⁰。

⁵⁰ 2020年6月28日の中央災難安全対策本部が示したガイドラインでは、クラブ、エンターテインメント施設・パブのほか、カラオケ、屋内での団体運動(激しい運動)を行う

「社会的距離の確保」の下、民間施設の営業は、3段階の中で感染状況が最も落ち着いている第1段階では許可（高リスク施設は注意して営業）されるが、中・低リスク施設は第2段階では4㎡/人規則他を遵守して営業（高リスク施設は禁止）、第3段階では21時以降の全館閉鎖を遵守して営業（高リスク施設は禁止）とされている。

2020年11月7日、韓国政府は、これまでの3段階の「社会的距離の確保」による国民の日常生活と経済活動に対する防疫措置の実効性、感染状況の低位設定、全国一律の措置がもたらす不公平感から社会的受容性の低下といった指摘を踏まえ、「コロナ共存（With-Corona）」時代における持続可能な距離の確保制度を設計することを目指し、管理可能なレベルで新型コロナウイルス感染症の流行を安定的に抑えることを目的に、これまで3段階だった感染症予防管理法に基づく「社会的距離の確保」防疫措置を5段階に細分化した。また、これに合わせて、不特定多数が利用する施設も、これまでの3段階のリスク別区分から、「重点管理施設」（9種の施設⁵¹）、「一般管理施設」（14種の施設⁵²）及び「その他管理施設」⁵³に分類する形で、「社会的距離の確保」ガイドラインを改めた。このうち、カジノ施設は、韓国人の入場が許可されているカンウォンランドについては、政府産業通商資源部傘下の韓国鉱害対策事業団と江原道政府を主たる株主とする第三セクターであり、GKLは韓国観光公社の子会社で政府文化体育観光部に所属しているため、施設営業に関して政府の意向が反映できること、またGKL及びパラダイスは外国人専用施設であるため、韓国市民の不特定多数が日常的に出入りする施設ではないことから、上記分類において、「その他管理施設」に区分されている。他方で、「その他管理施設」については、収容率制限等具体的に取り組むべき感染症対策に関する規定が明示されていないことから、同ガイドラインでは、競馬・競輪・カ

施設等を「高リスク施設」に指定しており、「社会的距離の確保」において、営業の停止の要請を受けた。また、同ガイドラインは、カジノ施設を「中リスク施設」、ショッピングモール、ホテル、美術館を「低リスク」に指定している。さらに、訪問販売、300人以上の大規模授業、物流・配送センター、ブッフェも「高リスク」の活動として指定され、「社会的距離の確保」実施にあたって営業を停止。

- ⁵¹ 遊興施設5種（クラブやルームサロンなどの遊興酒店、キャバクラ、感性酒店、コーラテック、ナンパ屋台）、カラオケ練習場、室内スタンディング公演場、訪問販売など直接販売広報館、飲食店、カフェ（一般飲食店、休憩飲食店、製菓店営業）
- ⁵² ネットカフェ、結婚式場、葬儀場、学習塾（教習所を含む）、職業訓練機関、銭湯業、公演場、映画館、遊園地、ウォーターパーク、ゲームセンターやマルチルームなど、室内体育施設、理・美容業、商店・マート・百貨店、読書室・スタディカフェ
- ⁵³ 重点管理施設及び一般管理施設の23種の施設以外の室内施設

ジノ施設（GKL及びカンウォンランド）⁵⁴にも、「国公立施設」に対する段階的な収容率制限（第2段階以降は運営停止）やマスク着用や清掃・消毒の徹底の遵守等感染症対策の規定を適用している⁵⁵。なお、パラダイスに関しては、純民間企業であるため、GKLやカンウォンランドと異なり、「国公立施設」の基準は適用されず、「その他管理施設」として、「社会的距離の確保」の第2.5段階に「利用人数の制限」が求められるのみである（なお、第1段階は通常営業、第1.5段階及び第2段階では、利用人数の制限はなく、施設内でのマスク着用義務のみ求められる）⁵⁶。なお、「社会的距離の確保」措置の各段階に応じて、地方自治体の首長が、「その他管理施設」に対しても、大規模感染のリスクが高いと判断した場合には、特定施設の営業を制限することができるものとされている⁵⁷。

⁵⁴ 韓国では、競馬・競輪は国公立施設であり、カジノ施設もカンウォンランドと GKL は公的主体が経営に関与する施設である。そのため、これら施設には「国公立施設」の基準が適用されている。他方、パラダイスは純民間企業のため、「国公立施設」の基準は適用されず、感染症対策については、「その他管理施設」の基準が適用される。

⁵⁵ なお、カジノ施設を含むギャンブル施設の営業制限措置としては、第1段階・第1.5段階（日常生活での検疫システム）において、それぞれ収容率50%、収容率20%に制限され、第2段階・第2.5段階（地域蔓延）では、ギャンブル施設は営業停止となる（第3段階は屋内屋外を問わず施設の営業が停止）。

⁵⁶ パラダイスが運営している施設は、全て外国人専用施設であり、韓国政府が外国人の入国規制を行っている中、収容率制限がない現状でも、来訪者の人数規模は十分に抑えられている模様。

⁵⁷ 例えば、外国人向けのカジノ施設であるパラダイス・シティ（仁川広域市）の再開にあたり、仁川広域市政府は、9月9日の「強化された社会的距離の確保」の第2段階への移行に伴い、カジノ事業者と協議を行い、高強度かつ精密な検疫を実施することを要求し、追加感染の拡大を防ぐために、業務委託先の従業員を含む全従業員に新型コロナ検査を受けさせ、陰性の結果が出た従業員のみ職場復帰を認めることで合意した。

表 19 「社会的距離の確保」 3段階体系による主な防疫措置 (2020年6月28日)

分類	第1段階	第2段階	第3段階
発令の目安	1日の新規感染者数が 50人未満	1日の新規感染者数が 50~100人未満	1日の新規感染者数 100人~200人以上、 週2回2倍増の発生
主要方針	検疫規則を遵守し、日常の 経済活動を許可	不必要な会議や複数の複合 施設の利用を控える	不要不急の経済活動以外の すべての活動は禁止
会議・集会	許可	屋内：50人未満 屋外：100人未満	10人未満
運動行為	許可	無観客での継続	禁止
施設	公共	許可	停止
	民間	許可（高リスク施設は注意 して営業）	高リスク施設は禁止、その 他はガイドライン（例：4㎡ ／人制限）を遵守
学校	N/A	校内生徒数の削減	オンライン授業もしくは学 級閉鎖
事業	公共	密度を最小限に抑制（役人 の1/3は在宅勤務）	密度を最小限に抑制（役人 の1/2は在宅勤務）
	民間	在宅勤務を推奨	現場就業者の削減を推奨
			不要不急の人を除き、全就 業者の在宅勤務を推奨

(出典) 中央事故収拾本部

(3) 韓国政府当局間の権限分担

ア. 韓国政府及び地方自治体の権限と役割

韓国政府は、2020年2月23日に感染症危機警報を最上位の「深刻（赤）」へと引き上げ、フレームワーク法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の主体的な役割を担う機能として「中央災難安全対策本部（CDSCHQ）」を設置し、同本部による全省庁との連携と中央政府・地方自治体の支援体制を強化することで、同本部の施設営業制限や「社会的距離の確保」に関する権限を強化した。また、新型コロナウイルスの緊急性から、同本部の本部長をそれまでの保健福祉部長官から首相に格上げした。さらに、2020年9月12日には、中央災難安全対策本部の下、感染症の拡大状況の監視の役割を果たす疾病管理本部を疾病管理庁に昇格させた。

他方、上述の通り、感染症予防管理法第49条に基づき、地方自治体の首長が、中央災難安全対策本部の判断した「社会的距離の確保」措置の各段階を踏まえ、具体的な感

感染症対策措置を設定する権限が有しており、地方自治体が各段階に応じて感染予防策を実施している。そのため、カジノ施設の営業停止再開の判断や同施設の感染症対策の遵守確保についても、地方自治体の首長が実施し、その責任を負っている。

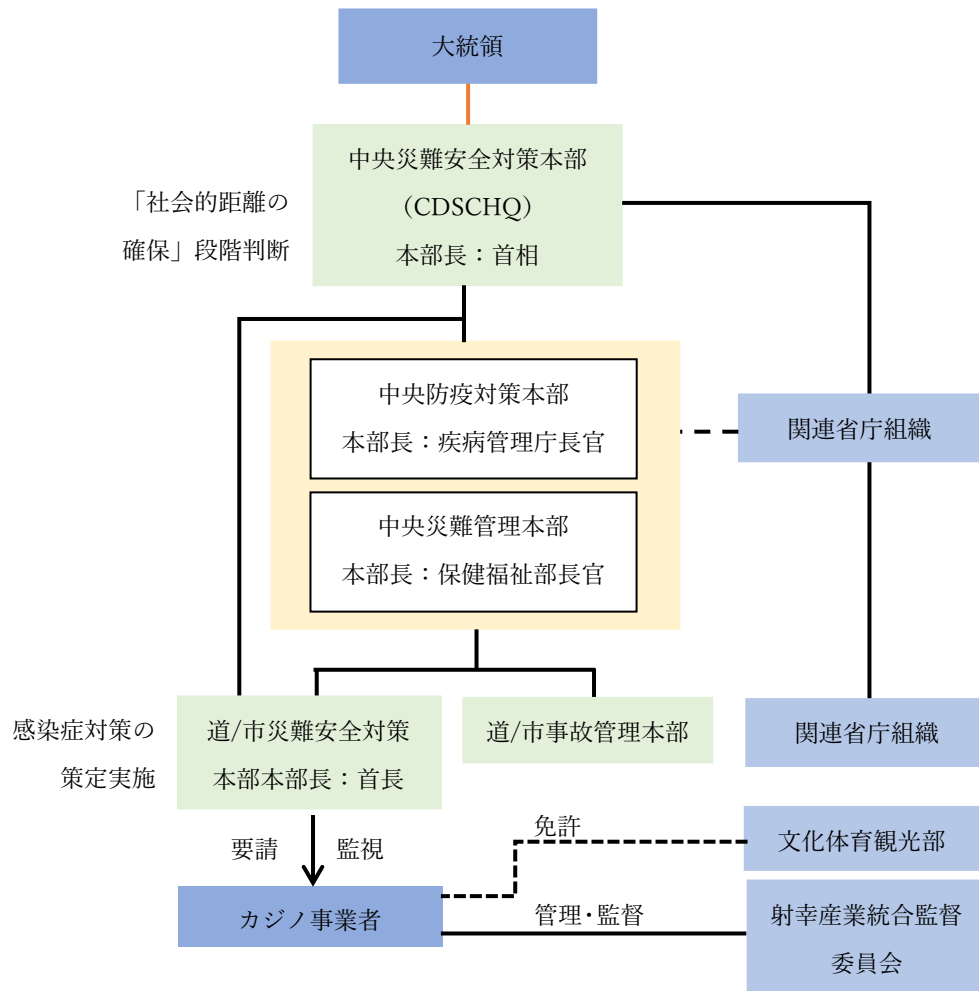


図 21 韓国における新型コロナウイルス感染症対策の推進体制

イ. カジノ関係当局の権限

韓国では、射幸産業の統合的な管理・監督やギャンブル依存症の予防・治療等を行うために 2007 年に設立した射幸産業統合監督委員会 (NGCC) がカジノ施設を管轄している。一方、カジノ免許の付与は、カジノ規制当局ではなく、文化体育観光部が行っている。

新型コロナウイルス感染症に係る対策・措置の実施にあたっては、上述のとおり、地方自治体の首長に実施権限が付与されている。そのため、文化体育観光部及び射幸産業統合監督委員会が新型コロナウイルス感染症対策に具体的にどのように関与しているのかについては、

公開情報からは必ずしもその詳細が明らかではないが、射幸産業統合監督委員会法第18条で、NGCCが現場確認及び指導・監督等の業務を行うとされていることを踏まえると、カジノ施設における感染症対策の遵守の確保にも関与していると考えられる。

(4) カジノ事業者の取組

韓国では、感染拡大の第一波が2020年3月～4月にあり、一時小康状態になったのち、11月頃から第二波が猛威を振るった。第一波では、当初宗教施設においてクラスターが発生し、多くの市民やマスコミが当該施設を強く批判した経緯もあり、カジノ施設もこの社会的風潮に従い、結果的に自主的な形で営業を停止することとなったと思われる。実際に、2020年2月23日には、政府が国家危機警報を「深刻」レベルへ引き上げたことを受けて、カンウォンランドは自主的に営業を停止。3月22日には、政府が感染リスクの高い施設を対象に15日間の営業停止を命令したことを受け、カジノ及び関連施設はその閉鎖対象にならなかったにも関わらず、それまで営業していた外国人専用カジノ施設であるGKLとパラダイスも、自主的にカジノ施設の営業を停止した。なお、同閉鎖期間中、パラダイスは、同社施設が外国人を対象とした施設であることから、内国人の感染拡大への影響は軽微であると判断し、ホテルのみ営業を継続した。

2020年4月以降、感染拡大状況が小康状態になったことから、済州島では一足早く4月13日にカジノ施設が営業を再開したほか、4月20日、中央災難安全対策本部が、経済再開に向けた感染症対策措置としての「緩和された社会的距離の確保」を公表したことを受けて、パラダイスは4月20日から、GKLとカンウォンランドは同措置の期間終了後、それぞれ5月6日と5月8日に営業を再開した。ただし、韓国国民の入場が許可されているカンウォンランドは、この時点ではVIP向けの会員専用エリアに限定して営業を再開した。

しかし、その後の感染拡大を受けて、カンウォンランドは自主的に8月21日～10月21日に休場。また、11月ごろから感染の第二波の影響で、中央災難安全対策本部が「社会的距離の確保」を第1.5段階から第2段階への移行を発表したことを受け、同段階において営業停止措置対象となったカンウォンランドは、再度2020年12月8日～2021年2月14日に営業を停止した。また、2020年12月8日、ソウル首都圏の「社会的距離の確保」のレベルが第2.5階へ引上げられたことで、パラダイスカジノ・ウォーカーヒルは12月15日～2021年1月3日まで休場した。GKLは、11月19日からソウル首都圏が第1.5段階へ引き上げられたため、「国公立施設」の規定である利用人数を20%に制限して運営し、11月24日から第2段階に移行したことを踏まえ、ソウルにおける施設の営業を停止したほか、プサンの施設も12月8日の第2段階への移行を踏まえて停止した（なお、12月28日、ソウル首都圏は第2.5段階に引き上げ）。その後、感染状況が落ち着き、2021年2月15日に、ソウル首都圏の「社会的距離の確保」措置レベルが第2段階へ、非首都圏のレ

ベルが第1.5段階へ引き下げられたことをうけ、同日より、ソウル首都圏外に立地するGKLの釜山におけるカジノ施設やカンウォンランドが営業を再開した⁵⁸。

カジノ施設内の感染症対策としては、主に、従業員及び来訪者のマスク着用、入場時の体温確認（37.5度以上は入場断る場合あり）・手指消毒・問診表への記入（氏名、電話番号、訪問エリア等）の要請、除菌・消毒、社会的距離の確保（フロント列の間隔）、テーブルゲーム及びルーレットでは座席の削減、マシンは1台間隔で電源オフ、チップの適宜消毒、カードの破棄、喫煙所の使用禁止が実施されている⁵⁹。

⁵⁸ なお、パラダイスは、2021年1月4日にソウルの施設を含め営業を再開していると報じられている。

⁵⁹ なお、韓国政府は、2020年4月1日からすべての入国者に対して14日間の隔離期間を義務化しており、海外からのカジノ旅行客はほぼいない状況が続いていると思われる。そのため、2021年2月末現在、カジノ施設の主な顧客は、韓国在住の外国人、及び韓国人の外国パスポート保持者と推定される。

5. オーストラリア

(1) オーストラリア連邦におけるカジノ施設及びそれに付随する施設の感染症対策概要

ア. オーストラリアにおける感染症対策の概要

新型コロナウイルス感染症対策の実施にあたり、オーストラリア連邦政府は2020年3月15日に国家内閣(National Cabinet、連邦首相と各州首相、準州・地域首席大臣の合議体。)を立上げた。2020年3月18日、モリソン首相は、「第1次世界大戦以来の100年に一度の出来事であり、今後6か月以上継続することを前提に、幅広く実施可能かつ持続可能な措置を取ることが重要である」⁶⁰と述べた。また、「保健と経済という“二重の危機”は命に係わる重要な問題であり、保健のために必要な措置は、経済の闘いに多大な悪影響を与えうるので、安易に決断してはならない」との基本的考えを示し、経済危機については“冬眠戦略”を打ち出して、日常生活にとって不要不急な事業を一時停止し、危機が終了したのちに事業を再開するという戦略を打ち出した。

この方針の下、連邦総督(the Governor-General)は、同日、連邦法2015年バイオセキュリティ法⁶¹(Biosecurity Act 2015、2015年法律第61号、以下「バイオセキュリティ法」という。)第443条に基づき、「人のバイオセキュリティに関する非常事態」(以下、「連邦非常事態宣言」という。)を宣言し、海外からの渡航者の入国制限、厳格な自己隔離措置、集会の制限、国内旅行の制限、レストラン等の社会的な集会に係る場所の制限等の措置を、連邦政府と各州政府が一体となって実施することを決定した。

オーストラリアでは、上記の連邦非常事態宣言の下、各州政府が、各州の公衆衛生法に基づき具体的な措置を実施してきたが、2020年3月22日、モリソン首相は、バイオセキュリティ法の拡大適用により、感染予防対策の一環として、豪州全土を対象に、3月23日12時以降、レストランやカジノ施設を含む屋内施設の全面的な営業停止を

⁶⁰ 在シドニー総領事館 総領事通信第11回オーストラリアの新型コロナウイルスへの対応(2020年3月25日) https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_11newsJ%20.pdf

⁶¹ 2020年3月3日、連邦政府の法務長官は、バイオセキュリティ法を発動することでコロナ感染症対策が可能になると発表した。同法は、連邦の首席医務官(Chief Medical Officer)が兼任するバイオセキュリティ長官に対し、他の人に感染させると疑わしい人を拘束し、強制的に医療機関に収容することができる等厳格な疾病抑制対策実施の権限を与えている。同法に基づき、保健大臣が統制命令を発出し、その中で、自宅隔離、マスク等の防護具の着用、医療専門家の診察、検査サンプルの提供、ワクチンその他の治療等を指示することができるほか、ウイルスの広がりを防ぐため特定地域を封鎖・隔離する防疫措置を規定している。

発表した。これを受け、各州は、州法及び州知事命令に基づき、3月23日正午から対象施設の営業停止措置を実施した。

2020年5月8日、国家内閣は、同年7月に安全で持続可能な経済を実現するとの目標を掲げ、それまで連邦非常事態宣言下で実施していた制限措置を3段階で緩和していく「新型コロナウイルスに対し安全な豪州のためのロードマップ（Roadmap to a COVIDSafe Australia）」（以下、「連邦ロードマップ」という。）を公表した（詳細は以下イ（イ）参照）。同ロードマップを踏まえ、各州政府は、各地の感染状況に鑑みて、カジノ等施設の営業再開及び防疫措置を判断することとなっており、ニューサウスウェールズ州は2020年6月1日から会員限定で、クイーンズランド州では2020年7月1日から、それぞれカジノ施設の営業再開を許可した（詳細は以下（2）及び（3）参照）⁶²。

また、2020年11月13日、連邦政府は、2020年クリスマスまでに州境制限を含む規制を緩和する「COVID安全フレームワーク（COVID SAFE Framework、以下「連邦フレームワーク」という。）」について、西オーストラリア州を除く各州・準州と合意し、経済の再開に取り組んでいる（西オーストラリア州が合意に加わらなかった背景については脚注65参照）。

イ. オーストラリアにおける感染症対策の具体的措置とその法的根拠（連邦政府と州政府の関係）

（ア）オーストラリアの感染症対策の法的構造

オーストラリアは、憲法により外交、貿易、国防、移民、通貨、租税などの40項目を連邦政府の責任としている。他方、州、準州、首都特別区は、連邦政府の管轄以外の全ての事項につき責任を有しており、州政府の責任の範囲は、教育、運輸、保健衛生など多岐にわたっている。また、連邦政府と州政府は対等な関係とされている⁶³。上記のような権限関係のもと、新型コロナ感染症対策については、バイオセキュリティ法に基づき連邦政府が連邦非常事態宣言を発令したうえで、国家内

⁶² オーストラリアでは、6州と2特別地域の全てがカジノを合法化しており、全国で13カ所のカジノ施設がある（ニューサウスウェールズ州とビクトリア州が二大市場）。近年、中国からのインバウンド市場をターゲットに各地で新規のカジノ施設開発計画や既存施設の拡張が計画されているが、国内の既存のカジノ施設は基本的には地元市場に支えられたリージョナル型カジノであるところ、新型コロナに伴う感染症対策として外出制限や州境を超えた移動が制限されたため、地元顧客のカジノ来場が困難な状態になり、カジノ施設の経営に影響が出ている。

⁶³ なお、州法の規定が連邦法と一致しない場合は、連邦法に優位性があるとされている。

閣の会議にて連邦政府と州政府の合意により全体的な方針を決定し、保健衛生政策の実施に責任を有する各州政府が、各州の公衆衛生法（Public Health Act）を適用することで実施している。

オーストラリアにおける連邦レベルの感染症対策に関するガイドラインは、連邦保健省のオーストラリア伝染病ネットワーク（Communicable Diseases Network of Australia ; CDNA）が発行する「公共衛生ガイドラインーコロナウイルス感染症 2019 年（National Guidelines for Public Health – Coronavirus Disease 2019）、2020 年 1 月 23 日発行」が基本となっており、新型コロナウイルス感染症の監視、感染対策、臨床検査、接触者管理に関する規定を定めている。このガイドラインは、特定の規則を強制するものではなく、社会的距離（1m）の確保と密度制限を効果的な感染症対策として推奨する形で、公衆衛生の方向性を提示している。

（イ）連邦政府の措置とその法的根拠

■ 施設の営業停止・渡航制限

2020 年 3 月 13 日、連邦政府と州政府・準州政府は、オーストラリア国家健康保護委員会（Australian Health Protection Principal Committee; AHPPC）の医学的助言に基づき、国民に対して、2020 年 3 月 16 日から 500 人以上の集会の中止と海外渡航の自粛を要請するとともに、3 月 16 日同日より、バイオセキュリティ法第 87 条及び 98 条の拡大適用により、海外からオーストラリアへのオーストラリア国籍を含む全渡航者を対象に、14 日間の自己隔離措置を義務付けることを発表した。さらに、3 月 20 日には、モリソン首相は、バイオセキュリティ法に基づき、公共交通機関、医療機関、スーパーマーケット、ショッピングセンター、オフィス等を除く屋内施設での 100 人以上の集会を禁止することを発表した。そして、20 日 21 時から、オーストラリア人と永住者、並びに配偶者、法定後見人及び扶養者を含む直近の家族のみ除外して、オーストラリア人及び居住者でない全ての者を対象に入国禁止措置を発動し国境を閉鎖した。また、22 日、国家内閣は、オーストラリア全土を対象として、3 月 23 日正午から、カジノ等施設を含む屋内施設の営業を全面的に停止することを発表した。そして、2020 年 3 月 25 日 12 時から、バイオセキュリティ法に基づき、連邦政府は、オーストラリア人及び永住者の海外への渡航を禁止した⁶⁴。

⁶⁴ オーストラリア政府は、2020 年 12 月 8 日、バイオセキュリティ法に基づく連邦緊急事態宣言の期間を、少なくとも 2021 年 3 月 17 日まで延長する考えを明らかにしており、2021 年 2 月末時点で、引き続き海外からの入国制限措置を継続している。

■ 営業再開に向けた連邦ロードマップ

連邦政府は2020年3月当初、全国一律の対策を講じる方針を採用していたが、時間の経過とともに各州及び準州・地域の感染状況に差異が生じてきたため、全国一律で感染症対策を実施することが困難になってきた。このことを背景に、2020年5月8日、国家内閣は、新型コロナウイルスに対する安全で持続可能な経済を同年7月までに実現することを目標に、これまで実施してきた制限措置を3段階で緩和していく「新型コロナウイルスに対して安全な豪州のためのロードマップ（Roadmap to a COVIDSafe Australia）」（以下、「連邦ロードマップ」という。）を公表した。また、モリソン首相は同日のステートメントの中で、州や準州は、この連邦ロードマップに基づき、各地の公衆衛生状況に応じて、営業再開に向けたロードマップの各ステップに入る時期やロードマップのステップ数を独自に設定できるとした。さらに、国家内閣は、3週間ごとに定期的な緩和措置の見直しと対策効果の進捗を評価するとともに、各州政府はPCR検査の実施状況と感染拡大抑制状況を確認したうえで、規制緩和の次の段階への移行が必要以上の危険をもたらさないと考えられる場合、州の判断で次の段階に移行できるとした。そのため、各州・準州政府は、それぞれの感染拡大状況に鑑みて、州間移動や集会規模制限や収容人数制限、経済活動の制限などの具体的な防疫措置を実施することができるようになり、連邦ロードマップを踏まえ、必要な防疫措置を講じるための州レベルのロードマップを作成している。

連邦ロードマップでは、ステップ1において、ホテルの営業再開や州内での移動が認められた他、レストラン・カフェについては、入店人数を一グループにつき10名未満とすることや、一人当たり4㎡の空間確保（以下、「4㎡/人規則」という。）することを条件に営業再開が認められることとなった。他方、カジノを含むエンターテインメント施設は、施設内のレストラン・カフェを除き、カジノ施設を含む全施設が引き続き閉鎖とされた。

表 20 各州におけるロードマップ段階移行時期（月/日）

州名	ステップ1		ステップ2		ステップ3		ステップ4	ステップ5	ステップ6		
	5/15	6/1	6/13	7/1	7/24	10/19	11/01	12/1	1/9	2/26	
NSW	5/15	6/1	6/13	7/1	7/24 強化	10/19	11/01	12/1	1/9 強化	2/26	
QLD	5/15	6/12		7/3		10/1	11/3	12/1			
VIC	5/12	6/1		9/16		11/23	—	N/A			
WA	4/27	5/18		6/6		6/27	10/24	—			
SA	5/22	6/2		3/19		N/A	N/A	N/A			
ACT	5/8	5/30	6/20	8/6	11/13	12/2	—	—			

注) ニューサウスウェールズ州及びクイーンズランド州（2020年8月22日に改定）は、10～12月にステップ4～6を

加えた。ビクトリア州は4段階、ACTは5段階を設定。西豪州は連邦政府に先立ち独自ロードマップを運用。

NSW:ニューサウスウェールズ州、QDL:クイーンズランド州、VIC:ビクトリア州、WA:西オーストラリア州、SA:南オーストラリア州、ACT:首都特別地域

上記連邦ロードマップでは、2020年7月までに安全で持続可能な経済を実現することを目標として設定し、2020年6月1日にステップ2へ、7月1日にステップ3への移行が目指された。実際に、連邦ロードマップを踏まえ、各州・準州政府は、それぞれの地域の感染状況に鑑み、6月1日以降にステップ2へ移行した（各州の移行時期は上記表20を参照）。さらに、6月12日、国家内閣は、各地域がロードマップのステップ2又はステップ3にあることを確認して活動制限をさらに緩和することを発表し、4㎡/人、社会的距離1.5mの確保、職場と施設の安全計画の作成等を条件に、屋内での集会を認めるとともに、収容率25%以下等を条件に屋外イベントの再開を決定した。

11月13日、上述の通り、連邦政府は、西オーストラリア州⁶⁵を除く各州との間で、連邦ロードマップをアップデートする形で、感染状況に応じた経済活動制限措置にかかる連邦フレームワークに合意し、連邦ロードマップにおける各施設の再開条件を変更した。連邦ロードマップから連邦フレームワークへの移行にあたり変更された点としては、例えば、5月に発表された連邦ロードマップのステップ1では、カジノを含むエンターテインメント施設及び娯楽施設内のレストラン及びカフェは一度に10人以内でないと営業不可だったが、連邦フレームワークのステップ1では、これが20人以内までに緩和され、屋外施設とイベントも事前の計画承認により再開可能となった。また、連邦ロードマップのステップ2では、20人以内の集会並びに、映画館、コンサート会場、スタジアム、美術館、博物館及び動物園が営業を再開できる一方、カジノ施設、パブ、クラブ、ナイトクラブは引き続き基本的に閉鎖対象であったが、連邦フレームワークのステップ2では、2㎡/人又は4㎡/人規則の遵守、社会的距離（1.5m）の確保と接触記録の保存を条件にカジノ施設等も営業再開可能と改められた。さらに、ステップ3についても、連邦ロードマップでは、100人以内の集会が認められていたが、連邦フレームワークで

⁶⁵ 西オーストラリア州が連邦フレームワークに参加しなかった背景には、連邦政府が2020年5月8日にロードマップを策定した時点で、西オーストラリア州はすでに独自のロードマップを導入しており、4月27日からステージ1として規制緩和措置を講じていた経緯がある。同州は他州に比べて感染拡大状況が制御されていたため、2020年10月23日に、連邦政府と州・準州政府の間で、同年11月13日から12月までを目途として連邦フレームワークを実施することに合意した際にも、同州は連邦フレームワークの適用に反対し、連邦フレームワークにも合意しなかった。

は、500人以上のイベントは事前承認、500人未満は安全計画の作成を条件に再開可能と変更された。

(2) ニューサウスウェールズ州

ア. カジノ等施設に対する感染症対策の概要及び影響

ニューサウスウェールズ州保健大臣（医療研究大臣を兼務）は、州公衆衛生法（Public Health Act 2010, 2010年法律第127号、以下、「州公衆衛生法」という。）第7条に基づいて、3月15日に公衆衛生（COVID-19 公衆イベント）命令（Public Health (COVID-19 Public Events) Order 2020）を発令し、16日以降の500人以上が参加するイベントの中止を命令した。同命令に違反した場合、公衆衛生法第10条により、最長6か月の懲役及び／又は最高11,000豪州ドルの罰金と違反期間中1日あたり5,500豪州ドルの罰金が科せられる。また、同指示に従わない企業には55,000豪州ドルと違反期間中1日あたり27,500豪州ドルの罰金が科せられる。

その後、2020年3月22日、連邦バイオセキュリティ法の拡大適用により、豪州全土を対象に、3月23日からレストランやカジノ施設を含む屋内施設に対し全面的な営業の停止が求められることを踏まえ、州議会は、感染症対策に関連する法規を改正するため、2020年COVID-19修正（緊急対策）法（COVID-19 Legislation Amendment (Emergency Measures) Act 2020）を可決した（3月25日に発効）。さらに、翌3月23日、州保健大臣は、公衆衛生（COVID-19 社会的集会場所）命令（Public Health (COVID-19 Places of Social Gathering) Order 2020）を発令し、カジノ施設を含む屋内施設に対し、2020年3月23日から5月31日まで営業を停止するよう命令した。ただし、他州と異なり、ニューサウスウェールズ州では、カジノ施設内のホテル客室および客室への飲食サービスの提供は引き続き営業が認められた⁶⁶。5月14日に保健大臣が発出し、15日以降適用された2020年公衆衛生（COVID-19 集会と移動の制限）命令第2号（Public Health (COVID-19 Restrictions on Gathering and Movement) Order (No.2) 2020）においても、カジノ施設は引き続き閉鎖とされた。

その後、2020年5月29日、州保健大臣は、6月1日以降、連邦政府ロードマ

⁶⁶ なお、公衆衛生（COVID-19 社会的集会場所）命令に基づく活動制限措置に違反した場合、公衆衛生法第10条により、最長6か月の懲役及び／又は最高11,000豪州ドルの罰金と違反期間中1日あたり5,500豪州ドルの罰金が科せられるとともに、同命令に基づく政府当局の指示に従わない企業には5,500豪州ドルと違反期間中1日あたり27,500豪州ドルの罰金が科せられることとなった。

ップのステップ2が開始されることを踏まえ（詳細上記（1）イ（イ））、2020年公衆衛生（COVID-19集会と移動の制限）命令第3号（Public Health（COVID-19 Restrictions on Gathering and Movement）Order（No.3）2020）を発出し、10人未満での集会、利用者数の上限制限（料飲エリア50人上限、4㎡/人規則による施設全体の人数上限）、着席での飲食、入場者記録（氏名、連絡先）、社会的距離の確保などのCOVID安全計画（COVID Safety Plan）の実施等を条件に、パブ、レストラン、カフェ、クラブ、カジノ等の営業を6月1日以降再開することを許可した。同命令において、カジノは分離された飲食エリアごとに50人上限、4㎡/人規則の遵守、入場時に個人情報（氏名、連絡先）の提供義務と事業者による記録、COVID安全計画の作成が求められた。これにより、スター・シドニーは、6月1日から、最大500名のスタークラブ会員を招待する形で限定的に営業再開した。さらに、7月1日には、連邦ロードマップのステップ3移行を受けて、州保健大臣は、2020年州公衆衛生（COVID-19集会と移動の制限）命令第4号（Public Health（COVID-19 Restrictions on Gathering and Movement）Order（No.4）2020）を発令し、チケット・着席制でないレクリエーション施設に対しては、COVID安全計画の作成、4㎡/人規則の遵守、収容人数制限（500名を上限）遵守を条件に営業を認めた。同措置を受けて、カジノ施設の入場制限も緩和され、スター・シドニーもカジノフロア全体の収容可能人数を5,000人にまで拡大しつつ、区画ごとの収容人数は500人を上限とした。

7月23日、州保健大臣は、7月1日の2020年公衆衛生（COVID-19集会と移動の制限）命令第4号を修正し、カジノ施設をホスピタリティ施設（Hospitality Venue）に位置づけ、4㎡/人規制又は300人のいずれか少ないほうに収容人数上限が下方修正された⁶⁷。

その後、10月16日、州保健大臣は、州公衆衛生（COVID-19集会と移動の制限）命令第5号（Public Health（COVID-19 Restrictions on Gathering and Movement）Order（No.5）2020）を発令し、レストラン、カフェ、パブ及びクラブ等の屋外エリアでは2㎡/人を確保できる人数（以下、「2㎡/人規則」という。）を収容可能となったほか、遊園地等レクリエーション施設⁶⁸（チケットで着席制）は収容率25%以下もしくは10,000人の小さい方、音楽ホール等のエンターテイン

⁶⁷ ただし、250人以上が利用する施設の場合には、事業者が、従業員の中から社会的距離の確保を確認する「新型コロナウイルス安全衛生管理官（COVID-19 Safety Marshal）」を指定し、施設内に配置することとされた。

⁶⁸ 「レクリエーション施設」とは、大規模なスポーツ又はレクリエーション活動に使用される建物又は場所をいい、多くの人数が参加するもので、テーマパーク、スポーツスタジアム、ショウグラウンド、競馬場、モーターレース場が含まれる。

メント施設⁶⁹（チケット制かつ制限区域内で実施するコンサート等）には4 m²/人規則の遵守及び収容率50%もしくは1,000人の小さい方に収容率を制限する形で、制限が緩和された。また、カジノ施設を含むホスピタリティ施設⁷⁰の人数制限も、2 m²/人もしくは300人の小さい方に緩和されたため、スター・シドニーもこの基準にのっとりゲーミングフロアの区画設定を見直し、週末は来場者数に応じ入場制限を実施した⁷¹。

さらに、州保健大臣は、公衆衛生（COVID-19 集会と移動の制限）命令第5号を修正し、11月23日から、遊園地等のレクリエーション施設の収容人数及び音楽ホール等のエンターテインメント施設については、これまで通りの収容規制とし、新たに屋外での音楽コンサートや宗教的礼拝は、着席の場合は2 m²/人規制、それ以外は、4 m²/人規則を適用するとともに、いずれも500人までの参加が可能な形に制限が設定された。

しかし、冬場のシドニー北部での感染拡大を受けて、2020年12月20日から、ニューサウスウェールズ州は、2020年州公衆衛生（COVID-19 集会と移動の制限）命令第5号に基づき、経済活動に対する制限措置を再度実施するとともに、域内での移動制限を実施した。また、2021年1月1日より、州知事は、「1994年店舗賃貸法（The Retail Lease Act 1994）」の店舗その他商業賃貸（COVID-19）規則第3号（Retail and Other Commercial Lease (COVID-19) Regulation (N0.3)2020）に基づき、カジノを含むホスピタリティ施設と美容サロンにおいて、顧客情報の収集のためのQRコードシステムを導入した。加えて、1月2日、州保健大臣は、2021年公衆衛生（COVID-19 フェイスカバー着用必須）命令（Public Health (COVID-19 Mandatory Face Coverings) Order 2021）に基づき、1月3日からシドニー大都市圏の屋内施設内において、利用者及び従業員がマスクを着用することを義務化し⁷²、同命令規則により違反した者には200豪ドル、従業員は1,000豪ドルの罰金を即時に科すこととなった。

上記のような措置をとった結果、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いたことを踏まえ、2021年1月29日に、州保健大臣は、COVID安全計画の遵守を条件に営業制限を緩和し、これまでの「4 m²/人もしくは区画内人数が300人の小さい方」としていたカジノ施設を含む屋内施設の入場数上限を、「4 m²/人を確保できる人数」

⁶⁹ 「エンターテインメント施設」とは、劇場、映画館、音楽ホール、ダンスホールを指す（なお、パブや登録制クラブを含まない）。

⁷⁰ 「ホスピタリティ施設」とは、カジノ施設、飲食施設、地ビール醸造所、2007年酒類法に基づく敷地内での飲酒許可を得ている小規模蒸留所、ワインセラーを指す。

⁷¹ なお、平日の来場者数は入場制限を実施するほどではなかった。

⁷² 2021年1月2日までは、マスク着用は要請レベルにとどまっていた。

とした。さらに、2月11日からは、公共交通機関や空港など一部の場所を除き、マスクの着用義務が解除された他、2月12日からは、入場数上限を「2㎡/人を確保できる人数」に引き上げ、制限の更なる緩和を実施した。

イ. カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠

(ア) 州における法的構造

州公衆衛生法は、州内における営業制限措置を含む具体的な感染症対策の根拠法となっており、州政府は、新型コロナ感染症対応においても、州公衆衛生法に基づき、州保健大臣が出す州公衆衛生命令 (Public Health Order) により様々な対策と措置を講じている。州公衆衛生命令の中で、カジノ施設は「ホスピタリティ施設 (Hospitality Venue)」と位置付けられており、カジノ施設の閉鎖にあたっては、2020年公衆衛生 (COVID-19 社会的集会場所) 命令 (the Public Health (COVID-19 Places of Social Gathering) Order 2020 (NSW)、2020年3月23日) が適用され、同命令 5(3)に基づき実施されている。他方、カジノ施設の営業再開にあたっては、公衆衛生 (COVID-19 集会と移動の制限) 命令 2020年第3号 (the Public Health (COVID-19 Restriction on Gathering and Movement) Order (No.3) 2020 (NSW)、2020年5月29日) が適用されており、その後、収容率規則の変更といった営業条件の変更に際し、新たな命令が従前の命令の内容を修正し条件を更新する形をとっている。

また、ニューサウスウェールズ州は、新型コロナ感染症対策に関わる関連法令を改正することを目的に、2020年3月22日、2020年 COVID-19 修正 (緊急措置) 法 (COVID-19 Legislation Amendment (Emergency Measures) Act 2020 (2020年法律第5号)) を制定し、同法が2020年3月25日に施行されたことで、同法に基づき、1994年店舗賃貸法、2010年住宅賃貸法、2000年電子取引法を改正した。これにより、特定の状況において賃貸人が賃借人から敷地・土地の所有権の回復、リースの終了の禁止等が規定された。また、改正店舗賃貸法に基づき、2021年1月1日から、州政府が開発した QR コードシステムを通じて、カジノ事業者は、顧客がカジノ施設に入場するに際し、顧客の個人情報を取得することとなった。

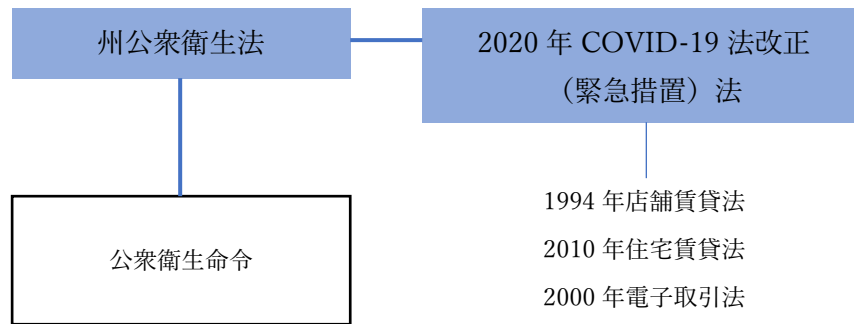


図 22 ニューサウスウェールズ州における法規制の構成

(イ) 州政府の措置とその法的根拠

■ 州政府による措置

これまで説明してきたとおり、ニューサウスウェールズ州では、州公衆衛生法に基づく州公衆衛生命令に基づき、カジノ施設の営業停止及び再開、並びに収容率制限や集会人数の制限を含む各種感染症対策を実施している。

例えば、カジノ施設の営業停止にあたっては、州公衆衛生法の 2020 年公衆衛生 (COVID-19 社会的集会場所) 命令 (the Public Health (COVID-19 Places of Social Gathering) Order 2020 (NSW)) に基づき、州保健大臣が実施しており、営業再開にあたっては、2020 年公衆衛生 (COVID-19 集会と移動の制限) 命令第 3 号に基づきスター・シドニーの営業再開を許可している。

また、集会人数制限や収容率制限についても、州保健大臣が、2020 年公衆衛生 (COVID-19 集会と移動の制限) 命令を発令し制限緩和を行った。マスク着用の義務化については、州保健大臣の 2021 年公衆衛生 (COVID-19 フェイスカバー着用必須) 命令に基づき、2021 年 1 月 3 日以降、シドニー大都市圏の屋内施設内でのマスク着用を義務化し、カジノ施設内でもマスクの常時着用が必要となっていたが、2 月 11 日の命令修正により、カジノ施設はマスクの常時着用義務対象から外れることとなった。

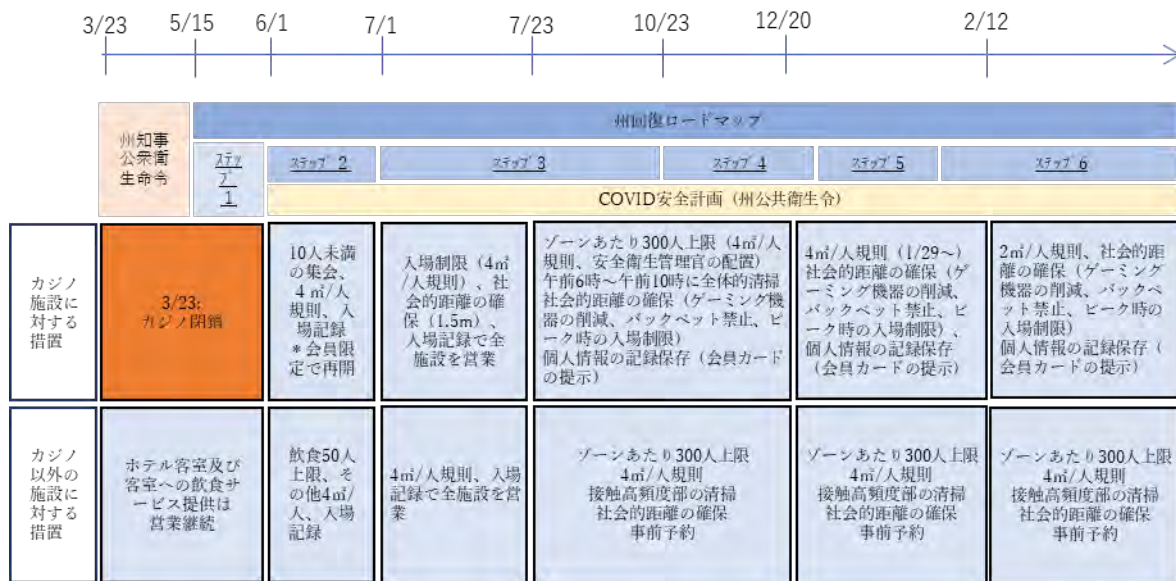


図 23 ニューサウスウェールズ州におけるカジノ施設等に対する新型コロナウイルス感染症対策

■ カジノ規制当局による措置

ニューサウスウェールズ州においてカジノ施設の管理責任を担う独立酒類ゲーミング機構 (Independent Liquor and Gaming Authority) は、2020年6月1日、カジノ事業者や酒類取扱事業者に向けてステートメント (Statement of Regulatory Intent in regards to COVID-19 coronavirus) を発表し、法執行にあたっては常識的かつ実用的に対処するとの立場を示した。この中で、ゲーミングに対する規制について、州保健省の社会的距離の確保に係るガイドラインにしたがい、必要な措置を盛り込んだ安全計画を策定し、実行することをカジノ事業者に改めて求めたうえで、各事業者の法律およびガイドラインの遵守を確保すべく積極的に活動すると表明している。

ウ. 州政府当局間の権限分担

ニューサウスウェールズ州における新型コロナウイルス感染症対策は、州保健省 (NSW Ministry of Health) が所管しているところ、州保健大臣が州公衆衛生命令を発出し、カジノ施設を含む屋内施設の営業停止・再開を判断し、施設内での衛生基準を策定・実施している。

他方、独立酒類ゲーミング機構は、カジノ事業者が、保健省の命令やガイドラインに従って、適切な安全計画を策定の上、実行しているか、通常より事業者に求められている様々な要件 (ゲーム機器の操作、ゲーム機器の表示、ゲームエリアへのアクセス制限、ギャンブルによる危害の最小化要件に関連する通常要件、ゲーム機器の中央監視シ

システム（CMS）への接続を含む）を遵守しているかを確認、監督している。独立酒類ゲーミング機構は、2020年7月13日、スター・シドニーに対し、アルコール飲料中の顧客グループの社会的距離が COVID 安全計画で求めている基準を満たしていないことを理由に、公衆衛生命令に基づき A\$5,000 の罰金を科した。

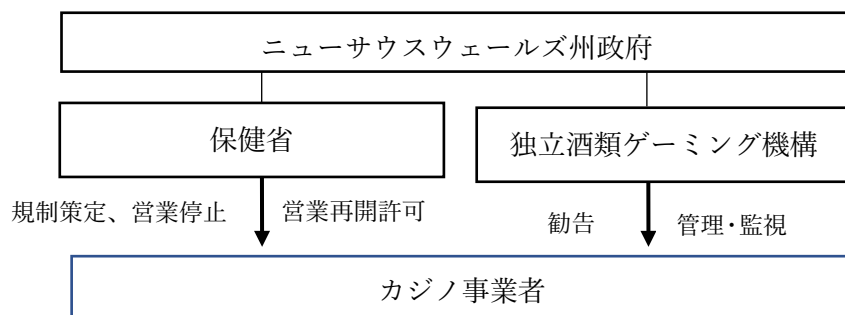


図 24 ニューサウスウェールズ州における新型コロナウイルス感染症対策の推進体制

エ. ニューサウスウェールズ州におけるカジノ事業者（スター・シドニー）の取組

スター・シドニーは、ニューサウスウェールズ州のシドニーに立地する州内唯一のカジノ施設である（なお、同カジノ施設以外に、レストランやバーでもゲーミング機器の設置は認められている）。同社は州政府の指示に基づき、2020年3月23日～5月31日まで営業を停止した。州政府の回復ロードマップのステップ2の開始に伴い、ロイヤリティ・クラブ会員⁷³に限定して営業を再開した。また、7月1日には、ステップ3へ移行したことから、4㎡/人規則に則り、ゲーミングフロアの収容可能人数を5,000人に制限し、社会的距離の確保（1.5m間隔）の措置と COVID 安全計画（COVID Safety Plan）の作成を講じることにより、カジノ施設の営業を拡大した。7月23日、カジノ施設はホスピタリティ施設（Hospitality Venue）に位置づけられ、4㎡/人規制又は300人のいずれか少ないほうを上限として営業が可能となった。

さらに、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いたことを踏まえ、2021年1月29日には、これまでの「4㎡/人もしくは区画内人数が300人の小さい方」としていたカジノ施設を含む屋内施設の入場数上限が「4㎡/人を確保できる人数」に緩和されたことを受け、すべての顧客の来場を受け入れた。2月12日からは、さらに「2㎡/人を確保できる人数」に制限を緩和され、1テーブル5人のプレーが可能となった。3月17日には、注文時の列では社会的距離を確保することを条件に、カジノ内のバー営業を開始した。

⁷³ 無料で登録参加できる会員システム。個人情報を提供し、カジノゲームのプレー額に応じてポイントが貯まる。

(3) クイーンズランド州

ア. カジノ等施設に対する感染症対策の概要及び影響

クイーンズランド州保健・救急サービス大臣(the Minister for Health and Ambulance Services)は、2020年1月29日、新型コロナウイルス感染症の拡散防止に対応するため、州法の2005年公衆衛生法(Public Health Act 2005)に基づき、全州を対象としたオーストラリアで最初の公衆衛生緊急事態を宣言した。

クイーンズランド州では、この公衆衛生緊急事態宣言を受け、2020年2月7日、感染拡大に対するうえで、関連法令を効率的に運用することを目的として、2005年公衆衛生法の緊急事態宣言の期間に関する条項を改正して「2020年改正公衆衛生(公衆衛生緊急事態宣言)法」(Public Health (Declared Public Health Emergency) Amend Act 2020)を制定した(以下、「州2020年改正公衆衛生法」という。2021年9月30日失効予定。)。3月23日、首席保健官(Chief Health Officer)は2005年公衆衛生法362Bに基づき、「非生活必需事業の閉鎖指示第1号(Non-essential Business Closure Direction No.1)」を発令し、2020年3月23日から5月14日までの間、カジノ施設や映画館やコンサート会場を含む非生活必需事業場の営業停止を命じた。

しかし、州内の感染状況が落ち着きを見せたことで、経済活動再開に向けて、2020年5月8日、州首相は、「制限緩和のためのクイーンズランド・ロードマップ(COVID-19 Roadmap to easing restrictions)(以下、「州ロードマップ」という。)」を発表した。また、5月14日には、首席保健官が、「必要不可欠ではないビジネス、活動及び事業の閉鎖指示第10号」(the Non-Essential Business, Activity and Undertaking Closure Direction (No.10))を発令した。同指示は、閉鎖対象の例外についても規定しており、カジノ施設についても、施設内での飲食の提供などが限定的に認められた。一方、カジノ行為やビュッフェでの飲食提供などは引き続き禁止された。

さらに、5月19日、州首相は、州ロードマップの「クイーンズランド州経済回復戦略ステージ1(Stage One of Queensland's Economic Recovery Strategy)」の開始を発表した⁷⁴。5月31日、州首相は6月1日から州ロードマップのステージ2へ移行する

⁷⁴ 州ロードマップの概要は以下のとおり。

- ① ステージ1では、買物、同時に最大10人以下の活動のうちレストラン/カフェ/パブ/登録された酒類提供クラブ/退役軍人連盟及びホテルでの飲食はCOVID安全対策チェックリスト(COVID-SAFE Plan Checklist、研修、コミュニケーション、資金、法令遵守、物理的距離、健康管理、消毒と清掃、飲食サービス、来訪客対応、人数制限、評価と監視に関する項目の実施状況を確認するリスト)の作成と州保健省の許可取得を条件に再開。また、不動産の内覧及びオークション、美容セラピー及びネイルサロンは、COVID安全対策チェックリストの作成と州保健省の許可取得

と宣言し、「クイーンズランド州経済回復戦略ステージ2 (Stage Two of Queensland's Economic Recovery Strategy)」を発表した。それを受けて、首席保健官は5月14日の公衆衛生指示第10号を廃止した上で、新たに「ビジネス、活動及び事業の制限指示 (Restrictions on Businesses, Activities and Undertakings Direction)」を発表し、6月1日正午から、一度に20人までの上限と4㎡/人を条件としてカジノフロアを含む小売店や娯楽施設の再開が許可された（なお、カジノ行為は引き続き禁止。）。

続いて、首席保健官は、6月15日に、カジノ等施設等の非生活必需事業場の運営条件を内容とする「ビジネス、活動及び事業に係る制限指示第2号」(Restriction on Business, Activities and Undertakings Direction (No.2)) を発表し、飲食サービスや理美容サービスといった屋内施設の事業者は、COVID安全対策チェックリスト (COVID SAFE Checklist) に基づいた防疫措置の確認とCOVID安全計画 (COVID Safe Plan、以下、「COVID安全計画」という) 等を作成し、州保健省の計画承認を得ることを条件に、事業の営業再開が認められた。カジノ施設に対しては、着席した客への酒類の提供とテイクアウトの食事提供は許可されたが、カジノ行為はビュッフェともに禁止された。

7月3日、クイーンズランド州は州ロードマップのステージ3に移行したことをうけ、首席保健官は、カジノ等施設等の非生活必需事業場の運営条件を内容とする「ビジネス、活動及び事業に係る制限指示第3号」(Restriction on Business, Activities and Undertakings Direction (No.3)) を発表した。これにより、カジノ施設を含め、それまで営業再開を認められていなかった施設も、同日から、COVID安全計画の作成と州保健省の承認、COVID安全対策チェックリスト (COVID SAFE checklist) ⁷⁵ に基づいた防疫措置 (入場者記録の作成・保管及び社会的距離の確保、200㎡以上の区画は4㎡/

を条件に再開可能となった。カジノ行為は引き続き禁止。

- ② ステージ2では、買物、ドライブ、観光での宿泊も営業再開。また、同時に最大20人以下の活動も、ステージ1で営業再開が認められた施設に加え、カジノ施設内のバーでの飲食、映画館/、屋外遊園地/劇場/競技場/講堂/スタジアム、/日焼けサロン/刺青店/スパも、顧客登録及びCOVID安全対策チェックリストの提出を条件に再開可能となった。他方、カジノ行為は引き続き禁止。
- ③ ステージ3では、4㎡/人規制、手指・呼吸器の衛生措置、頻繁な清掃と消毒を条件に、カジノ行為を含むほぼ全ての活動が再開可能。

なお、連邦ロードマップは2020年7月に安全で持続可能な経済の回復を目指されていたが、クイーンズランド州では感染拡大が収まらなかったことから、8月22日、州政府は2020年10月から12月を対象に、新しくステージ4～ステージ6を設定。

⁷⁵ COVID安全計画は、事業者が自ら取り組む社会的距離の確保方法やその他の防疫措置について記載し、COVID安全対策チェックリストでその実行状況を確認する。

人規制適用)を遵守することを条件として、営業再開が認められた。また、カジノ施設内での飲食物の提供に関して、7月24日に、首席保健官が、カジノ等施設を含む非生活必需事業場の運営条件を内容とする「ビジネス、活動及び事業に係る制限指示第5号」(Restriction on Business, Activities and Undertakings Direction (No.5))を公表した。それにより、カジノ施設内での飲食物の提供は、州保健省の承認を得たCOVID安全計画の遵守とともに、事業者の作成するCOVID安全フレームワーク(COVID SAFE Framework)に基づき、社会的距離の確保の一環として収容人数の上制限措置(200㎡以下の施設は2㎡/人、200㎡超の施設は4㎡/人で収容人数上限を算定)を講じることを条件に許可された(なお、ビュッフェ営業は引き続き禁止されている。)

イ. カジノ等施設に対する感染症対策の具体的措置とその法的根拠

(ア)州における法的構造

上述のとおり、クイーンズランド州は、コロナ感染症の拡散防止に対応するため、2020年1月29日、州法の2005年公衆衛生法に基づき公衆衛生緊急事態を宣言した。

2020年2月6日には、新型コロナウイルス感染症対策を実施することを目的として、州公衆衛生法の一部が改正され、2005年公衆衛生法に基づき公衆衛生命令(Order)及び公衆衛生指示(Direction)を発令することで感染予防対策を講じることとなった。なお、クイーンズランド州において、公衆衛生「命令」と公衆衛生「指示」はともに強制力を伴う措置であるが、「命令」は大臣レベルが発令であるのに対し、「指示」は首席保健官が発令するものである。カジノ施設に関する多くの措置も、公衆衛生法に基づく命令や指示に基づき実施されている。例えば、社会的距離の確保や清掃・消毒等の防疫措置が、公衆衛生指示により実施されているほか、カジノ施設の営業停止については、2020年3月23日の公衆衛生指示「非生活必需事業の閉鎖指示」(the Non-Essential Business Closure Direction)により実施された。また、一時的な規制緩和にかかる飲食物の提供許可は、「必要不可欠ではないビジネス、活動及び事業の閉鎖指示第10号」(the Non-Essential Business, Activity and Undertaking Closure Direction (No.10)、2020年5月14日)により実施されている。

さまざまな感染症対策措置の根拠法となっている公衆衛生法に加え、2020年5月19日、州議会は新型コロナウイルス感染症対策に関連する法令の修正法案である「2020年COVID-19緊急対応法⁷⁶⁾」(Justice and Other Legislation (COVID-19

⁷⁶⁾ 緊急対応法で修正されている法律：1997年改正法人及び地域社会管理法、1991年建築建設業(ポータブル長期休暇)法、1980年建物単位及び団地登記法、1982年カジノ管理法、2010年ブリスベン市法、2005年契約清掃業(ポータブル長期休暇)法、2006

Emergency Response) Amendment Bill 2020) を可決した。これにより、感染症対策に関連し、1991 年ゲーム機器法や 1997 年宝くじ法等が改正された。カジノ施設に関しては、2020 年 12 月 31 日を期限に、財務大臣の承認によりカジノ事業者が負担するカジノ税及びカジノ機器税の一定期間の支払延期もしくは免除となった。なお、支払済みのカジノ税については返還が可能である。

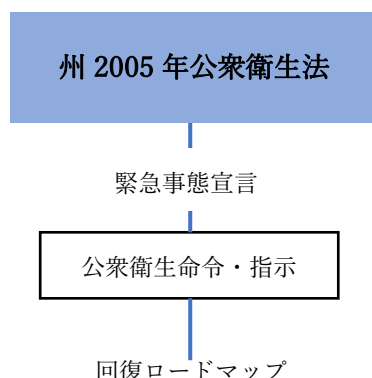


図 25 クイーンズランド州における法規制の構成

(イ) 州政府の措置とその法的根拠

クイーンズランド州の公衆衛生緊急事態宣言は、上述のとおり、2020 年 1 月 29 日、州法の 2005 年公衆衛生法に基づき発出されており、州政府は同法に基づき、感染症対策の措置を実施している。

カジノ施設の営業停止については、3 月 23 日に首席保健官が、公衆衛生法に基づく公衆衛生指示「非生活必需事業の閉鎖指示第 1 号」に基づき実施した。他方、カジノ施設の再開にあたっては、5 月 14 日に、公衆衛生指示「必要不可欠ではないビジネス、活動及び事業の閉鎖指示第 10 号」に基づき、首席保健官が非カジノ部分の営業を許可し、6 月 1 日には、州が回復ロードマップのステージ 2 に移行したことを受けて、首席保健官が、公衆衛生指示「ビジネス、活動及び事業に係る制限指示」を発令し、一度に 20 人までの利用者にカジノ施設の小売店や娯楽施設の再開を許可した。

2020 年 6 月 15 日に首席保健官は公衆衛生指示「事業、活動及び業務に係る制

年改正サービス法、2006 年障害者サービス法、2003 年災害管理法、1994 年環境保護法、2011 年法医学障害法、1991 年ゲーム機器法、1996 年 KINO 法、1992 年酒類法、2009 年地方自治法、1997 年宝くじ法、2003 年製造住宅（住宅公園）法、2016 年精神衛生法、2000 年警察権及び責任法、1999 年民間医療施設法、2005 年公衆衛生法、1992 年特定目的青少年司法法

限指示第 2 号」(Restriction on Business, Activities and Undertakings Direction (No.2)) を発令した。同指示に基づき、屋内施設は、COVID 安全計画 (COVID Safe Plan、以下、「COVID 安全計画」という) 等の作成と、州保健省の計画承認等を条件に事業を再開した。そして、7 月 3 日に首席保健官は公衆衛生指示「事業、活動及び業務に係る制限指示第 3 号」(Restriction on Business, Activities and Undertakings Direction (No.3)) を発令し、カジノ施設も、COVID 安全対策チェックリストに基づき、入場者記録の作成・保管及び社会的距離を確保し、州保健省の許可を得ることで営業再開可能となった⁷⁷。

その後、2020 年 7 月 24 日、首席保健官は公衆衛生指示「事業、活動及び業務に係る制限指示第 5 号」(Restriction on Business, Activities and Undertakings Direction (No.5)) を発令し、カジノ施設の営業について、州保健省の承認を得た COVID 安全計画の遵守、COVID 安全フレームワーク (COVID SAFE Framework) に基づき社会的距離を確保 (200 m²以下の施設は 2 m²/人、200 m²超の施設は 4 m²/人で収容人数上限を算定) 等を条件に、施設内での食事と飲料の提供を許可した (buffet 営業は禁止)。さらに、10 月 2 日、首席保健官は公衆衛生指示「事業、活動及び業務に係る制限指示第 7 号」(Restriction on Business, Activities and Undertakings Direction (No.7)) を公表し、カジノ施設の営業について、カジノ行為は承認済み COVID 安全計画に従うこと、顧客の連絡先情報の取得・保管、それ以外の施設では COVID 安全フレームワーク及び社会的距離に関する要求基準に従うことが条件に追加された。

⁷⁷ なお、2020 年 6 月 15 日時点で、屋内施設の再開条件である COVID 安全計画に記載する収容人数の上限は、フロア面積が 200 m²以下の場合合計 50 人 (2 m²/人以下で算定)、200 m²超の場合は 4 m²/人で算定した数値が要求基準とされた。



図 26 クイーンズランド州におけるカジノ施設等に対する新型コロナウイルス感染症対策

ウ. 州政府当局間の権限分担

クイーンズランド州では、州保健省が、州の公衆衛生システムの管理と調整を担当しており、保健・救急サービス大臣 (the Minister for Health and Ambulance Services) が全般的な責任を負っている。そのため、新型コロナウイルス感染症対策についても、州保健省 (Queensland Health) が所管しており、保健・緊急サービス大臣の公衆衛生緊急事態宣言に基づき、首席保健官 (Chief Health Officer) が全ての公衆衛生指示を発令している。

他方、クイーンズランド州のカジノ施設は、州司法総省酒類及びゲーミング規制オフィス (Office of Liquor and Gaming Regulation, Department of Justice and Attorney-General) が所管しており、同オフィスがゲーミングライセンス供与、法令遵守調査・評価、執行に責任を負っている。新型コロナウイルス感染症の蔓延の際、同局は1982年カジノ管理法 (Gaming Control Act 1982) に基づき、公衆衛生上の制限の遵守状況を監視する役割を担っている。

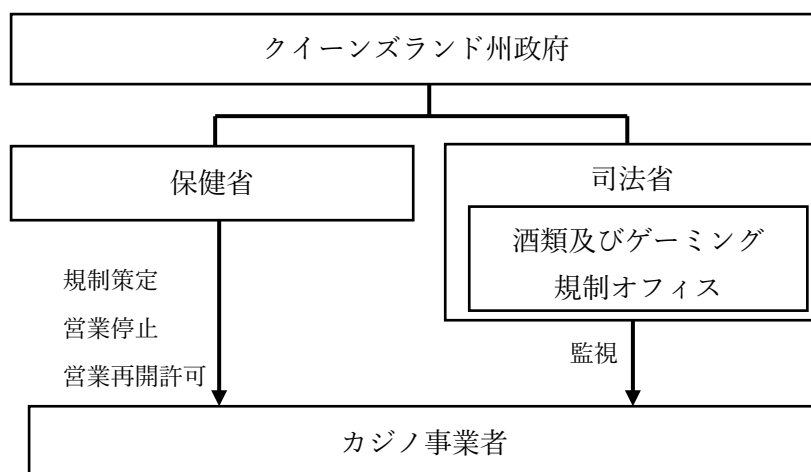


図 27 クイーンズランド州における新型コロナウイルス感染症対策の推進体制

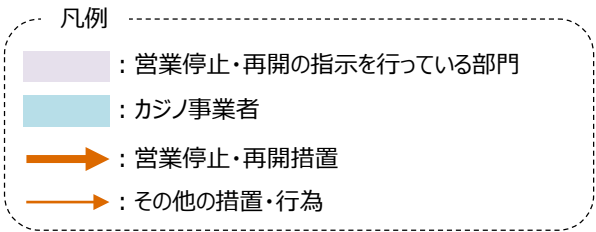
エ. カジノ事業者（スター・エンターテインメント）の取組

クイーンズランド州において、スター・エンターテインメント・グループは、スター・ゴールドコーストとトレジャリー・ブリスベンを営業している。同社は、州政府の指示を受けて、2020年3月23日から5月14日まで営業を停止した。

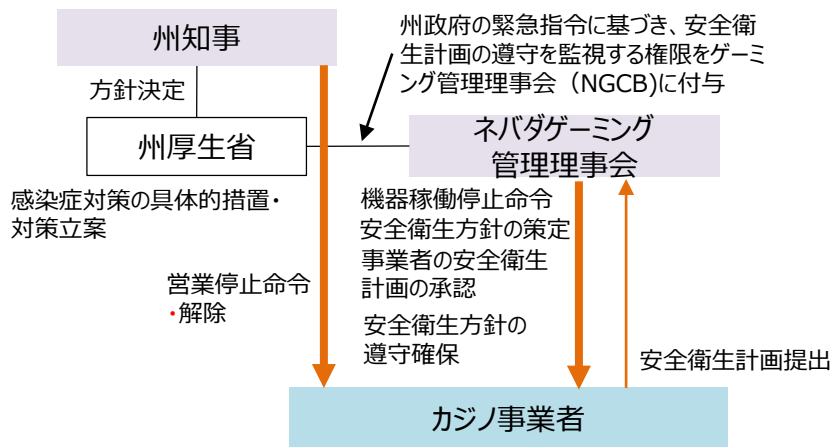
その後、2020年5月15日から「必要不可欠ではないビジネス、活動及び事業の閉鎖指示第10号」を受けて非カジノ施設を限定的に再開し、続く5月31日の「ビジネス、活動及び事業に係る制限（Restrictions on Businesses, Activities and Undertakings Direction）」の発表を受けて、6月1日正午から、一度に20人までの上限と4㎡/人を条件として、施設内の小売店や娯楽施設の営業を再開した（カジノ行為は引き続き禁止）。そして、7月3日、州ロードマップのステージ3への移行及び非生活必需事業場の運営条件を内容とする「ビジネス、活動及び事業に係る制限指示第3号」の発表をうけて、カジノ施設全体の収容上限人数を5,000人とする形でカジノエリアの営業も再開した。スター・エンターテインメントは、再開に当たり、州政府等のガイドラインにしたがってCOVID Safe site-specific planを策定し、保健省の承認を得ている。

2021年1月31日以降、スター・エンターテインメントの各施設は、ゲーミングフロア内の各ゾーン当たり300人（4㎡/人）を上限とし、ゲーミング機器を減らし、距離を確保するなどの防疫措置を講じることで営業を継続している。

【米国】ネバダ州、マサチューセッツ州

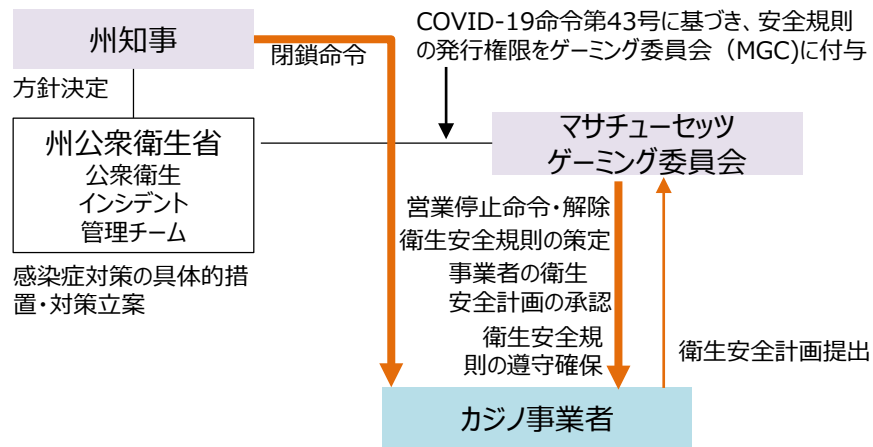


ネバダ州



- 州知事は緊急事態宣言の下、緊急指令を発出し、カジノ施設を閉鎖（NGCBもゲーミング機器の稼働停止命令及び関連手続を通知）。
- 州知事は、ビジネス等再開のロードマップを策定。ロードマップの段階移行も判断・決定。カジノ再開には指定された段階への移行が必要。
- 州厚生省が感染症対策を立案。
- カジノ施設の再開に先立ち、NGCBが厚生省と連携して「安全衛生方針」を作成。事業者は同方針に従って安全衛生計画を作成し、NGCBの承認を得て、再開が可能に。
- 州知事は、感染状況に応じて、緊急指令によって収容率やMICE等のイベントの開催要件をコントロール。
- NGCBは、カジノ施設再開後、事業者の緊急指令やガイドラインの遵守状況について監視。

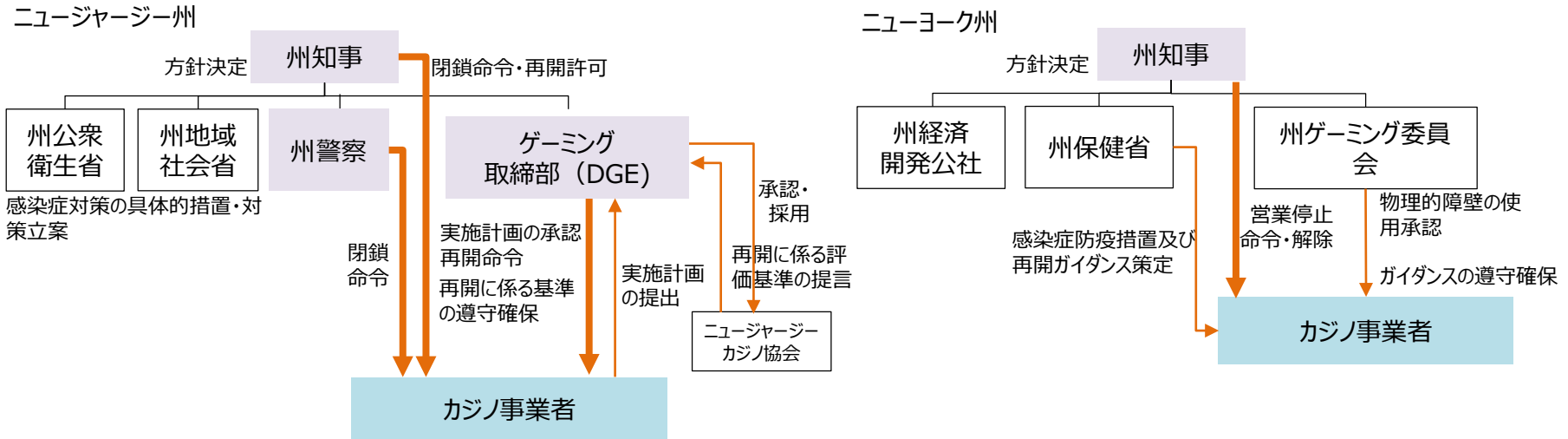
マサチューセッツ州



- 州知事は非常事態宣言の下、COVID-19命令を発出し、カジノ施設を閉鎖（MGCも停止命令発出）。
- 州知事は、ビジネス等再開のロードマップを策定。ロードマップの段階移行も判断・決定。カジノ再開には指定された段階への移行が必要。
- MGCは、カジノ施設の営業再開のための衛生安全規則を定めるとともに、事業者が作成する衛生安全計画の承認。それにより再開可能に。
- 州知事は、感染状況に応じて、COVID-19命令によって営業時間や収容率をコントロール。
- MGCは、カジノ施設再開後、防疫措置の実施状況を監視。

海外における新型コロナウイルス感染症対策の推進体制

【米国】ニュージャージー州、ニューヨーク州



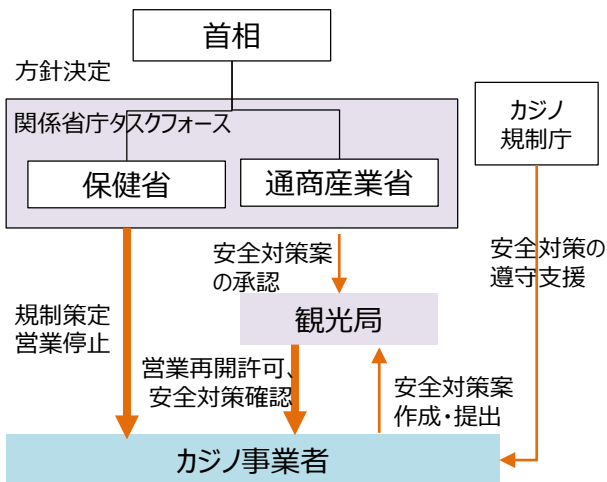
- 州知事は緊急事態宣言の下、知事令を発出し、カジノ施設を閉鎖（州警察による閉鎖の行政命令も発出）。
- 州知事は、ビジネス等再開のロードマップを策定。ロードマップの段階移行も判断・決定。カジノ再開には指定された段階への移行が必要。
- 州知事令及びDGEの命令に基づき、カジノ施設は再開可能に。
- 再開に先立ち、ニュージャージーカジノ協会が提言したカジノ再開計画の評価基準をDGEが承認・採用。事業者は同基準に従って実施計画を作成、DGEの承認を得て施設を再開。
- DGEは、カジノ施設再開後、当該措置の実施確保と監視を担っている。

- 州知事は緊急事態宣言の下、知事令を発出し、カジノ施設を閉鎖。
- 州知事は、ビジネス等再開のロードマップを策定。ロードマップの段階移行も判断・決定。カジノ再開には指定された段階への移行が必要。
- 州知事令により、カジノ施設は再開可能に。
- 再開に先立ち、州保健省がゲーミング施設向けのガイダンスを策定。
- 州ゲーミング委員会は、カジノ内に設置される物理的障壁の使用について承認を行うとともに、保健省作成のガイダンスの遵守状況の監視と履行の確保を担っている。

海外における新型コロナウイルス感染症対策の推進体制

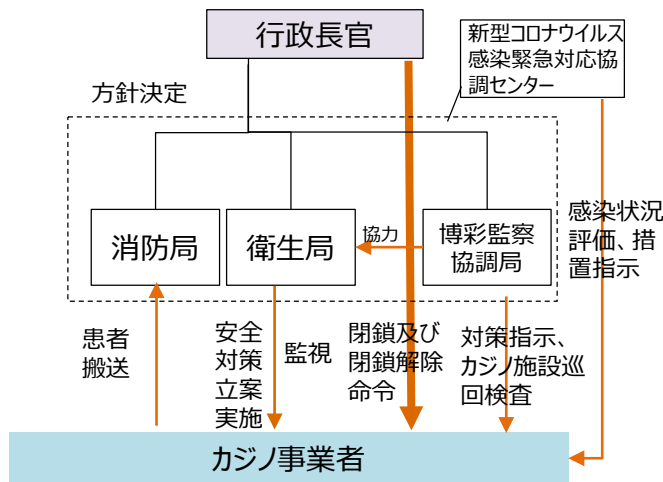
【アジア】シンガポール、マカオ、韓国

シンガポール



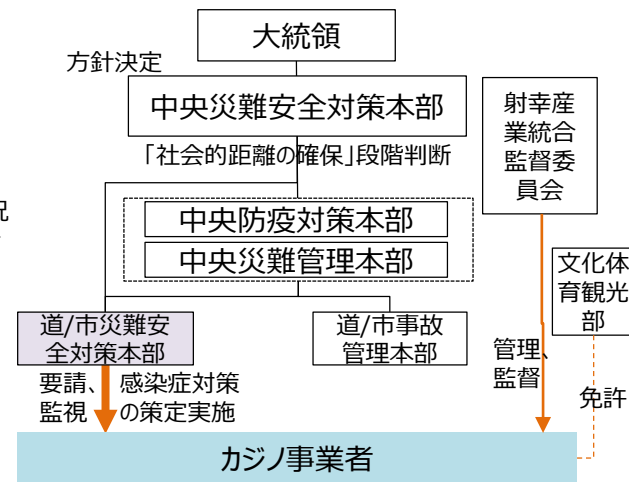
- 暫定措置法による統制命令を発出し、IR施設を閉鎖。
- 政府は、ビジネス等再開のロードマップを策定。関係省庁タスクフォースが新型コロナウイルス感染症対策措置の全体の方針を決め、ロードマップの段階移行も判断・決定。
- 個別分野の感染症対策については、各省庁及び政府機関が担当。IR施設を含む観光・レジャー分野については、通商産業省及び同省観光局が、営業再開の許可や関連ガイドラインの策定等を担っている。
- カジノ規制庁は、カジノの安全対策の法令遵守を支援。

マカオ



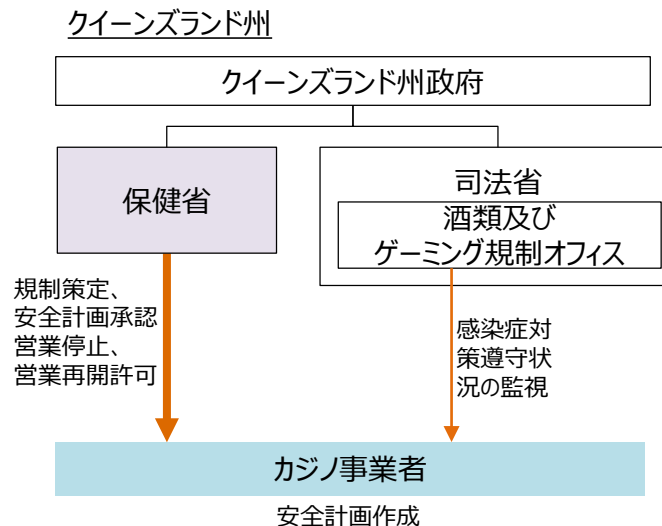
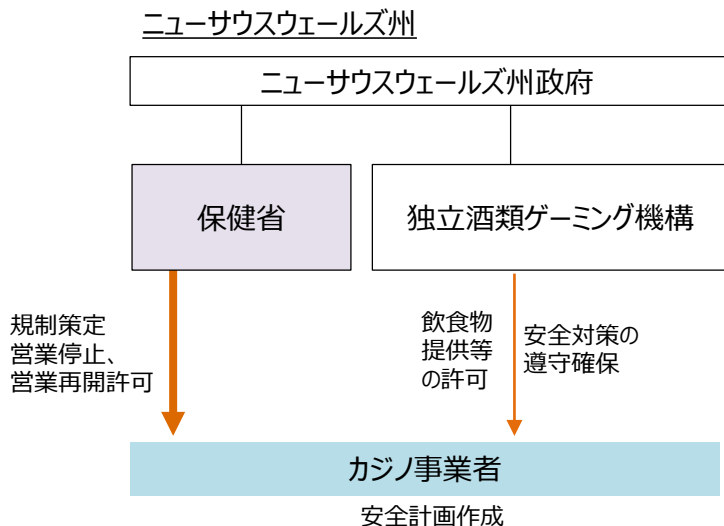
- 行政長官の長官命令で、カジノ施設を15日間閉鎖。
- 行政長官の下に関係政府機関からなる緊急対応協調センターを設置。衛生局が中心となり感染症対策の立案と措置を実施。
- 博彩監察協調局は、事業者に対して衛生局のガイドラインの遵守確保を求めるとともに、独自のリリースも発出し、カジノ施設内の防疫措置の実施確保を担っている。
- 中国政府とともに、感染状況に応じ、中国との出入境の制限をコントロール。

韓国



- 首相を本部長とする中央災害安全対策本部を設置。同本部は、国内の各地域の感染状況に応じて、地域ごとに「社会的距離の確保」措置の段階を判断。段階に応じた具体的な感染症対策措置は、地方自治体が設定。
- カジノ施設の営業停止・再開の判断や同施設の感染症対策の遵守確保についても、地方自治体の首長が実施し、その責任を負っている。一方、当初のカジノ施設閉鎖は、各事業者の自主的な判断によったもの。

【豪州】ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州



- 連邦政府は非常事態宣言を発出、首相、各州首相他による国家内閣を組成し、感染症対策やロードマップの大枠などを決定（ロードマップの詳細や段階移行の判断は州が決定）。
- 州保健大臣が州公衆衛生命令を発出し、カジノ施設を含む屋内施設の営業を停止。屋内施設の収容率やマスク着用などの条件も同大臣が公衆衛生命令で随時指示。
- カジノ事業者が政府のガイダンスに従って安全計画を策定すること等を条件に、保健大臣は州公衆衛生命令によってカジノ施設の再開を許可。
- 独立酒類ゲーミング機構は、カジノ事業者が感染症対策も含め、関連法令を遵守するように監視・監督。

- 連邦政府は非常事態宣言を発出、首相、各州首相他による国家内閣を組成し、感染症対策やロードマップの大枠などを決定（ロードマップの詳細や段階移行の判断は州が決定）。
- 保健・救急サービス大臣の公衆衛生緊急事態宣言に基づき、首席保健官（Chief Health Officer）が公衆衛生指示を発令し、感染症対策を推進。カジノ施設の閉鎖、再開も公衆衛生指示による。
- 州司法省酒類及びゲーミング規制オフィスは、新型コロナウイルス感染症対策に関する公衆衛生上の制限の遵守状況を監視する役割を担っている。

海外におけるカジノ及び関連施設に対する主な感染症対策(2021年2月28日現在)

		従業員への取組	顧客への取組	ゲーム機器・テーブルゲームに係る取組	ゲーミングエリアの収容人数	社会的距離の確保	消毒・清掃	その他	
米国	ネバダ州	・施設内でのマスク着用義務	・施設内でのマスク着用義務、個人用保護員の着用	・ゲーム機器の座席の取外しや一席おきに配置する等により適切な社会的距離を確保	・建築消防法で規定された上限の35%以下に制限(2021年3月15日以降50%に緩和)	・社会的距離の確保(6フィート間隔の確保)	・ゲーム機器、テーブル、ダイス、カード、チップ等の定期的な消毒	・飲食施設の収容率は35%以下に制限(2021年3月15日以降50%に緩和)	
		・感染予防策、個人用保護具の使い方等の従業員教育を実施	・感染症対策に係る表示の掲示	・テーブルゲームの座席数削減、ゲーム種別に利用者数の制限(注2)	・顧客数モニタリングに向けた体制整備	・顧客が密集しないように職員を配置	・施設全体に手指消毒剤の配置	・リテール、モール、美術館等の収容率は50%以下に制限	
		・保健当局との連絡部署の特定または担当者の配置	・入場前における顧客の体温・健康状態チェック(注1)	・仕切り(プレキシガラス等)設置義務(注3)					・イベント収容人数は100人または収容率35%の少ない方に制限(2021年3月15日以降、250人または収容率50%の少ない方に緩和)
									・カジノ施設内にあるナイト(デイ)クラブの営業禁止
マサチューセッツ州		・施設内でのマスク着用義務	・施設内でのマスク着用義務 ・施設入場時の消毒、体温検査、症状の有無の確認、症状がある場合の入場拒否	・稼働するスロットマシン間に最低6フィートの距離を確保、もしくは6フィート以上の高さのプレキシガラスの仕切りを設置	・収容率を40%以下に制限(注5)	・社会的距離の確保(ゲーミングエリアやケージ等顧客の列が生じる可能性がある場所での6フィート間隔の確保、ケージの窓口は6フィート以上の間隔を確保できる仕切りを設置)	・スロットマシンと座席を、最低でも4時間に1回は消毒	・食事提供は指定エリアに限定、飲料はゲーミングエリアで着席している顧客にのみ提供可能。顧客は飲料を持ちながらゲーミングエリア内の移動を禁止。	
		・従業員用入り口での体温検査	・入退場時の動線分離	・ブラックジャックテーブルの座席数について3席が上限(2021年3月に4席に緩和)。 ・ディーラーと顧客間及び顧客間に5フィート10インチ以上の高さのプレキシガラスの仕切りを設置	・ゲームポジション数、従業員数等を考慮した独自の計算式に基づく人数に制限(注5)	・社会的距離の確保のために従業員を配置	・ゲーム機器、テーブル、チップ等の定期的かつ頻繁な消毒、カードの交換	・社会的距離の確保が困難となる可能性のあるプロモーション活動を禁止	
		・感染予防策等の従業員教育を実施	・感染症対策に係る表示の設置	・ポーカー、クラップスの禁止(クラップスは2021年3月に再開が承認)(注4)				・ケージカウンターとタッチスクリーンは最低でも1時間に1回の消毒	
		・保健当局とのリエゾン担当者の配置						・施設全体に手指消毒剤の配置	
ニュージャージー州		・施設内でのマスク着用義務	・施設内でのマスク着用義務	・ゲーム機器やテーブルでの座席に1席以上の間隔を確保	・収容率を35%以下に制限(注7)	・社会的距離の確保(6フィート間隔の確保)	・ダイス、カードの消毒/交換、ゲームテーブルのレールと椅子を消毒	・屋内ショールーム、ナイトクラブの閉鎖	
		・体温測定結果と症状の確認	・カジノ施設入場時に、症状及び感染可能性に関する質問に対して回答	・テーブルゲーム種別に利用者を制限(注6)		・顧客が密集しないように警備員を配置	・施設全体に手指消毒剤の配置		
		・感染予防策や消毒・清掃方法等の従業員教育を実施	・感染症対策に係る表示の設置	・全テーブルゲームに、ディーラーと顧客の間にプレキシガラスまたはガラスの仕切りを設置			・接触の多い箇所について定期的な消毒・清掃		
				・ゲーミングテーブルのレールと座席、ゲーム機器の接触の多い箇所について、従業員を指定のうえ4時間毎に消毒・清掃					
ニューヨーク州		・施設内でのマスク着用義務	・施設内でのマスク着用義務	・6フィート間隔を確保できない座席エリアやゲーム機器の閉鎖	・収容率を25%以下に制限	・社会的距離を確保(従業員間・顧客間は6フィート)	・1日に最低1回はゲーミング施設全エリアと備品を清掃、消毒	・ゲーミングフロアでの飲食提供サービスの禁止	
		・従業員に対する質問、体温測定、過去14日間の症状等をチェック	(なお、入場前の体温・健康状態チェックに関するガイドラインはない)	・テーブルゲームは6フィート間隔を確保		・ロビー、トイレ、ケージ等の共用エリアでの6フィート間隔のマークを表示	・顧客と従業員間で共有されるゲーム機器や設備については最低でも4時間に1回は清掃と消毒が必要		
		・顧客の入場時の手続、個人用保護具の使い方及び消毒方法等の従業員教育を実施		・ディーラーと顧客の間に物理的仕切りを設置、カジノケージ及びゲーム機器間に6フィートを確保できない場合は物理的仕切りを設置		・顧客が密集しないように従業員・警備員を配置	・接触の多い箇所について定期的な消毒・清掃		
シンガポール		・施設内でのマスク着用義務	・施設内でのマスク着用義務	(なお、観光局の安全管理基準には、ゲーム機器及びテーブルの利用制限や、仕切りの設置に関する規定はない)(注8)	・収容率を65%以下に制限	・社会的距離の確保(1m以上)	・観光局の安全管理基準では、接触の多い箇所について定期的、高頻度の消毒、清掃を規定。ただし、ゲーム機器、テーブル、チップの消毒、清掃に関する具体的な規定はない。(注9)	・関連措置及び運営条件の遵守状況を確認する安全管理責任者を配置	
		・従業員(安全管理責任者に対する)教育の実施を奨励	・入場前の体温・健康状態チェック				・安全管理責任者を任命し、社会的距離確保を含む感染症対策の実行状況をモニタリング		
		・体温測定、症状確認等の従業員の健康状態チェック	・Safe Entryシステムの導入による顧客の入退場記録						
		・Safe Entryシステムの導入による従業員の入退場記録	・TraceTogetherモバイルアプリもしくはTraceTogetherトークンによる顧客入場時の濃厚接触者追跡						
マカオ		・施設内でのマスク着用義務	・施設内でのマスク着用義務	・スロットマシンは1台~2台空けての稼働(注11)	・収容率を通常の50%以下に制限	・社会的距離を確保(顧客、従業員ともに1m)	・チップはプレーヤー使用後に清掃/消毒(ゲーム機器、テーブルの消毒義務は規定されていない)	・顧客に対する全てのプロモーション活動を禁止	
		・従業員の健康状態の申告及び入社時の体温測定	・入場前の体温・健康状態のチェック	・カジノ施設内のテーブルでのスタンディング・ベットの禁止(注12)			・消毒対象については、1日に複数回の頻度で消毒		
		・従業員の旅行歴及び接触歴の把握	・入場時のマカオ健康コードの提示	・カジノ施設内のテーブルでの1席空けての着席(注13)			・カジノ施設において、室内面積に応じて換気頻度が算出され、最低でも毎時二回の空気循環		
		(なお、従業員教育に関するガイドラインはない)	・ゲーミング施設入場時の陰性証明の提示(注10)	・カジノ施設における仕切り(プレキシガラス等)の設置義務に関するガイドラインはない					

海外におけるカジノ及び関連施設に対する主な感染症対策(2021年2月28日現在)

	従業員への取組	顧客への取組	ゲーム機器・テーブルゲームに係る取組	ゲーミングエリアの収容人数	社会的距離の確保	消毒・清掃	その他	
韓国	・施設内でのマスク着用義務	・施設内でのマスク着用義務	・ゲーム機器及びテーブルの利用制限に関するガイドラインはない	・収容率を20%以下に制限(注14)	・飲食施設はテーブル間距離1mを確保(第2段階における措置)(注15)	(なお、ゲーム機器、テーブル、チップの消毒義務に関するガイドラインはない)	・飲食施設は、21時以降はテイクアウト・デリバリーのみ(第2段階における措置)(注17)	
	・従業員教育に関するガイドラインはない	(なお、入場前の体温・健康状態チェックに関するガイドラインはない)	(なお、カジノ施設における仕切り(プレキシガラス等)の設置義務に関するガイドラインはない)		・コンサートや映画館は1席ずつ空けて着席(第2段階における措置)(注16)		・イベント開催は100人未満に制限(第2段階における措置)(注18)	
オーストラリア	ニューサウスウェールズ州	・施設内でのマスク着用義務	・施設内でのマスク着用を推奨(注19)	・社会的距離に関する州のガイドラインに即したゲーム機器の運用(ゲーム機器及びテーブルの利用制限に関する具体的なガイドラインはない)(注21)	・施設面積に対して一人あたり2㎡で計算された人数以下に制限	・社会的距離の確保(2㎡/人)	・接触の多い箇所について定期的な消毒・清掃(なお、ゲーム機器、テーブル、チップ等の消毒義務に関する明確なガイドラインはない)	・シドニー大都市圏におけるナイトクラブは営業禁止
		・感染予防策や顧客情報管理に関する従業員教育の実施	・QRコードシステム「Service NSW」を導入し、施設入場時の顧客情報(名前、電話番号、入場日時等)を収集・保管	・顧客との交流の多い場所には、アクリル板プレート等の設置を検討			・劇場、映画館、音楽ホール等のエンターテインメント施設の収容人数の上限数は、屋内施設の場合は座席数の75%または1人あたり2㎡で計算した数の大きい方とし、屋外施設の場合は、座席数の100%または1人あたり2㎡で計算した数の大きい方とする。	
			(なお、カジノ施設の入場前の体温・健康状態チェックに関するガイドラインはない)(注20)					
	クィーンズランド州	・施設内でのマスク着用を推奨(注22)	・施設内でのマスク着用を推奨(注24)	・ホテル、クラブ、バー等のゲーム機器配置エリアにおける社会的距離確保のための仕切り設置のガイドラインはあるが、カジノ施設におけるゲーム機器及びテーブルの利用制限や、仕切り(プレキシガラス等)の設置に関する明確なガイドラインはない。(注26)	・施設面積に対して一人あたり4㎡で計算された人数以下に制限(注27)	・社会的距離の確保(4㎡/人)	・ホテル、クラブ、バー等のゲーム機器配置エリアにおける、ゲーム機器や接触の多い箇所の定期的な消毒・清掃のガイドラインはあるが、カジノ施設におけるゲーム機器、テーブル、チップ等の消毒義務に関する明確なガイドラインはない。(注28)	・ビュッフェの営業禁止
	・感染症対策に関する従業員教育の実施(注23)	・入場時の全顧客の連絡先情報の取得・保管義務			・ホテル、クラブ、バー等のゲーム機器配置エリアにおいて、顧客がゲーム機器周辺に密集しないよう職員が監視			
		(なお、カジノ施設の入場前の体温・健康状態チェックに関するガイドラインはない)(注25)						

注	<p>出典：調査対象地域のカジノ規制当局を含む関係当局が発出している以下のゲーミング施設関連の各種感染症対策ガイドラインを元に作成。</p> <p>米国ネバダ州：事業者向けガイドライン「安全衛生方針」(Health and Safety Policy for Resumption of Gaming Operations、2020年5月7日制定、最終更新日は2021年3月15日)</p> <p>米国マサチューセッツ州：最低限の要求事項(Minimum Requirements for the Initial Phase 3 Opening of Gaming Establishments、2020年6月23日制定、以降の改定はなし)</p> <p>米国ニュージャージー州：カジノ再開計画の評価基準(Standard for Review of Casino Reopening Plan、2020年6月30日制定、以降の改定はなし)</p> <p>米国ニューヨーク州：ゲーミング施設向け暫定ガイダンス(Interim Guidance for Gaming Facilities during the COVID-19 Public Health Emergency 2020年9月4日制定、以降の改定はなし)</p> <p>ただし、シンガポール、マカオ、韓国、オーストラリアについては、カジノ規制当局が発出したカジノ専用の感染症対策ガイドラインがないまたは限定的であるため、諸外国関係当局の発出する下記文書を主な参考として当資料を作成した。</p> <p>シンガポール：通商産業省観光局が公表しているアトラクション施設に求められる安全管理対策(Safe Management Measures for Attractions、2020年5月2日制定、最終更新日は2020年12月28日)</p> <p>マカオ：マカオ特別行政区政府衛生局が公表しているガイドライン(「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン - ゲーミング業の従業員及び顧客管理(Prevention of Novel Coronavirus Pneumonia - Advice to Gaming Industry on the Management of Staff and Customers)。(制定日：2020年2月17日、最終改定日：2020年12月23日)」等)</p> <p>韓国：韓国政府中央災難安全対策本部が公表している、5段階に細分化後の「社会的距離の確保」に関するガイドライン(2020年11月7日制定、以降の改定はなし。当ガイドラインは2020年6月28日に公表された3段階の「社会的距離の確保」のガイドラインを改定したものである。)</p> <p>オーストラリア ニューサウスウェールズ州：2020年6月1日の営業再開に係る5月29日に発出された州公衆衛生命令以降、適宜更新されている州公衆衛生命令、州政府が公表している各種感染症ガイドライン、事業者による作成が義務づけられているCOVID安全計画(COVID Safe Plan)における要求事項</p> <p>オーストラリア クィーンズランド州：2020年7月3日のカジノ施設営業再開に係る7月3日に発出(非カジノ施設については2020年5月15日の営業再開に係る5月14日に発出)された州公衆衛生指示以降、適宜更新されている州公衆衛生指示、州政府が公表している各種感染症ガイドライン、事業者による作成が義務づけられているCOVID安全計画(COVID Safe Plan)における要求事項</p>
1	カジノ規制当局が発出しているガイドラインには入場前における顧客の体温・健康状態チェックに関する直接的な規定はないが、米国疾病予防管理センター(CDC)及び州保健当局のガイドラインに従った運用を行っている。
2	ゲーム種ごとの最大利用人数は、当初、ブラックジャックは3人、クラップスは6人、ルーレット及びポーカーは4人までとされていたが、2021年3月15日付の安全衛生方針では、単に最低限座席を一つ置きとし、ゲーム種毎に顧客の人数を制限するか当局の承認を受けた代替的措置を実施することとされている。
3	カジノ規制当局が発出しているガイドラインには仕切り(プレキシガラス等)設置義務に関する直接的な規定はないが、連邦労働安全衛生庁(Occupational Safety and Health Administration; OSHA)のガイドラインに従った運用を行っている。
4	2020年7月の営業再開当初はルーレットは禁止されていたが、マサチューセッツゲーミング委員会は2020年10月にプレーヤー数を最大3名/台とする条件下でルーレットの再開を承認した。
5	2021年2月8日からカジノを含むレクリエーション施設は収容率25%から40%以下に緩和されたが、2020年6月23日にマサチューセッツゲーミング委員会が策定・承認した最低限の要求事項で定められている独自の計算式による人数制限の遵守も同時に求められており、いずれか低い方が実質的な収容制限の数値となっている。
6	ゲーム種ごとの最大利用人数は、ブラックジャック及びPai Gowは3人、ルーレット及びポーカーは4人、クラップスはテーブルの長さが14フィート未満の場合6人(片側3人ずつ)、14フィート超の場合8人まで(片側4人ずつ)に規制している。
7	2021年2月5日に、カジノ施設の収容率制限は25%以下から35%以下へ緩和された。
8	マリーナ・ベイ・サンズ(MBS)は、ゲーム機器を1m間隔で配置、1台あたり1名を上限とし、テーブルゲームは1台あたり3名を上限としている。 リゾートワールド・セントーサ(RWS)は、利用可能なゲーム機器を1台おきに配置し、テーブルゲームは1mの座席間隔を確保するとともに、1台あたり4名を上限(ただし、ルーレット及び大小は3名を上限)とし、かつ、スタンディング・ベットを禁止している。
9	MBSは、全ての公共スペース及び接触頻度の高い接触面を、医療用グレードの消毒剤を使って高頻度で清掃するとともに、800以上の手指消毒剤を設置。RWSは、公共スペースにおける接触頻度の高い接触面を高頻度で消毒、施設全体に270以上の手指消毒剤を配置。
10	2021年3月3日から撤廃
11	2020年2月18日の博彩監察協調局(DICJ)からのリリースより引用
12	2020年2月18日の博彩監察協調局(DICJ)からのリリースより引用
13	2020年2月18日の博彩監察協調局(DICJ)からのリリースより引用
14	GKLの施設及びカンウォンランドは「国公立施設」に分類され、「社会的距離の確保」の第1.5段階の際には、収容率は20%に制限される(なお第2段階以上の場合、営業停止となる)。
15	重点管理施設に分類される飲食施設の、「社会的距離の確保」の第2段階の際の制限
16	一般管理施設に分類されるコンサート会場や映画館の、「社会的距離の確保」の第2段階の際の制限。なお、GKLの施設及びカンウォンランドは「国公立施設」に分類され、パラダイスは「その他管理施設」に分類される。社会的距離の確保に関する規制については、「国公立施設」の基準においては収容率制限(第1段階及び第1.5段階)または運営中止(第2段階以上)のみであり、「その他管理施設」の基準においてはマスク着用義務(第1.5段階及び第2段階)または利用人数の制限(第2.5段階)のみであり、いずれにおいても社会的距離に関する具体的な規定はない。
17	重点管理施設に分類される飲食施設の、「社会的距離の確保」の第2段階の際の制限
18	一般管理施設に分類される結婚式場の、「社会的距離の確保」の第2段階の際の制限
19	2021年1月3日以降、シドニー大都市圏の屋内施設内でのマスク着用が義務化され、カジノ施設内でもマスクの常時着用が必要となったが、2月11日より、カジノ施設はマスクの常時着用義務対象から外れることになった。
20	病院や健康管理施設への入館の際には体温検査と健康状態確認が義務付けられているが、カジノ施設に関しては明確なガイドラインはない。
21	独立酒類ゲーミング機構は、2020年6月1日、事業者に対するステートメント(Statement of Regulatory Intent in regards to COVID-19 coronavirus)をリリースし、カジノ事業者は州保健当局が発出している社会的距離に関するガイドラインを踏まえてゲーミング機器の営業を行うよう指示した。
22	2021年3月29日に、クィーンズランド州全域でマスク着用が義務付けられた。
23	COVID Safe Checklistによる防疫措置を行っている企業の全従業員はオンラインプログラムを受講する必要がある。
24	2021年3月29日に、クィーンズランド州全域でマスク着用が義務付けられた。
25	Queensland Tourism Industry Council (QTIC)等一部業界団体は、観光・宿泊業の事業者に、顧客の入場前の体温・健康状態チェックを奨励している。
26	スター・エンターテイメントは、州政府のガイドラインに従いCOVID Safe Site-Specific Planを作成しており、その中で、テーブルゲームは1台あたり4名までを上限としている。
27	スター・エンターテイメントは、COVID Safe Site-Specific Planの中で、4㎡/人規則に従い、スター・ゴールドコーストにおける収容人数上限を2,689名としている。
28	スター・エンターテイメントは、COVID Safe Site-Specific Planの中で、テーブルゲームにおいて、チップや機器等接触頻度の高い接触面の消毒について定めている。